

令和 8 年 7 月

酒 の し お り

国 税 庁 課 税 部

酒税課 酒類業振興・輸出促進室

目 次

○ 酒レポート	1
○ 酒類行政の基本的方向性	19
〔酒 税 収 入〕	
1 国税収入の累年比較	20
2 酒税収入の累年比較	21
付表 我が国における酒税制度等の沿革（概要）	22
〔酒 類 の 品 目〕	
3 酒税法における酒類の分類及び定義	23
4 酒類の製造工程図	
(1) 清酒	24
(2) 連続式蒸留焼酎・原料用アルコール	25
(3) 単式蒸留焼酎	26
(4) 単式蒸留焼酎（泡盛）	27
(5) みりん	28
(6) ビール	29
(7) ワイン	30
(8) ウイスキー	31
〔酒 税 の 税 率〕	
5 酒税率一覧表（令和 8 年10月 1 日～）	32
酒税率一覧表（令和 5 年10月 1 日～令和 8 年 9 月30日）	33
酒税率一覧表（令和 2 年10月 1 日～令和 5 年 9 月30日）	34
付表 1 主要酒類の酒税等負担率表	35
付表 2 酒税等の負担率の推移	35
〔製 成 数 量〕	
6 酒類製成数量の推移	36
付表 1 酒類製成数量の推移表	37
付表 2 特定名称酒のタイプ別製成数量の推移表	38
〔課税数量及び課税額〕	
7 酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）	39
付表 酒類課税数量の推移表（国税局分及び税関分の合計）	40
8 酒類課税数量の推移（国税局分）	41
付表 1 酒類課税数量の推移表（国税局分）	42

付表 2	特定名称酒のタイプ別課税移出数量の推移表（国税局分）	43
9	酒類課税数量の推移（税関分）	45
付表 1	酒類課税数量の推移表（税関分）	46
付表 2	国内製造品・輸入品別課税数量及び輸入割合の推移	47
10	酒税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計）	48
付表	酒税課税額の推移表（国税局分及び税関分の合計）	49
11	酒税課税額の推移（国税局分）	50
付表	酒税課税額の推移表（国税局分）	51

〔販売（消費）数量〕

12	酒類販売（消費）数量の推移	52
付表	酒類販売（消費）数量の推移表	53
13	令和 6 年度成人 1 人当たりの酒類販売（消費）数量表（都道府県別）	54

〔免 許 場 数〕

14	酒類等製造免許場数の推移	55
付表 1	地ビール製造免許場（者）数の推移	56
付表 2	果実酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（果実酒））	56
付表 3	濁酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（その他の醸造酒））	56
付表 4	果実酒製造免許場（者）数の推移（特産酒類（果実酒））	57
付表 5	リキュール製造免許場（者）数の推移（特産酒類（リキュール））	57
付表 6	単式蒸留焼酎製造免許場（者）数の推移（特産酒類（単式蒸留焼酎））	57
付表 7	原料用アルコール製造免許場（者）数の推移（特産酒類（原料用アルコール））	58
付表 8	清酒製造体験特区件数の推移	58
15	酒類販売業免許場数の推移	59

〔酒類業者の概況〕

16	酒類事業者の概況	60
----	----------	----

〔酒 類 の 表 示〕

17	酒類の表示義務	63
18	清酒の製法品質表示基準	64
19	果実酒等の製法品質表示基準	68
20	酒類の地理的表示に関する表示基準	70
21	二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準	76
22	酒類の表示の基準における重要基準	78
23	日本農林規格等に関する法律（J A S 法）に基づく酒類における有機の表示	79

〔酒類容器のリサイクル〕

24	酒類容器等の３Ｒ（スリーアール）の推進	82
〔20歳未満の者の飲酒防止〕		
25	20歳未満の者の飲酒防止等に関する取組等	84
26	未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱	87
27	酒類自動販売機の設置状況	91
〔アルコール健康障害対策〕		
28	アルコール健康障害対策基本法の概要	94
〔酒類販売管理者制度〕		
29	酒類販売管理者制度	96
〔公正取引の確保〕		
30	酒類の公正な取引に関する基準	98
31	酒類に関する公正な取引のための指針	100
32	酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について	105
33	「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例	107
34	「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして「嚴重指導」を行った事例	109
〔酒類業の振興〕		
35	最近の日本産酒類の輸出動向について	111
36	最近の清酒の輸出動向について	111
37	各酒類の主な輸出先（2025年）	112
38	主な輸出先の輸出金額（2025年）	112
39	酒類事業者向け補助金	113
40	海外販路開拓支援事業	114
41	国際的プロモーション事業	117
42	酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度	118
43	日EU経済連携協定（EPA）の概要	119
44	日米貿易協定：酒類の合意概要	120
45	日英EPAの概要	120
46	RCEP：酒類の合意概要	121
47	日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的醸造」がユネスコ無形文化遺産に登録	121
〔技術支援に関する取組〕		
48	国税庁による技術支援	122
49	酒類総合研究所による技術支援	123

〔放射性物質に対する酒類の安全性確保〕	
50	放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について 125
〔酒類業の活性化・経営革新支援〕	
51	酒類業に対する活性化支援 127
〔独立行政法人酒類総合研究所〕	
52	独立行政法人酒類総合研究所の概要 128
〔酒 類 業 組 合〕	
53	酒類業組合等構成図表 129
〔そ の 他〕	
54	国税庁の使命 130
〔参 考〕	
○	国税局及び酒類指導官設置署等一覧表（令和8年4月1日現在） 131
○	e-Tax利用可能手続一覧（申請・届出）酒税関係 136
○	イメージデータで提出可能な手続一覧（申請・届出）酒税関係 140

酒レポート 令和8年7月

はじめに

国税庁は、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の所管官庁として、国税庁の任務の一つである「酒類業の健全な発達」に向けて、様々な取組を行っています。

以下、酒類業界の状況や課題について、統計データ等を参照しながら説明するとともに、国税庁の取組を紹介します。

1 酒類業界を巡る状況

(1) 国内市場の状況

少子高齢化や人口減少による人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化、嗜好の多様化等により、国内市場は全体として縮小傾向にあります。

【図1、2】

各酒類の課税数量（酒類製造場から移出された酒類の数量及び保税地域から引き取られた酒類の数量をいいます。以下、同じです。）の構成比率の推移を見ると、その構成は大きく変化してきたことがわかります。【図3】

特に、平成6年度以降、ビールの課税数量が大きく減少していますが、これはビールから低価格の発泡酒（いわゆる「新ジャンル」を含みます。）やチューハイなどのリキュール等に消費が移行していることが一因と考えられます。

しかし近年では、令和2年10月及び令和5年10月のビール類（ビール、発泡酒、新ジャンルをいいます。）の税率改正により、課税数量が増加傾向になっています（令和8年10月に、ビール類の税率が統一されます。）。酒税の課税額は、平成6年度以降、減少傾向となっているものの、令和6年度の課税額は約1.2兆円となっており、安定

した租税収入として引き続き重要な役割を果たしています。【図4】

令和6年度における酒税収入の内訳を見ると、3割超がビール（約4,456億円）であり、発泡酒（約2,589億円）や、チューハイが大部分を占めるリキュール（約838億円）を合わせると、これら低アルコール飲料が全体の約3分の2を占めています。

【図5】

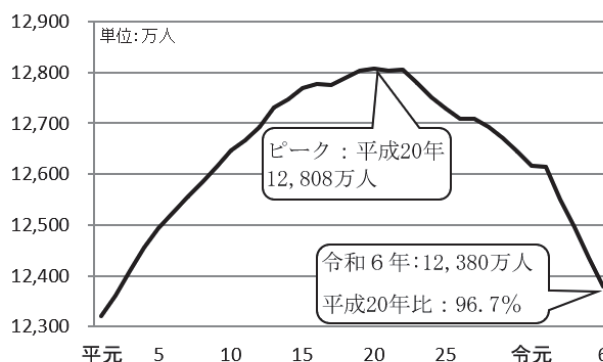
なお、酒類製造業及び酒類卸売業の概況（令和7年アンケート）によれば、令和6年における酒類製造者等の国内売上金額は、3兆8,438億円となっており、内訳を見ると約3割がビール（1兆1,530億円）です。チューハイが大部分を占めるリキュール（7,566億円）、発泡酒（4,578億円）と合わせると、2兆3,674億円（61.59%）となり、これら低アルコール飲料が全体の約6割を占めています。

また、酒類卸売業者の酒類に係る国内売上金額は4兆9,626億円となっています。これには果実酒、ウイスキー、ブランデーなどの輸入酒類の取引額を含んでいるため、単純に比較はできませんが、酒類製造者等の国内売上金額の約1.3倍となっています。

【図6】

酒類の消費（販売）動向をみると、令和6年度の酒類の消費（販売）数量は、10年前と比較して約7%減少しています。【図7】

図1 人口の推移



資料：国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。

図2 成人一人当たり酒類消費数量の推移

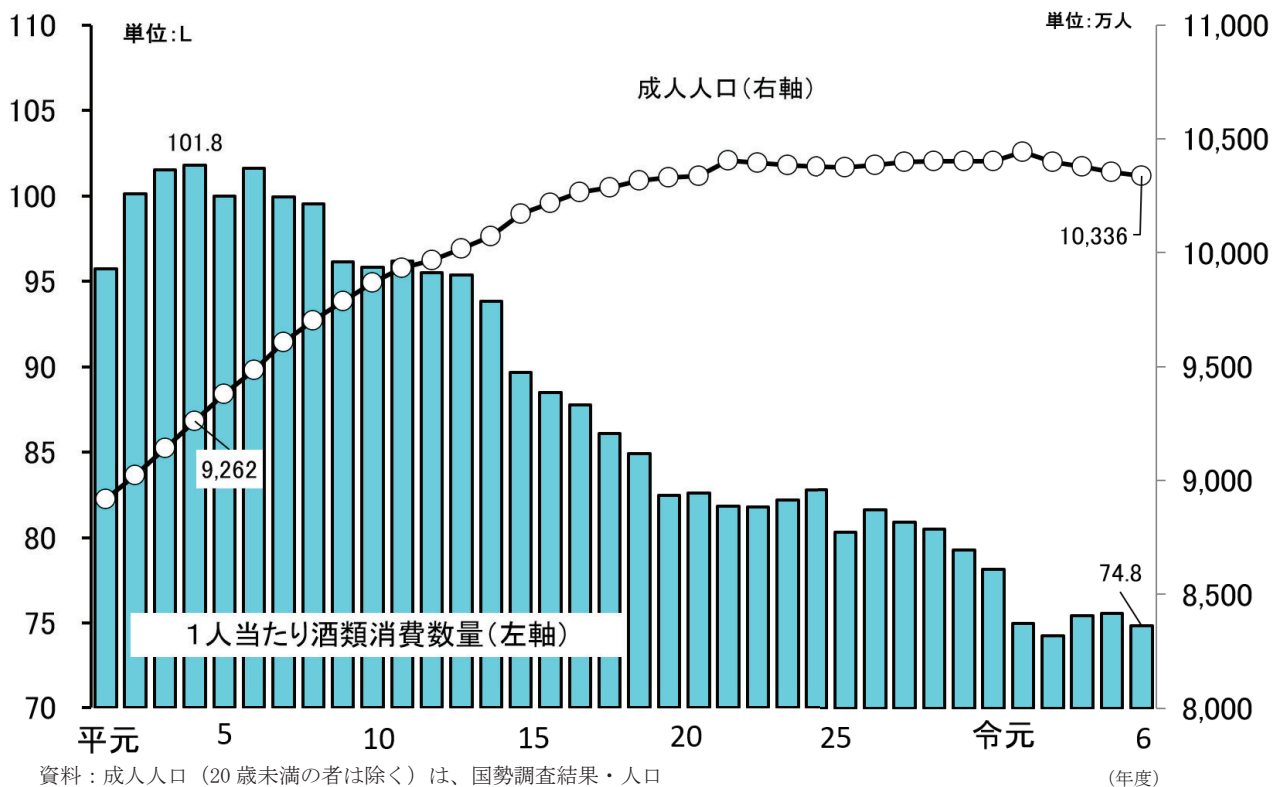
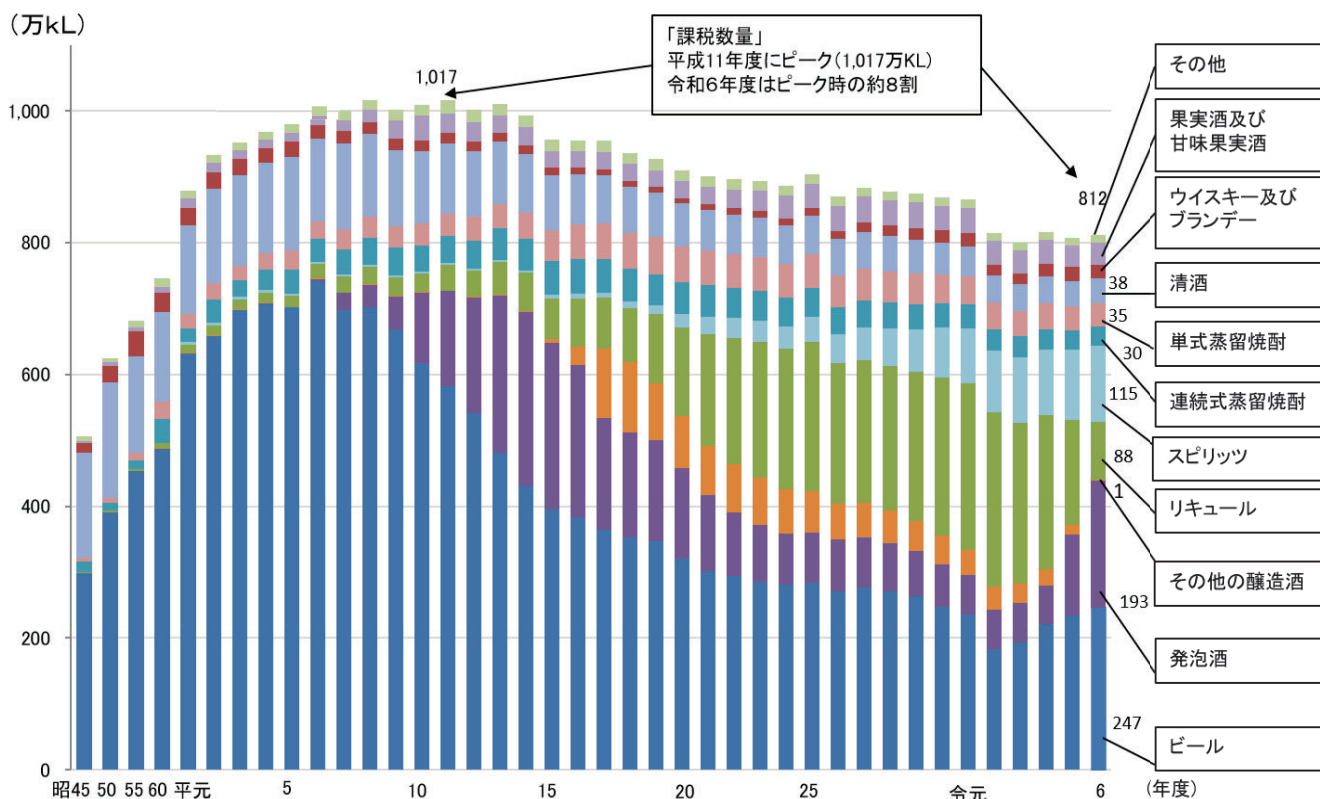


図3 酒類課税数量の推移



資料：国税庁統計年報による。

(注) 昭和60年度以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。

図4 酒類課税数量と課税額の推移

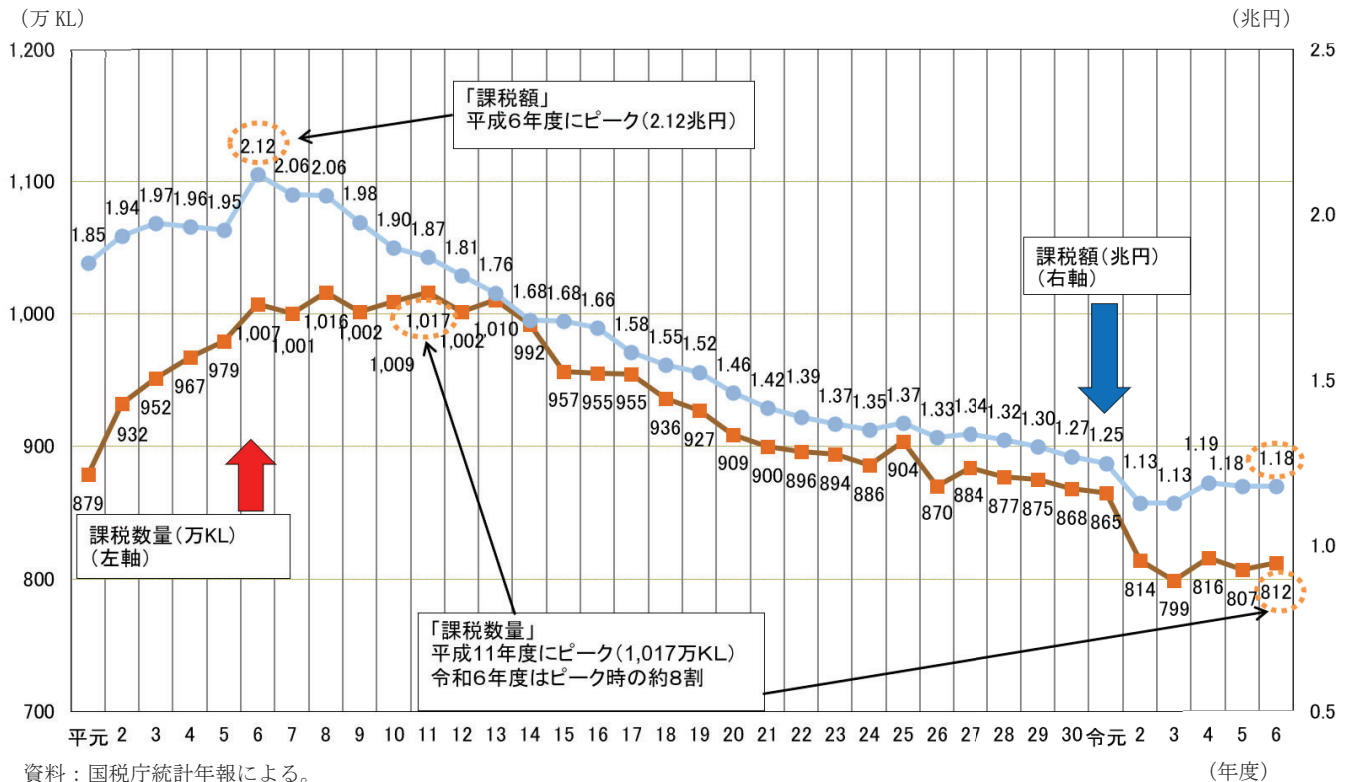
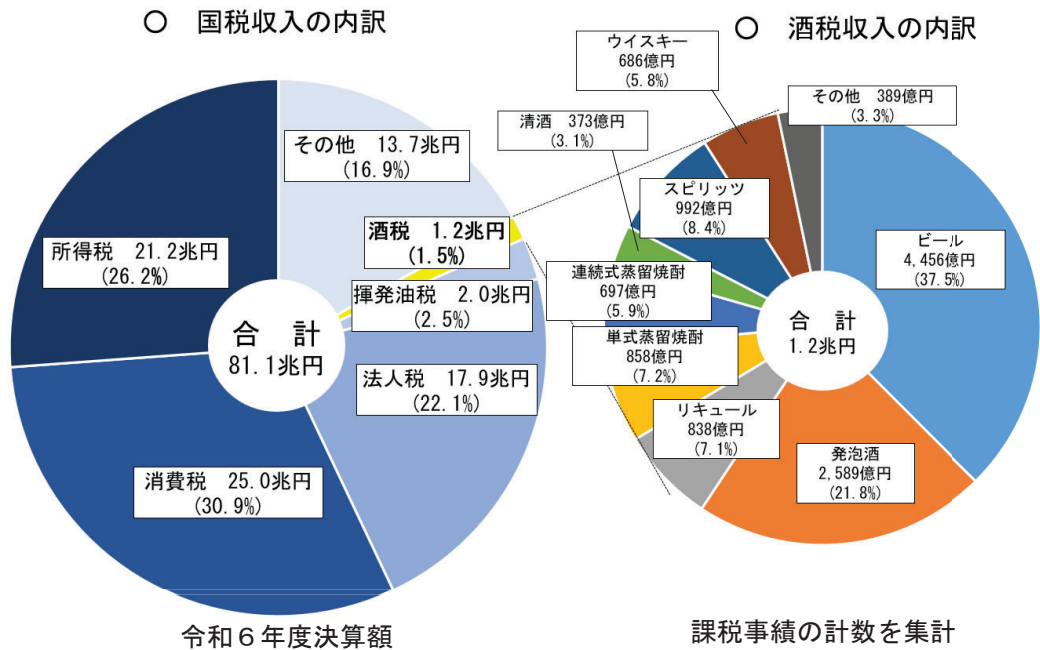


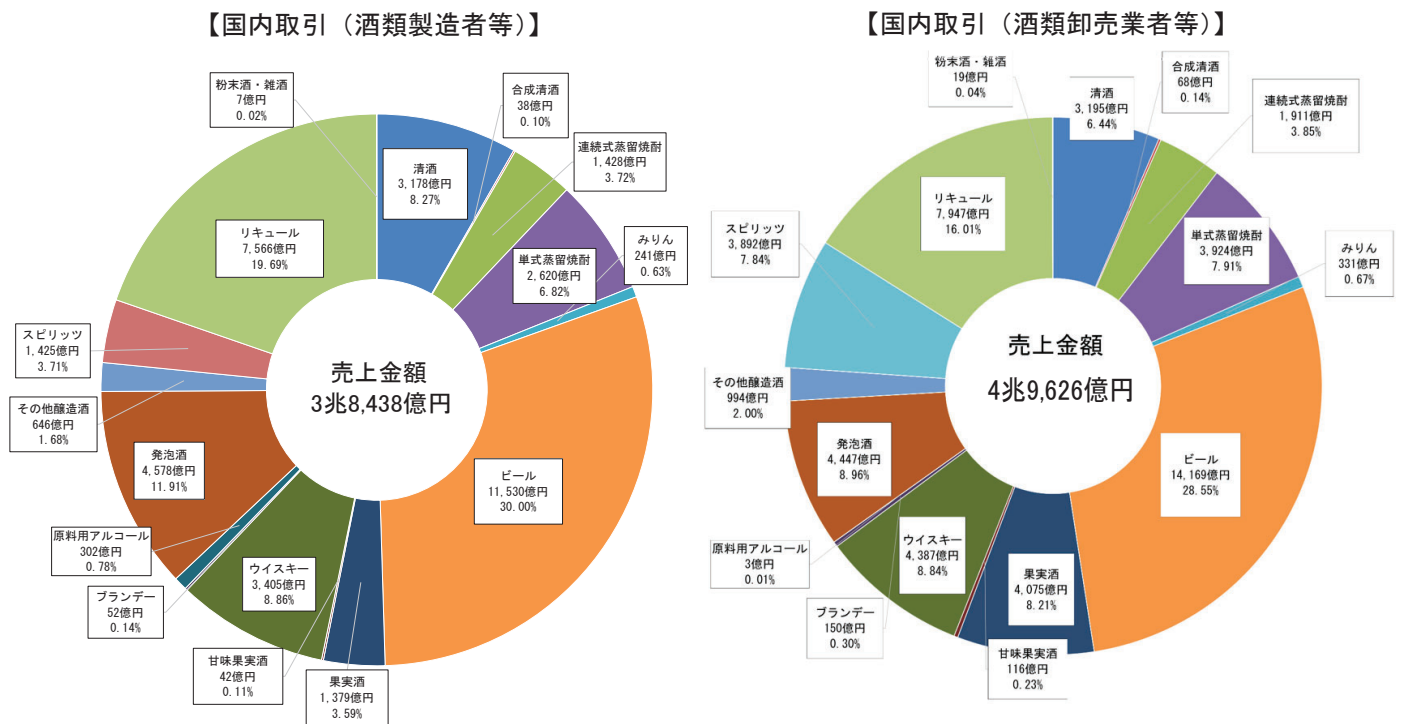
図5 酒税収入の状況



(注) 各品目の税額について、課税事績の計数を集計したものであり、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定の適用を受ける酒類及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定の適用を受ける酒類(措置法の規定の適用を受けるものに限る。)は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものである。

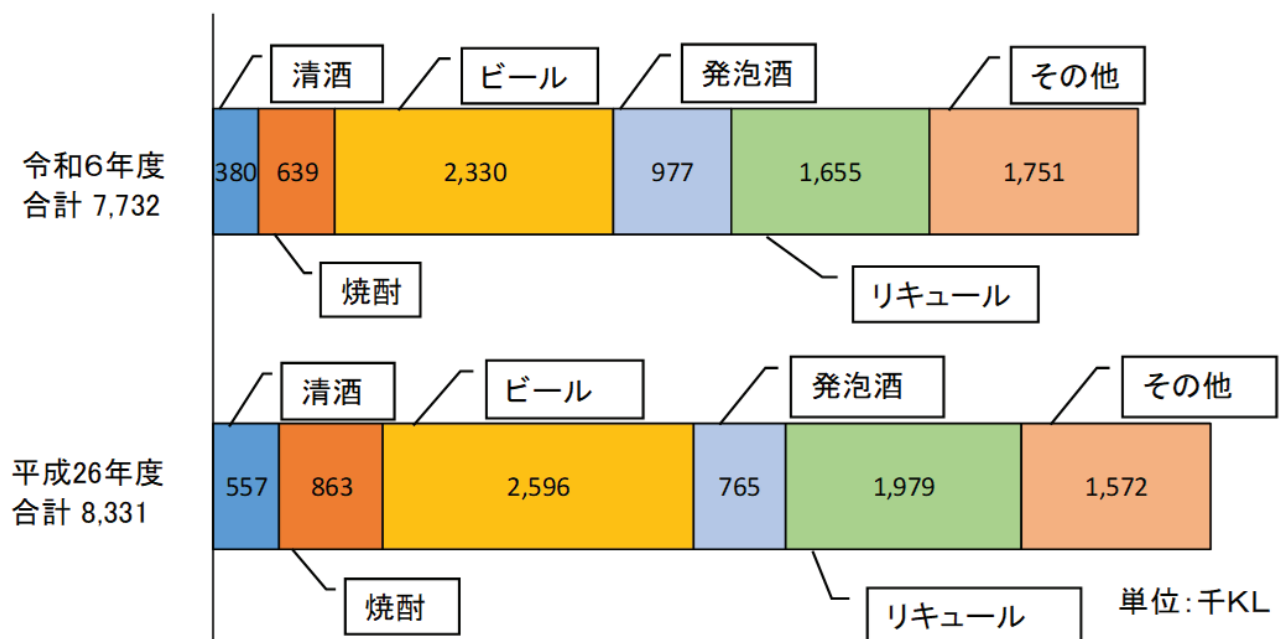
資料：財務省ホームページによる。

図 6 酒類製造業及び酒類卸売業の概況



資料：酒類製造業及び酒類卸売業の概況（令和7年アンケート）による。

図 7 酒類の消費（販売）動向



資料：国税庁統計年報による。

次に、個別の酒類について見ると、清酒の課税数量は、昭和48年度のピーク時(177万KL)から、令和6年度には3割以下の38万KLまで減少しています。【図8】

しかしながら、清酒の課税移出数量をタイプ別に見ると、普通酒は減少傾向にある一方、純米酒や純米吟醸酒は増加傾向にあ

り、平成25酒造年度が9.2万KLであったのに対し、令和6酒造年度は10.5万KLと約14.6%増加しています。【図9】

また、清酒製造業の出荷金額の単価は近年増加傾向にあります。これは、より高付加価値の商品の需要の高まりを表すものと考えられます。【図10】

図8 清酒の課税数量の推移

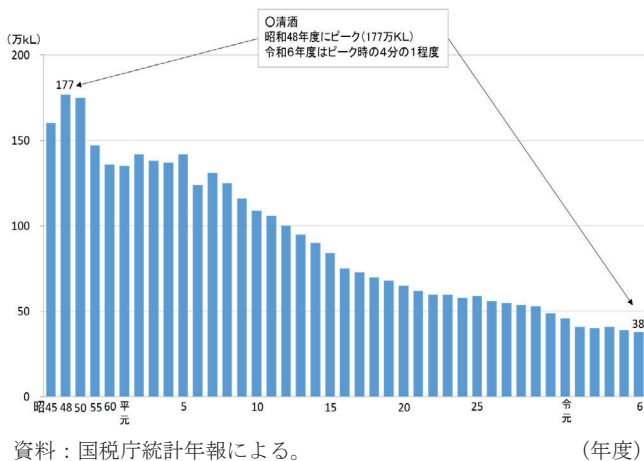


図9 特定名称酒の課税移出数量の推移

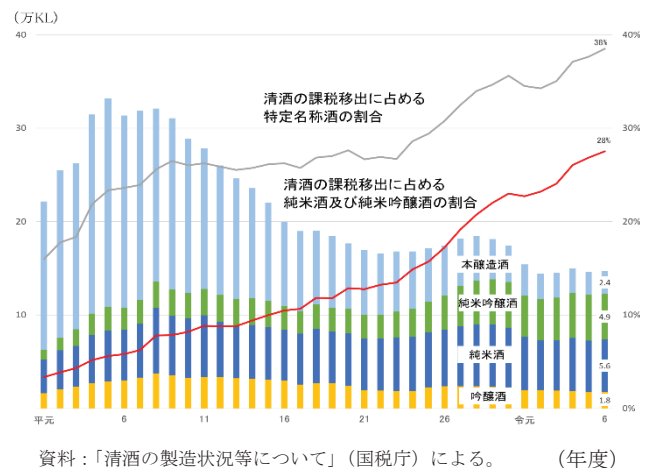
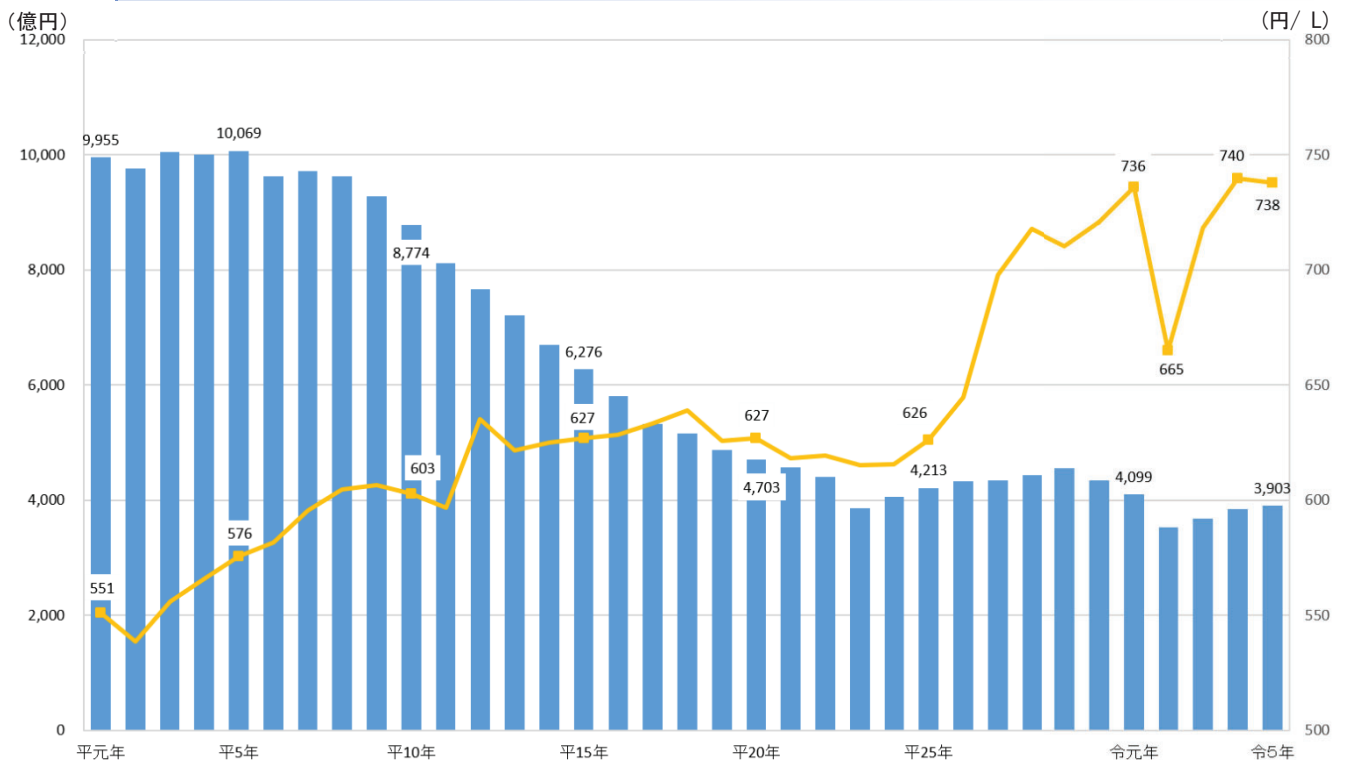


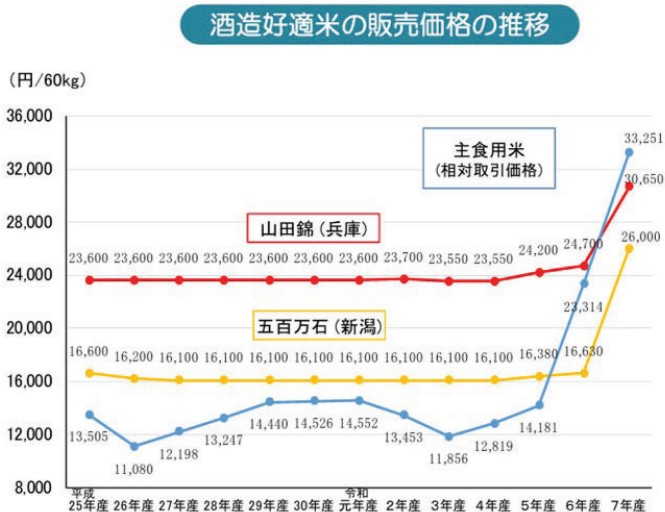
図10 清酒製造業の出荷金額と単価の推移



最近の清酒製造業に特に影響の大きい事項として、米価高騰があります。酒造用原料米の中でも酒造好適米は、主食用米に比べて栽培が難しい等の理由から、これまで主食用米に比べて高値で取引され、需給については、酒蔵と地域の農家との結び付きにより、安定的に取引が行われてきました。しかしながら、令和6年産からの主食用米の価格高騰により、令和7年産においては、主食用米と酒造好適米の価格の逆転現象が生じ、酒米の作付けに大きな影響を与えています。【図11】

日本酒の原料は国内産米に限られ、製造原価に占める原料米の割合は高い比率となっています。お酒は嗜好品であるため、値上げによる消費者の購買意欲を低下させないよう段階的な製品の値上げを実施・検討するなど、各酒蔵による企業努力が行われていますが、過去に類を見ない急激な原価上昇分全てを短期間で製品価格に転嫁することは容易ではなく、酒蔵は厳しい経営環境に置かれています。

図11 原料米の価格推移



資料：「日本酒原料米をめぐる状況」（令和8年5月・農林水産省発表）による
 （注1）酒造好適米（日本酒造組合中央会からの聞き取り）は、1等米の販売価格
 （注2）主食用米（相対取引価格）は、出回りから翌年10月までの1等米の通年平均価格
 （7年産は出回りから令和8年4月までの速報値）であり、包装代、運賃を含み消費税相当額を含まない。

(2) 世界の酒類市場の動向と日本産酒類の輸出の状況

令和6年の世界の酒類市場の推計規模は約1.2兆USドルで、この10年の年平均成長率は約2.3%と緩やかに拡大しています。【図12】

国・地域別では、中華人民共和国が約2,758億ドル、アメリカ合衆国が約1,922億ドルとなっており、この10年で中華人民共和国市場が約1.4倍、アメリカ合衆国市場が約1.3倍に拡大しています。

【図13】

日本産酒類の輸出については、清酒（日本酒）、ウイスキー等の日本産酒類の国際的な評価の高まりを背景に堅調に増加し、令和7年には過去最高の1,495億円（対前年比11.8%増）となりました。特に、中華人民共和国向け輸出については、長引く不景気等の影響により令和5年、令和6年と2年連続で大幅減（それぞれ対前年比18.5%、23.9%減）となっていました。令和7年には対前年比19.4%増と復調傾向にあります。

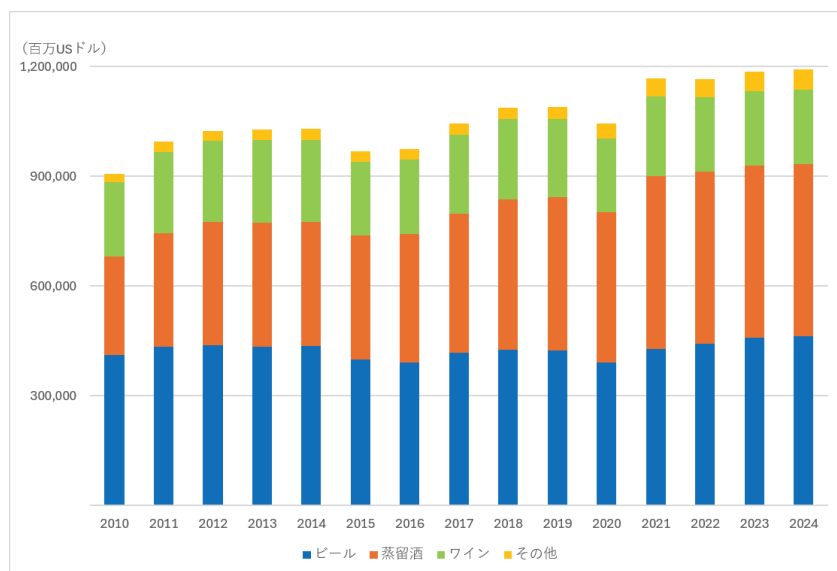
アメリカ合衆国向け輸出については、令和7年4月以降の関税措置の影響が懸念されましたが、対前年比4.7%増と堅調に増加しました。この2国で輸出額の38.1%を占めますが、両国以外の国・地域への輸出額についても、対前年比11.8%増となっています。

輸出金額を品目別に見ると、1位ウイスキー（490億円）、2位清酒（459億円）であり、2品目で総輸出額の63.5%に達します。前年との比較ではワインが減少（対前年比6.2%減）となった以外は軒並み前年増となり、特にビール、リキュールは過去最高額を達成しています。【図14】

このように日本産酒類の輸出は伸長していますが、世界における認知度は未だ低いといえます。例えば清酒について述べると、我が国を除く世界の酒類市場に占める清酒

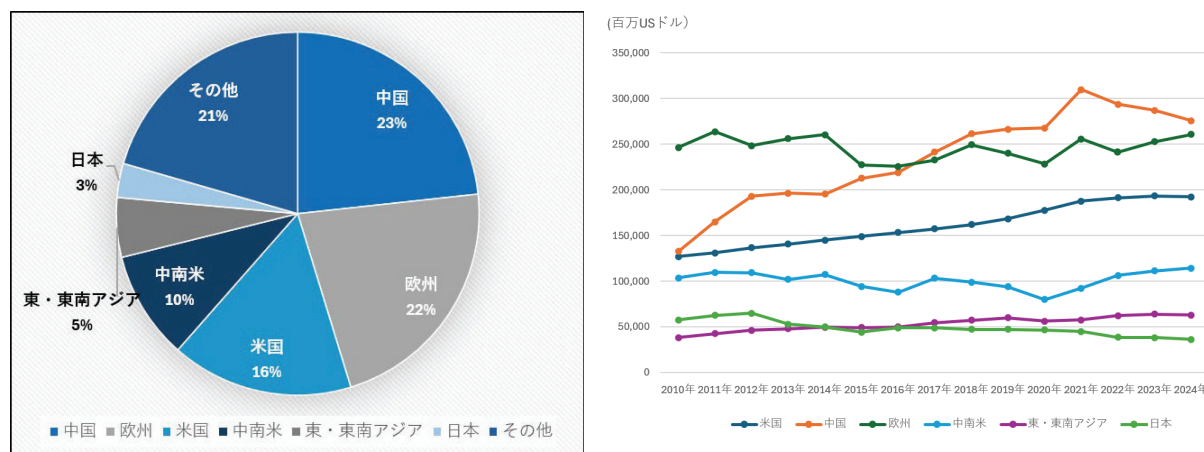
(Sake)のシェアは0.1%に達しません(令和6年)。日本産酒類の持つポテンシャルの高さに鑑みれば、潜在的市場規模はもっと大きいと推定されます。

図 12 世界の酒類市場の動向



(出典：IWSR Drinks Market Analysis Limited)

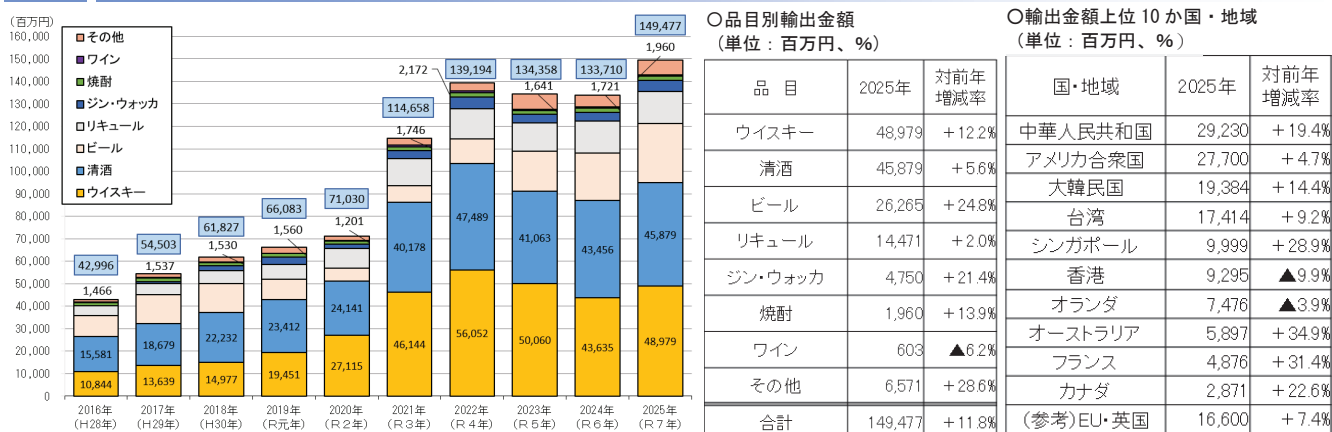
図 13 国・地域別の酒類市場規模と10年前との比較



(出典：IWSR Drinks Market Analysis Limited)

- ・ 欧州は、欧州連合（EU）加盟国及び英国の総計
- ・ 中南米は、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、メキシコの総計
- ・ 東・東南アジアは、香港、韓国、台湾、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの総計

図 14 最近の日本産酒類の輸出動向



資料: 財務省貿易統計 (2026 年 3 月 13 日時点の数値で作成) による。

(3) 酒類業免許の状況等

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性や習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であるという特殊性に鑑み、その製造・販売に免許制を採用しています。

① 酒類製造免許の状況

酒類を製造するには、酒類の品目や製造する場所ごとに酒類製造免許を取得する必要があります。令和 6 年度の酒類製造免許場数(各酒類を通じたもの)は 4,208 場となっています。酒類製造免許場数は長らく減少傾向にありましたが、平成 24 年度を境に、果実酒(特に日本ワイン)などの人気の高まり等から増加傾向に転じています。【図 15①】

品目別に平成 25 年度と比べると、果実酒、ビールのほか、その他の品目の製造免許場数が増加しています。【図 16】

その他の品目の製造免許場数が大きく増加している要因としては、構造改革特別区域法による最低製造数量基準の特例を受けたその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」)・リキュール(特産品を原料としたもの)、地域の特産品などを使用した発泡酒の酒類製造場が増加していること等が挙げられます。

酒類業界の大半は中小企業ですが、商

品の差別化や高付加価値化、海外展開等に取り組み、成長している事業者も少なくありません。最近では、異業種からの参入やスタートアップなど、酒類業界にも新たな動きが見られます。

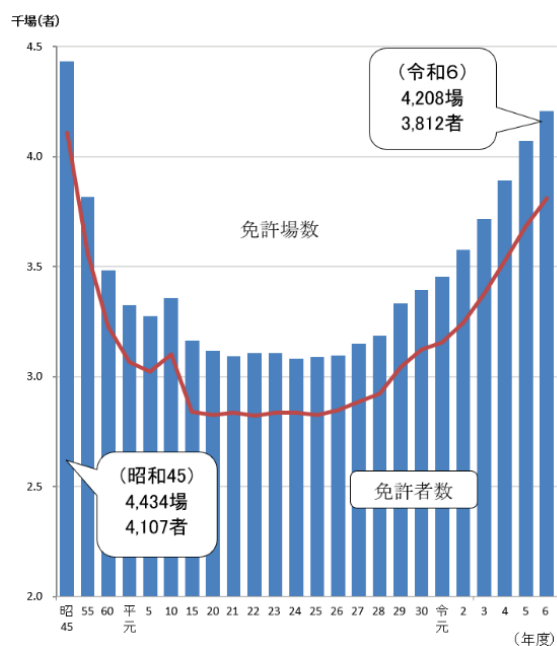
② 酒類販売業免許の状況

酒類の販売業を行うには販売場ごとに酒類販売業免許を取得する必要があります。酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分されており、令和 6 年度の酒類卸売業免許場数(全酒類)は 4,650 場、酒類小売業免許場数(全酒類)は 165,308 場となっています。【図 15②、③】また、平成 10 年から酒類小売業免許場数(全酒類)の需給調整要件を段階的に緩和した結果、平成 19 年度まで酒類小売業免許場数(全酒類)は増加していましたが、その後は減少傾向にあります。

なお、この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストアに加え、ホームセンターやドラッグストアの酒類小売業への参入が進みました。

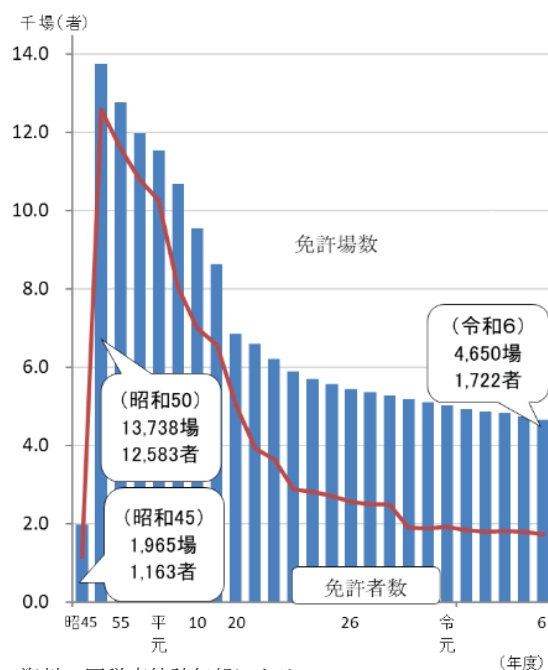
この結果、一般酒類小売業免許場(通信販売を除きます。)の業態別構成比において、これらの業態の比率が増加する一方で、昔ながらの一般酒販店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化しています。【図17】

図 15① 酒類製造業者数等の推移



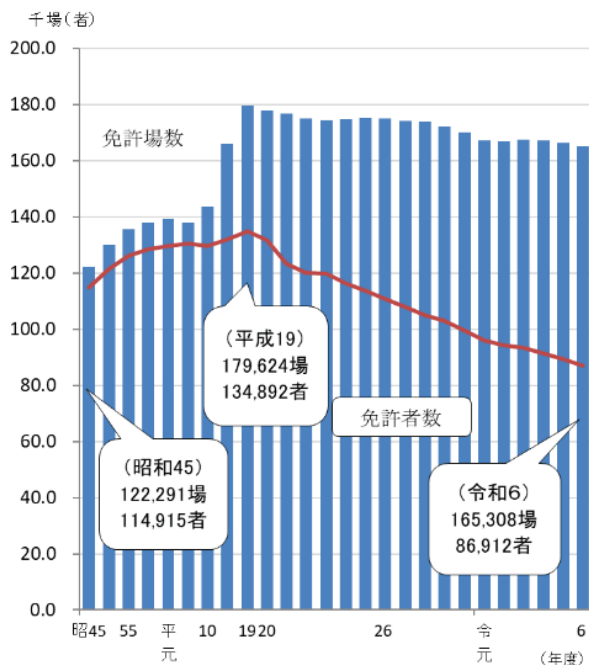
資料：国税庁統計年報による。

図 15② 酒類卸売業者数等の推移



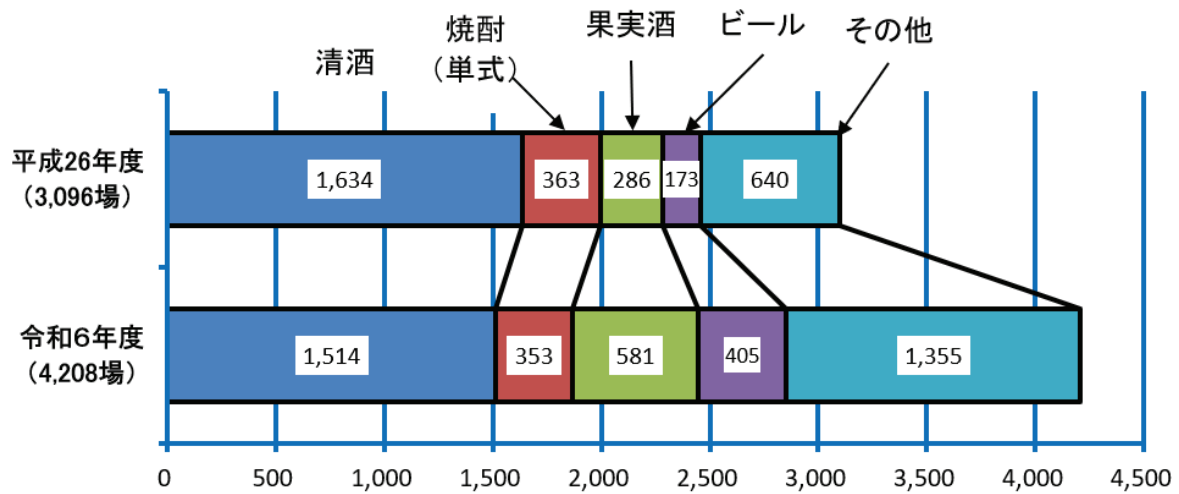
資料：国税庁統計年報による。

図 15③ 酒類小売業者数等の推移



資料：国税庁統計年報による。

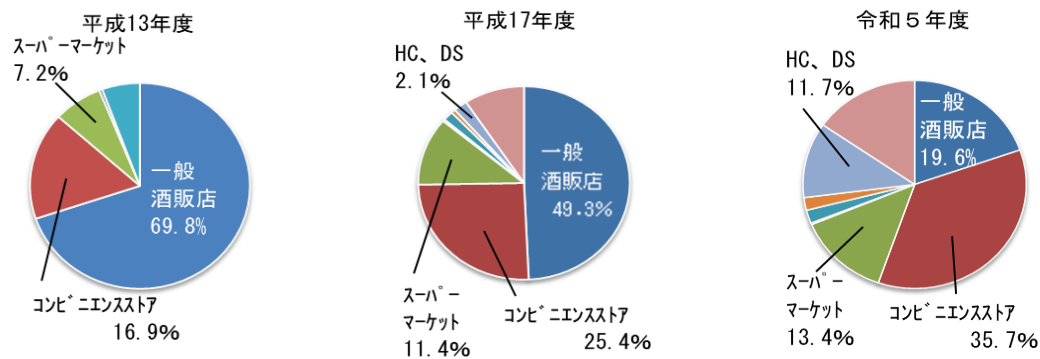
図 16 酒類製造業の現状（製造免許場数の比較）



資料：国税庁統計年報による。

(注) 複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

図 17 酒類小売業免許場の業態別構成比



資料：平成13年度及び17年度は酒類小売業者経営実態調査による。令和5年度は酒類小売業者の概況による。

注釈：HC（ホームセンター）、DS（ドラッグストア）

2 酒類業界の主な課題と国税庁の取組

(1) 酒類業の振興

酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、関係機関と連携・協調しつつ、消費者を含め全体を展望した総合的な視点から、酒類業の振興に取り組んでいます。

酒類業の振興の取組に当たっては、酒類業界の現状や課題等を踏まえ、次の4つを主な課題として、それぞれ取組を進めています。

課題1：販路開拓（輸出促進支援）

日本産酒類の販路拡大等を通じた海外市場の一層の開拓は、人口動態の変化等により、国内市場が全体として縮小傾向にある中で、酒類業の更なる発展を図る観点から重要です。

このため、各国の酒類市場動向を踏まえて狙うべき市場を定め、商品開発、流通経路の開拓、日本産酒類のプロモーションを一貫して実施することが必要です。酒類については、各国・各地域においてそれぞれ特有の税制、免許制度、商慣行等が存在し、これらを的確に把握した上で市場開拓・販路開拓を進めることも大切です。例えば、海外の流通市場においては、地場の流通大手が圧倒的な市場シェアを占めているケースがあり、これらの流通大手と取引を行い継続することや輸出先国・地域の多角化に取り組むことが販路拡大において重要です。

さらに、輸出先国によっては、酒類に高い関税が課されていたり、容器の容量規制等の非関税障壁が設けられていたりするケースがあります。このため、諸外国との国際交渉を通じて、引き続き、これらの課題を解決する必要があります。

国税庁としては、このような状況を踏まえ、以下の取組を行っていくこととしています。

① 輸出拡大実行戦略の着実な推進

我が国は、2030年における農林水産物・食品の輸出額目標を5兆円と定めており、この実現のため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和7年5月30日改訂）を定めています。

日本産酒類では、清酒（日本酒）、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が輸出重点品目に指定されており、それぞれ品目別の実行戦略として、2030年の輸出額目標、重点的に取り組むターゲット国・地域、課題及び対応方針が定められています。また、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（輸出促進法）により、オールジャパンで輸出に取り組む輸出重点品目の業界団体を「認定品目団体」として認定することとされており、清酒及び本格焼酎・泡盛については、日本酒造組合中央会が品目団体として令和4年12月に認定されています。

このほか、日本産酒類全般について、
・令和6年12月の「伝統的造り」のユネスコ無形文化遺産登録を契機として、日本産酒類の認知度向上の取組を進めること、

・インバウンドによる食関連消費の拡大の観点から、日本産酒類に対する新たなファンを開拓するための取組や、日本酒造組合中央会によるインバウンドに対する魅力発信の取組を後押しすること

等としており、海外における日本産酒類の市場調査や、以下に示す各種施策を通じて、輸出拡大実行戦略の着実な推進に向けて取り組んでいます。

② 日本産酒類輸出促進コンソーシアムの充実

酒類事業者の海外販路開拓を支援するため、日本産酒類輸出促進コンソーシアムを通じ、酒類製造者と輸出商社・卸売業者とのマッチング支援、酒類専門家による個別相談等、様々な支援メ

ニューを提供しています。

また、海外で開催される大規模展示会への出展支援により、商品プロモーションや商談の機会を提供するほか、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に定めるターゲット国・地域や日本産酒類の更なる流通が期待できる国・地域に酒類輸出コーディネーターを配置し、海外バイヤーとの商談会や現地の市場動向等の情報提供を行っており、コンソーシアムを通じてこれらの参加募集を行っています。

③ インバウンドへの訴求（酒蔵ツーリズム等）

インバウンドによる海外需要の開拓のため、酒蔵自体の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの企画に向けた取組を行う酒類事業者を補助金により支援しています。

また、地方自治体等と連携し、ALT（外国語指導助手）や留学生等の在留外国人向けの酒蔵見学会を開催するなど、日本産酒類の新たなファンを開拓するための取組を推進しています。

④ 国際交渉

日本産酒類の輸出拡大や貿易障壁の解消を目指し、世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA）、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）等の枠組による国際交渉のほか、酒類のラベル表示や添加物等の規格（Codex）、有機酒類の同等性に関する国際交渉について、酒類業界や関係省庁と連携しつつ、着実に進展させていきます。

トピック 米国関税対応

米国は日本産酒類の主要な輸出先国の一つですが、令和7年4月以降の関税措置により、日本から米国に輸出される酒類にも従来よりも高い関税が課されることとなり、輸出への影響が懸念されました。これを受け、米国への輸出に取

り組む酒類事業者に対し、全国各地で説明会を実施するとともに、随時ヒアリングを実施しており、不安解消やニーズの把握に努めています。また、大規模展示会への出展支援や酒類事業者向け補助金の優先採択により、米国を含む各国への販路開拓や輸出先多角化を支援しています。

⑤ その他の取組

海外販路開拓支援の取組の一環として、海外の酒類バイヤーを国内に招へいし、酒蔵視察等を実施するほか、国内において商談会を開催しています。

また、酒類業振興支援事業費補助金については、これまで述べたもの以外にも、海外販路拡大や国内外の新市場開拓につながる、酒類事業者による多様な取組を支援しています。

課題2：高付加価値化・認知度向上等

日本産酒類の海外での認知度はそのポテンシャルの高さに鑑みれば未だ低く、潜在的な市場規模は現状よりも大きいと考えられます。この潜在的な市場を掘り起こすためには、日本産酒類の魅力を訴え、認知度を向上させることとともに、酒類製造者が、高品質化、他との差別化、ブランド化に取り組み、消費者の需要を喚起する訴求力の高い製品を産み出し続けていく必要があります。

消費者のライフスタイルや嗜好・ニーズが多様化する中において、酒類の魅力を伝えていくためには、商品開発において多様な価値を追求するとともに、商品の個性やストーリーを的確に伝えていくことが大切です。特に海外に進出する場合、商品の選定や開発、その提供方法について、現地の消費者の嗜好やニーズをより一層踏まえていく（マーケットインの発想）必要があります。

国税庁では、国内外における日本産酒類の認知度向上の取組を進めるとともに、商品の差別化やブランド化に資する地理的表示（GI）制度の活用と各種表示制度の適正な運用を図っていくこととしています。

また、消費者の嗜好の多様化等を踏まえ、酒類事業者が創意工夫し付加価値の向上を図ろうとする意欲的な取組を支援しています。

① ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知・広報

令和6年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、その魅力発信、認知度向上等を目的として、文化庁、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携し、国内外で様々な周知・広報を行っています。

② 商品の差別化、ブランド化の推進

酒類の国内市場が全体として縮小傾向にある中で、酒類事業者には、従来の商品の開発・製造・販売等の方法に捕らわれず、新たな商品開発、販売手法やサービスの創造により、国内外の新たな市場の開拓等に取り組んでいくことが求められています。

このため、このような商品の差別化、日本産酒類の高付加価値化（ブランド化）等を通じて、海外展開や新市場開拓に取り組む酒類事業者の意欲的な取組を、補助金（酒類業振興支援事業費補助金）により支援しています。

③ 地理的表示（GI）制度の活用

地理的表示（GI）制度は、酒類の地域ブランド化、国内外における当該酒類の認知度向上を図る上で、有用なツールとなります。このため、新規GIの指定拡大や既存GIのブラッシュアップに向けて酒類製造者のGI制度に係る正確な理解の促進を図るとともに、指定後のブランド化への活用に向けて、国内外における各種イベント等の取組を通じたGIの普

及・活用を推進しています。

④ 表示基準の周知、見直し等

告示による表示基準によって酒類の製法や品質が正しく消費者に認識していただけるよう、業界を通じた制度の周知等に取り組んでいます。

表示基準のうち、「清酒の製法品質表示基準」については、国内外の消費者にとっての分かりやすさの観点から、令和4年に制度の見直しを行っています。

また、「酒類における有機の表示基準」については、日本産酒類のブランド価値向上、日本産酒類の輸出環境整備の観点から、令和4年に告示を廃止し、改正JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づき、有機加工食品のJASの対象に有機酒類を追加しました。

⑤ その他の取組

このほか、国際的なイベント等の機会を通じたプロモーション、海外の酒類専門家の酒蔵への招へい等を通じて、海外における日本産酒類の認知度向上に取り組んでいます。

課題3：原料や人材の確保、技術支援等

酒類製造業は、地域農業や文化と深く結びついており、雇用創出、観光振興等を通じて、我が国の地域経済と社会に重要な役割を果たしています。酒類製造業が各地域の産業として将来にわたり健全に発展していくためには、原材料の安定的な調達や醸造技術者の確保、そして技術水準の向上が必要不可欠です。

安定的な原材料の調達は、地域農業を守り、酒類製造者の経営安定化のためにも大変重要な課題であり、醸造技術者の確保や高度な酒造りの技術の承継も、伝統と品質を支える基盤となるものです。国内外の市場環境が大きく変化する中、多様な消費者

ニーズへの的確に対応し、日本産酒類の国際競争力を高めていくためにも、これらの課題にしっかりと対応していく必要があります。

国税庁としては、このような状況を踏まえ、以下の取組を行うことで、全国の酒類製造者が安心して酒造りを行える環境整備を行うとともに、高品質かつ高付加価値な日本産酒類の製造を支援しています。

① 原料の安定確保の支援

令和6年産からの主食用米の急激な価格高騰に伴い、令和7年産の酒米も過去に類を見ないほど価格が高騰しており、米価格の高騰が酒類製造者の経営に大きな影響を与えています。令和7年産米においては、主食用米の価格高騰の影響を受け、酒米生産農家が主食用米の作付けに移行したことで、酒造りに適する酒造好適米の生産量が減少するとともに、加工用米についても生産量が減少しました。

国税庁では、こうした課題に対応するため、補助金を活用した酒蔵と農家の連携強化等の取組を支援するほか、酒米価格高騰に伴う影響緩和策を推進するとともに、資金繰り支援の強化や価格転嫁に向けた環境整備を通じて、酒蔵の経営基盤の安定化を図ることとしています。

そのほか、ビール、ウイスキー等の原料である麦芽やとうもろこしについては、国内供給量を超える需要を満たすため、関税割当制度を活用した原料の確保に取り組んでいます。

トピック 米価高騰による影響等

酒造りに用いられる酒造好適米は、主食用品種に比べて栽培が難しく、収量が低いこと等から、主食用米より高値で取引されてきました。しかし、令和7年産米の相対取引価格（集荷業者と卸業者間の取引価格）は、令和8年5月時点で60kg

あたり36,031円（年産平均価格：対前年+10,852円（+43%）、対前々年+20,716円（+135%））と急激に米価格が高騰しており、酒造好適米の主要産地である兵庫県産山田錦の価格をも上回る逆転現象が生じています。このことにより、令和7年産の酒造好適米の生産量は、約1割減少することが見込まれており、原料米の安定的な確保に困難が生じています。

また、令和8年産米の作付意向によると、主食用米（酒造好適米を含む）の作付面積は対前年比で減少、加工用米については前年比横ばいとなり、米価高騰以前の水準に戻らないことが見込まれるなど、酒類製造者が必要とする原料確保が引き続き困難な状況となることが予想され、特に日本酒を製造する酒蔵の喫緊の課題となっています。国税庁においては、酒米の安定的な確保に向けた、酒蔵と農家の連携強化等の取組を支援しつつ、関係省庁と連携して安定的な酒米生産を推進しています。

② 技術相談、醸造講習等を通じた技術支援・人材育成

国税庁では、酒類業界のニーズを踏まえて、酒類業界、公設試験研究機関等との連携を強化し、酒類製造者が抱える技術的課題を把握した上で、速やかな解決が図られるよう技術相談を実施しています。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」を担う新たな人材の育成を支援するため、各国税局では技術相談等を通して、酒造りのわざの保護・継承を支援しています。

その他、独立行政法人酒類総合研究所において、業界団体との共催により、酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とした全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会、「伝統的酒造り」を含む酒類製造を担う醸造技術者等の養成を目的とした酒類醸造講習（清酒、本格焼酎・泡盛、ビール、ワイン）等を実施しています。

③ 独立行政法人酒類総合研究所を通じた研究・開発

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒類に関する高度な分析及び鑑定を実施しているほか、日本産酒類の輸出拡大の後押しを目的として「酒類の高付加価値化や多様化のための研究(例:原料や製法、人の嗜好性と酒質の関連性に関する研究、日本産蒸留酒の成分特性の解明等)」や、酒類製造の技術基盤強化を目的として「醸造用微生物や酒類の原料の特性解明に関する研究」等を実施しています。令和7年においては、政府備蓄米が酒造用にも使用可能となったことを受け、国税庁と連携して長期貯蔵された原料米の醸造特性について試験を行い、製造上の留意点を酒類製造者向けに発信する取組を行いました。

さらに、国内唯一の酒類に関する国の研究機関として、各国税局鑑定官室等と密接に連携しながら、日本産酒類に関する正しい科学的知識等の普及を図るとともに、国内外に向けて分かりやすい情報発信を実施しています。

④ 事業の引継ぎ支援

国税庁では、令和6年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」の技術と文化を次世代に確実に継承していくため、酒蔵の事業承継に関する課題調査事業を実施するとともに、実証分析事業として、事業を次世代に引き継ぎたい酒蔵と「伝統的酒造り」を担いたい承継先とのマッチング等を実施しました。

これら事業の実施により把握した課題や対策を踏まえ、令和8年度からは、業界における知見を有する日本酒造組合中央会に支援体制を構築し、後継者不足等を理由に経営を引き継ぎたい酒蔵と、地域に根差し酒造りをしてきた伝統ある酒蔵を引き受けたいと考える意欲と能力のある者を結び付ける事業を開始することとしました。国税庁においても、業界にとっ

て有用な事業承継の支援体制が構築されるよう、関係機関との連携を図りながら、酒蔵の経営基盤の安定のため支援しています。

課題4：中小企業支援

酒類事業者は、中小企業がその多くを占めているものの、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地域の中核的な存在として地域経済やコミュニティにおいて重要な役割を果たしています。

また、酒類や酒類事業者は、経済・観光資源として地方創生の観点から有望なコンテンツであり、酒類業界にとどまらず、地域社会全体の活性化や構造改革をなし得る可能性を有しています。

こうした観点から、酒類事業者が、社会経済情勢の変化等に対応するとともに、地方創生の実現・推進により密接に関わっていけるよう、酒類事業者のニーズを踏まえた効果的な支援を実施する必要があります。

① 業界団体との連携

日本酒造組合中央会が実施する清酒製造業近代化事業をはじめ、各業界団体の実施する取組と連携しながら、酒類事業者のニーズを踏まえた効果的な支援を実施しています。なお、支援に当たっては、官民の適切な役割分担に留意し、より効率的な支援に努めています。

② 国税庁・局・署のネットワークを生かしたきめ細やかな事業者支援

国税庁・局・署のネットワークを生かし、酒類事業者から寄せられる相談にきめ細かく対応しています。酒類事業者が直面する課題を詳細に把握し、各種施策に反映させることで、ニーズに応じた支援の提供に努めています。

③ 経営改善支援

酒類業界の状況、課題等を踏まえ、経営管理、マーケティング等を内容とする酒類事業者向けの研修、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を実施することにより、酒類事業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援しています。

④ 中小企業向け施策の活用促進（関係機関、地方自治体等との連携）

関係省庁・機関、地方自治体等と連携しながら、政府の中小企業向け施策（相談窓口・補助金・税制・融資等）について、酒類事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組めます。

特に、酒類事業者は、地域経済や社会との繋がりが密接であることから、地方自治体等と連携した効果的な支援を検討・推進します。

(2) コンプライアンスの確保

課題5：酒税の適正・公平な課税等

酒税の適正・公平な課税の実現のため、納税義務、記帳義務などの受忍義務の確実な履行、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上等を図る必要があり、酒税調査及び行政指導の効果的・効率的な実施に努める必要があります。

特に、前述の酒類小売業界の構造の変化や、近年の果実酒・ビールなどの製造免許場数の増加を受け、新規免許者等のコンプライアンスの維持・向上を図っていく必要があります。

① 酒類の製造及び販売業免許の適切な運用

酒類の製造及び販売業の免許事務について、手続の簡素化等を着実に進める一方、新規免許者に対する接触の機会を増やして、コンプライアンスの維持・向上を図る取組を進めています。

② 酒類製造場・販売場の実態把握

長期間休造又は休業している酒類製造場や酒類販売場については、的確な実態把握に努め、免許の取消処分を行うこととしています。

③ 実地調査の的確な実施、行政指導の活用

酒類製造者のコンプライアンスの維持・向上のため、特に、新規に製造免許を受けた者などについては、納税義務や記帳義務、申告義務等の受忍義務の履行等の遵法意識を高める観点から、早期に酒税調査を実施するほか、適時に接触し、行政指導等を行っています。

酒類販売業者に対しても、記帳義務等の各種義務が課されていることから、集合方式による記帳指導など調査以外の方法も活用し、効果的・効率的な指導を行っています。

④ 適正な表示、品質・安全性の確保

酒類の容器や包装には、酒税の保全の観点から、当該酒類の品目等の所定の事項について表示義務が課されています。

また、酒類の円滑な取引や消費者利益の観点から、法令に基づき、酒類の製造、品質等の表示基準を告示として定めています。

このほか、食品を摂取する際の安全性の確保等の観点から、平成27年4月に食品表示基準が定められ、令和2年4月から、酒類の容器や包装についても食品表示基準に基づく表示が適用されています。また、令和4年4月からは、国内で製造された酒類を含む全ての加工食品（輸入品を除く。）について、原料原産地表示が義務化されています。

これらの酒類の表示ルールが遵守されるよう、調査・指導等を行っていくほか、以下の取組も実施しています。

○ 全国市販酒類調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、課税に関する事項、品質・安全性及び適正表示に関する事項の分析・鑑定等を行い、実態を把握するとともに問題の有無を確認しています。

○ 酒類の放射性物質に係る対応

福島第一原子力発電所における事故への対応として、酒類の安全性確保の観点から、酒類等の放射性物質に係る調査・情報提供等を実施しています。なお、これまで、基準値を超過する放射性物質が検出された例はありません。

課題6：公正な取引環境の整備、その他社会的要請への対応

酒類は、酒税の確保やその取引の安定を図る観点から、酒税の転嫁のみならず、利益が確保できる適正な価格で公正な取引が行われる環境を整備していく必要があります。

また、酒類は致酔性や習慣性を有する飲料であることから、その販売・管理の在り方に関しては、その特殊性に起因する課題（アルコール健康障害、20歳未満の者の飲酒防止など）に適切に対応することが必要となります。

① 酒類の公正な取引環境の整備と取組の促進

酒類業者に対し、「酒類の公正な取引に関する基準」等を周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

また、令和5年7月から、基準の一層の周知・啓発や、自社の価格設定等が基準等に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を送付する取組を実施しています。

この他、調査・指導の状況も踏まえ、酒類に関する公正な取引の在り方に照らして問題があると疑われ、かつ、市場

に影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者を重点的に選定し、深度ある取引状況等実態調査を実施することとしています。

② 適正飲酒の推進

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透している一方、過度な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。また、アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけでなく、その家族に深刻な影響を与え、社会問題を生じさせるおそれもあります。

このため、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（第3期：令和8年4月～令和13年3月）、令和6年2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等を踏まえ、関係省庁・酒類業団体とも連携・協力しながら、アルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進しています。

③ 20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に関する、啓発ポスターやパンフレットを作成しているほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っています。

また、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の周知、酒類販売管理研修等を通じて、酒類の適正な販売管理を行うよう酒類業者へ指導するとともに関係省庁と連名で酒類販売時の年齢確認の徹底を要請しています。

④ その他の取組

国税庁としても、循環型社会構築の観点から、酒類事業者による酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制の取組が一層推進するように業界団体を通じて周知・啓発を行っています。

また、令和7年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、国税審議会酒類分科会において、ビール業界が取り組むCO2削減目標（カーボンニュートラル行動計画）について、評価・検証しています。

酒類行政の基本的方向性 ～主に産業振興の観点から～（概要）

【国税庁の任務】「酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収」「酒類業の健全な発達」

酒類業界の現状

国内市場の状況

国内市場は、中長期的に縮小。他方で、清酒の出荷金額単価上昇がみられるなど、高付加価値化の動きも。

酒類輸出の状況

日本産酒類の輸出額は、2018 年から 2023 年の5年間で 2.2 倍になるなど、急速に増加。

酒類業界の主な課題と国税庁の取組

酒類業の振興

高付加価値化等

「伝統的造り」
(ユネスコ無形文
化遺産)の広報・
周知

商品の差別化、
ブランド化の推
進

地理的表示(GI)
制度の活用

表示基準の周
知・見直し等

販路開拓
(輸出促進支援)

輸出拡大実行戦
略の着実な推進

日本産酒類輸出
促進コンソーシ
アムの充実

インバウンドへ
の訴求(酒蔵
ツーリズム等)

国際交渉

原料や人材の
確保、技術支援等

原料の安定確保
の支援

技術相談、醸造
講習等を通じた
技術支援・人材
育成

(独)酒類総合研
究所を通じた研
究・開発

事業の引継ぎ支
援

中小企業支援

業界団体との連
携

国税庁・局・署の
ネットワークを
生かしたきめ細
やかな事業者支
援

経営改善支援

中小企業向け施
策の活用促進
(関係機関、地方
自治体等との連
携)

コンプライアンスの確保

酒税の適正・公平
な課税等

酒類の製造及び
販売業免許の適
切な運用

酒類製造場・販
売場の実態把握

酒類業者の各種
義務の適切な履
行

実地調査の的確
な実施、行政指
導の活用

公正な取引環境の
整備、その他社会
的要望への対応

「酒類の公正な
取引」の環境整
備と取組の促進
(実態調査等)

適正飲酒の推進

20 歳未満の者
等の飲酒防止対
策

国 税 庁 の 取 組

1 国 税 収 入 の 累 年 比 較

区 分	28		29		30		令和元		2		3		4		5		6		7	
	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %
直 接 税	328,528	55.7	360,744	57.8	377,358	58.8	353,168	56.8	362,085	55.8	419,902	58.4	449,656	58.9	461,263	59.6	478,013	59.0	533,048	61.4
所 得 税	176,111	29.9	188,816	30.3	199,006	31.0	191,707	30.8	191,898	29.6	213,822	29.7	225,217	29.5	220,530	28.5	212,086	26.2	246,590	28.4
(内源泉分)	144,860	24.6	156,271	25.1	165,650	25.8	159,375	25.6	159,976	24.6	175,332	24.4	187,365	24.5	180,015	23.3	167,201	20.6	200,770	23.1
(内申告分)	31,251	5.3	32,544	5.2	33,356	5.2	32,332	5.2	31,922	4.9	38,490	5.4	37,852	5.0	40,514	5.2	44,885	5.5	45,820	5.3
法 人 税	103,289	17.5	119,953	19.2	123,180	19.2	107,971	17.4	112,346	17.3	136,428	19.0	149,398	19.6	158,606	20.5	179,102	22.1	195,960	22.6
相 続 税	21,314	3.6	22,920	3.7	23,333	3.6	23,005	3.7	23,145	3.6	27,702	3.9	29,694	3.9	35,663	4.6	35,523	4.4	36,930	4.3
特別会計分	27,814	4.7	29,056	4.7	31,839	5.0	30,485	4.9	34,695	5.3	41,949	5.8	45,348	5.9	46,464	6.0	51,302	6.3	53,568	6.2
間 接 税 等	261,036	44.3	263,034	42.2	264,882	41.2	268,584	43.2	287,245	44.2	298,909	41.6	313,721	41.1	312,610	40.4	332,647	41.0	334,743	38.6
酒 税	13,195	2.2	13,041	2.1	12,751	2.0	12,473	2.0	11,336	1.7	11,321	1.6	11,876	1.6	11,814	1.5	11,827	1.5	11,120	1.3
消 費 税	172,282	29.2	175,139	28.1	176,809	27.5	183,527	29.5	209,714	32.3	218,886	30.5	230,793	30.2	230,923	29.8	250,212	30.9	255,430	29.4
たばこ税	9,142	1.6	8,642	1.4	8,613	1.3	8,737	1.4	8,398	1.3	9,057	1.3	9,567	1.3	9,591	1.2	9,505	1.2	9,530	1.1
揮発油税	24,342	4.1	23,962	3.8	23,478	3.7	22,808	3.7	20,582	3.2	20,762	2.9	20,653	2.7	20,656	2.7	20,468	2.5	18,000	2.1
石油ガス税	87	0.0	82	0.0	76	0.0	68	0.0	46	0.0	48	0.0	47	0.0	45	0.0	42	0.0	40	0.0
航空機燃料税	514	0.1	522	0.1	527	0.1	508	0.1	85	0.0	303	0.0	315	0.0	323	0.0	327	0.0	400	0.0
石油石炭税	7,020	1.2	6,908	1.1	7,014	1.1	6,383	1.0	6,078	0.9	6,355	0.9	6,630	0.9	5,966	0.8	5,784	0.7	6,010	0.7
電源開発促進税	3,197	0.5	3,257	0.5	3,220	0.5	3,158	0.5	3,110	0.5	3,162	0.4	3,122	0.4	3,075	0.4	3,128	0.4	3,070	0.4
自動車重量税	3,915	0.7	3,778	0.6	3,944	0.6	3,881	0.6	3,985	0.6	3,876	0.5	3,935	0.5	3,853	0.5	3,950	0.5	4,070	0.5
関 税	9,390	1.6	10,241	1.6	10,711	1.7	9,412	1.5	8,195	1.3	8,934	1.2	10,084	1.3	9,103	1.2	9,312	1.1	8,950	1.0
とん 税	98	0.0	99	0.0	103	0.0	102	0.0	92	0.0	94	0.0	96	0.0	92	0.0	89	0.0	90	0.0
そ の 他	1	0.0	0	0.0	69	0.0	444	0.1	10	0.0	19	0.0	126	0.0	399	0.1	525	0.1	490	0.1
印 紙 収 入	10,791	1.8	10,515	1.7	10,729	1.7	10,232	1.6	9,195	1.4	9,608	1.3	9,821	1.3	10,124	1.3	10,442	1.3	10,300	1.2
特別会計分	7,063	1.2	6,848	1.1	6,838	1.1	6,851	1.1	6,419	1.0	6,483	0.9	6,655	0.9	6,646	0.9	7,036	0.9	7,243	0.8
合 計	589,564	100.0	623,803	100.0	642,241	100.0	621,752	100.0	649,330	100.0	718,811	100.0	763,377	100.0	773,873	100.0	810,659	100.0	867,791	100.0

(注) 1 令和6年度までは決算額、令和7年度は補正後予算額である。

2 電源開発促進税については、平成19年度から一般会計に組み入れられた。

3 億円単位未満の値については四捨五入しているため、各項目の合計と合計欄の金額は一致しない。

2 酒 税 収 入 の 累 年 比 較

年 度	国 税 収 入		酒 税 収 入			間 接 税 比 率
	総 額	対 前 年 比	収 入 額	対 前 年 比	対国税収入	
	億円	%	億円	%	%	%
昭和55	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
60	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
61	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
62	478,068	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
63	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,007	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.7	34.7
9	556,007	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
10	511,977	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
11	492,139	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
12	527,209	107.1	18,164	97.0	3.4	38.7
13	499,684	94.8	17,654	97.2	3.5	40.5
14	458,442	91.7	16,804	95.2	3.7	43.7
15	453,694	99.0	16,842	100.2	3.7	43.9
16	481,029	106.0	16,599	98.6	3.5	41.8
17	522,905	108.7	15,853	95.5	3.0	39.7
18	541,169	103.5	15,473	97.6	2.9	38.1
19	526,558	97.3	15,242	98.5	2.9	38.6
20	458,309	87.0	14,614	95.9	3.2	42.3
21	402,433	87.8	14,168	96.9	3.5	47.1
22	437,074	108.6	13,893	98.1	3.2	43.7
23	451,754	103.4	13,693	98.6	3.0	42.8
24	470,492	104.1	13,496	98.6	2.9	41.3
25	512,274	108.9	13,709	101.6	2.7	39.2
26	578,492	112.9	13,276	96.8	2.3	43.2
27	599,694	103.7	13,380	100.8	2.2	44.0
28	589,564	98.3	13,195	98.6	2.2	44.3
29	623,803	105.8	13,041	98.8	2.1	42.2
30	642,241	103.0	12,751	97.8	2.0	41.2
令和元	621,752	96.8	12,473	97.8	2.0	43.2
2	649,330	104.4	11,336	90.9	1.7	44.2
3	718,811	110.7	11,321	99.9	1.6	41.6
4	763,377	106.2	11,876	104.9	1.6	41.1
5	773,873	101.4	11,814	99.5	1.5	40.4
6	810,659	104.8	11,827	100.1	1.5	41.0
7	867,791	107.0	11,120	94.0	1.3	38.6

(注) 国税には、特別会計分を含み、令和6年度までは決算額、令和7年度は補正後予算額である。

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

年	次	事	項
明 治	4 年 7 月	清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定	
明 治	8 年 2 月	酒類税則の制定	
明 治	13 年 9 月	酒造税則の制定	
明 治	26 年 4 月	酒精営業税法の制定	
明 治	29 年 3 月	酒造税法の制定	
明 治	34 年 10 月	酒精及び酒精含有飲料税法の制定	
明 治	34 年 12 月	麦酒税法の制定	
明 治	38 年 1 月	酒造組合法の制定	
昭 和	13 年 4 月	酒類販売業が免許制度となる	
昭 和	14 年 3 月	酒類の価格が統制価格となる	
昭 和	15 年 3 月	酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）	
昭 和	16 年 11 月	酒税等の増徴等に関する法律の制定	
昭 和	18 年 4 月	庫出税に級別差等課税制度を採用	
		酒類業団体の制定	
昭 和	19 年 4 月	造石税の廃止、庫出税のみとなる	
昭 和	22 年 3 月	酒類業団体を酒類業組合法に改正	
昭 和	23 年 7 月	酒類業組合法の廃止	
昭 和	24 年 6 月	国税庁が発足	
昭 和	28 年 2 月	酒税法（現行法）の制定	
		酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法・現行法）の制定	
昭 和	35 年 10 月	統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる	
昭 和	37 年 4 月	酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への従価税制度の採用、申告納税制度の採用）	
昭 和	39 年 6 月	基準販売価格制度の廃止（自由価格となる）	
昭 和	42 年 6 月	登録免許税法の制定（酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税）	
平 成	元 年 4 月	酒税法等の大幅改正（級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）	
平 成	6 年 4 月	酒税法の一部改正（ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等）	
平 成	9 年 10 月	酒税法の一部改正（WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し）	
平 成	12 年 12 月	酒税法の一部改正（酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加）	
平 成	15 年 4 月	酒税法の一部改正（酒類等の検定制度の廃止等）	
平 成	15 年 7 月	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定（時限立法、平成18年8月に緊急調整地域の指定が失効）	
平 成	15 年 9 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設）	
平 成	18 年 5 月	酒税法等の一部改正（酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正）	
平 成	29 年 6 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（「酒類の公正な取引に関する基準」の制定、酒類販売管理研修の義務化等）	
平 成	30 年 4 月	酒税法の一部改正（酒類の品目の定義改正）	
令 和	2 年 4 月	酒税法の一部改正（輸出用清酒製造免許新設（令和3年4月申請受付開始））	
令 和	5 年 10 月	酒税法の一部改正（酒類の品目の定義改正）	

3 酒税法における酒類の分類及び定義

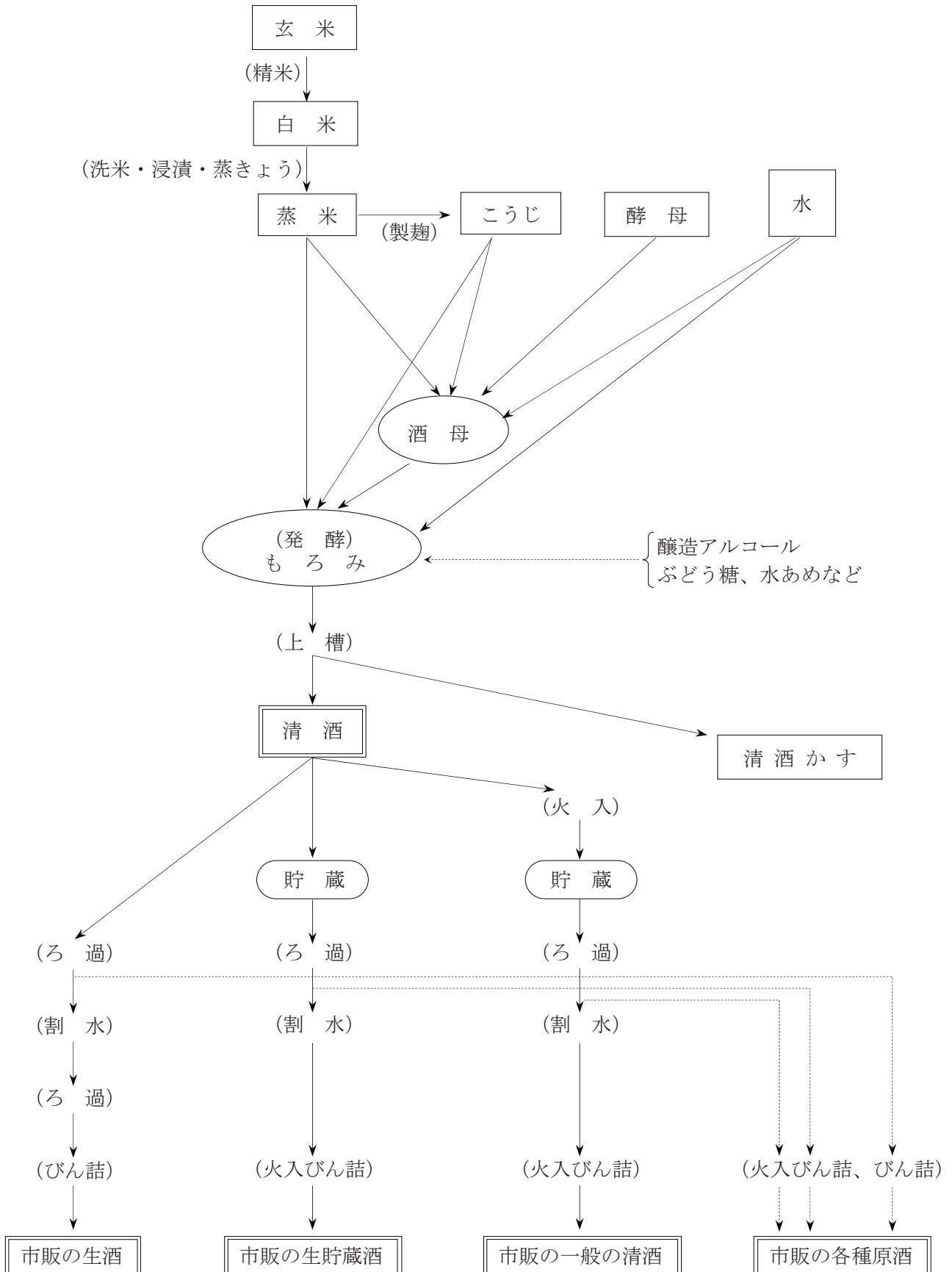
種 類		内 訳（酒税法第3条第3号から第6号まで）
酒 類 （アルコール分1度以上の飲料）	発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が11度未満（※）で発泡性を有するもの） （※）令和8年9月30日までは10度未満
	醸造酒類(注)	清酒、果実酒、その他の醸造酒
	蒸留酒類(注)	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
	混成酒類(注)	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

（注） その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

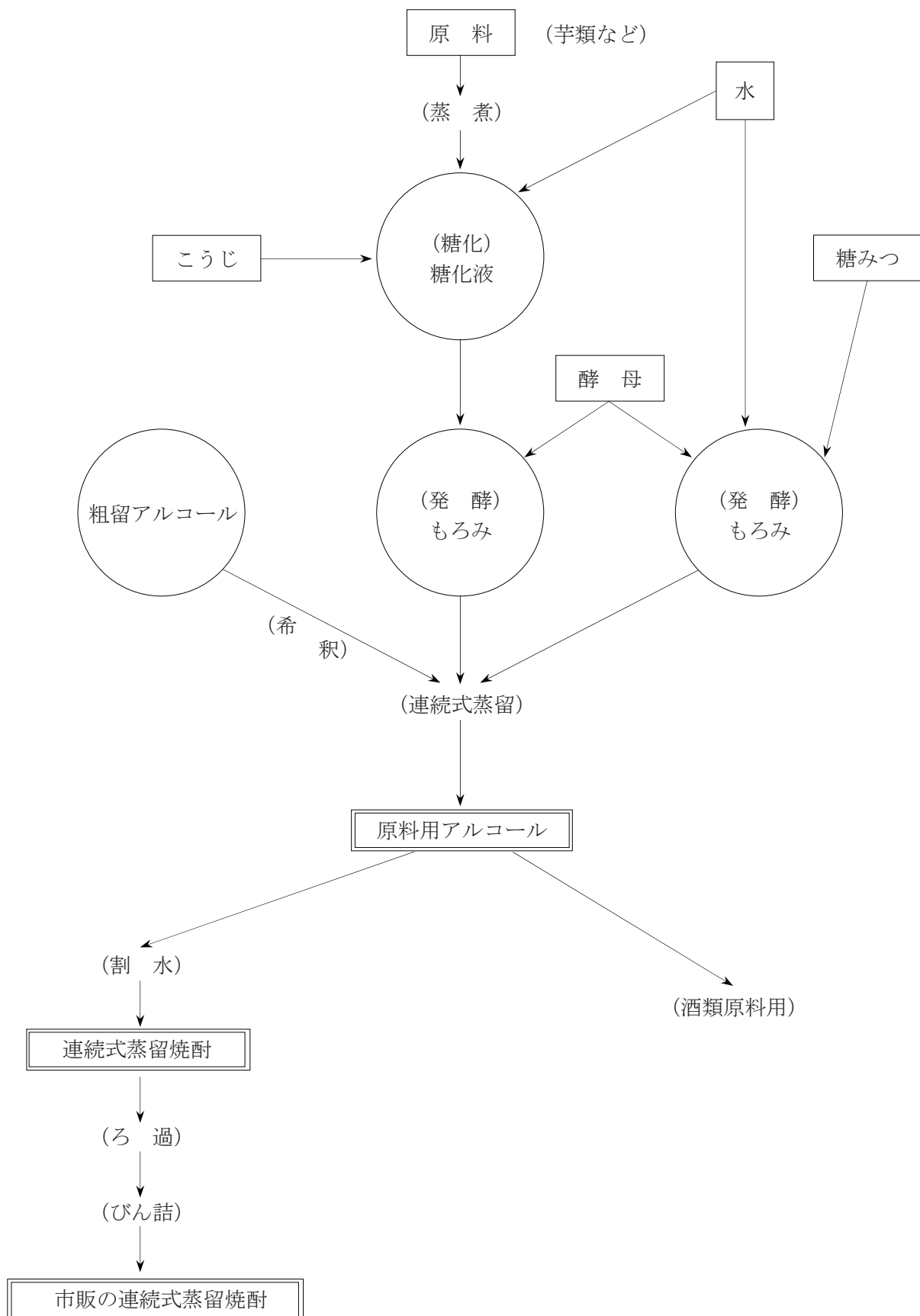
品 目	定 義 の 概 要（酒税法第3条第7号から第23号まで）
清酒	* 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたもので（アルコール分が22度未満のもの） * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもので（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	* アルコール、焼酎又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキスを5度以上等のもの）
連続式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が36度未満のもの）
単式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	* 米、米こうじに焼酎又はアルコールを加えてこしたもので（アルコール分が15度未満でエキスを40度以上等のもの）
ビール	* 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもので（アルコール分が20度未満のもの） * 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもので、下記の条件を満たすもの（アルコール分が20度未満のもの） * 上記に掲げるビールにホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもので、下記の条件を満たすもの（アルコール分が20度未満のもの） （条件） 麦芽比率が100分の50以上であること並びに使用した果実（乾燥したもの、煮詰めたもの又は濃縮した果汁を含む。）及び一定の香味料の重量が麦芽の重量の100分の5を超えない（使用していないものを含む。）こと
果実酒	* 果実を原料として発酵させたもので（アルコール分が20度未満のもの） * 果実に糖類を加えて発酵させたもので（アルコール分が15度未満のもの） * 上記に掲げる果実酒にオーク（チップ状又は小片状のもの）を浸してその成分を浸出させたもの
甘味果実酒	* 果実酒に糖類又はブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの * 果実酒にオーク（チップ状又は小片状のもの）を浸してその成分を浸出させたものを蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの） * ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの） * 香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもので（アルコール分が20度未満でエキスを2度以上のもの）
スピリッツ	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキスを2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキスを2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類

4 酒類の製造工程図

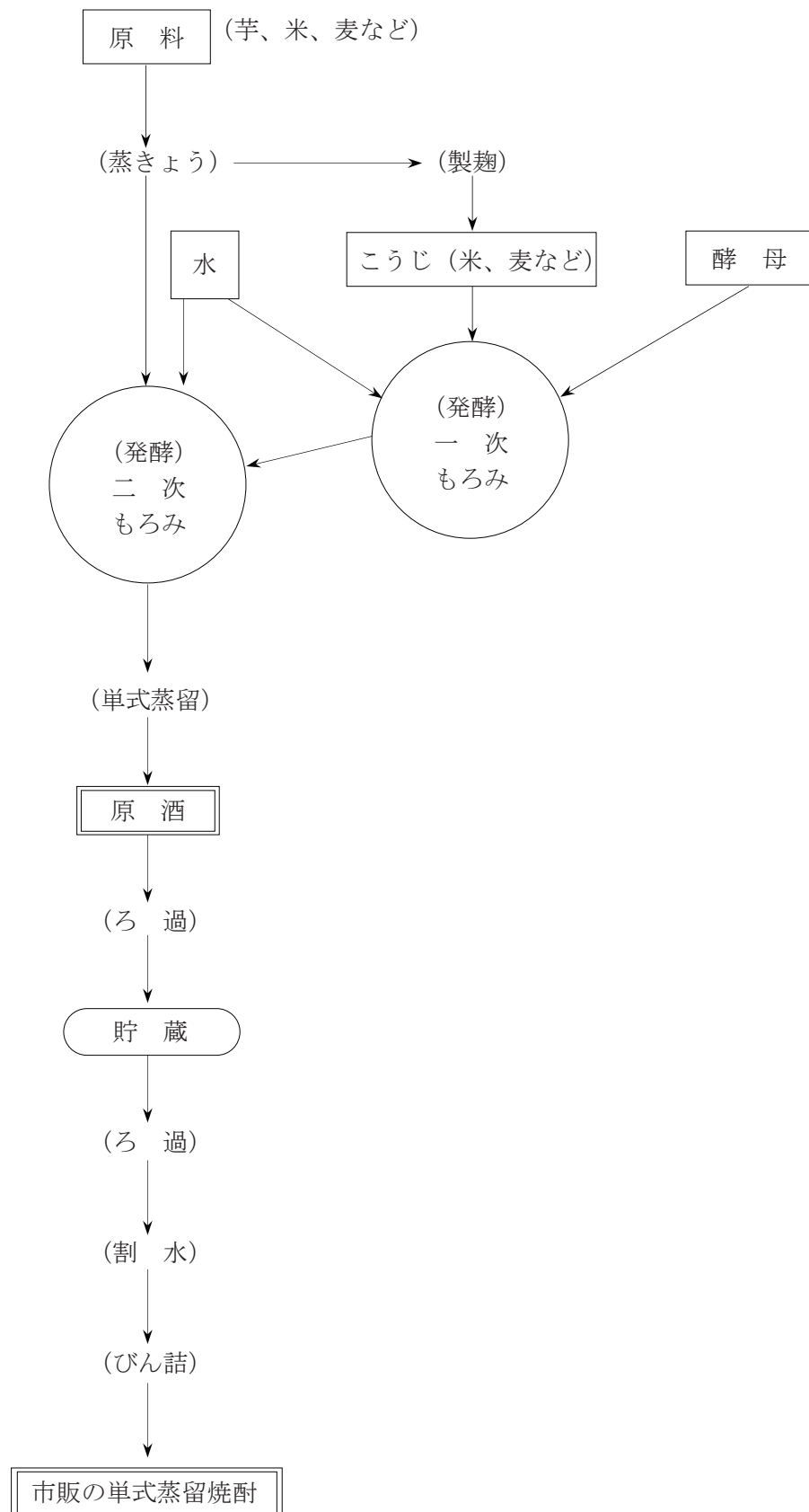
(1) 清 酒



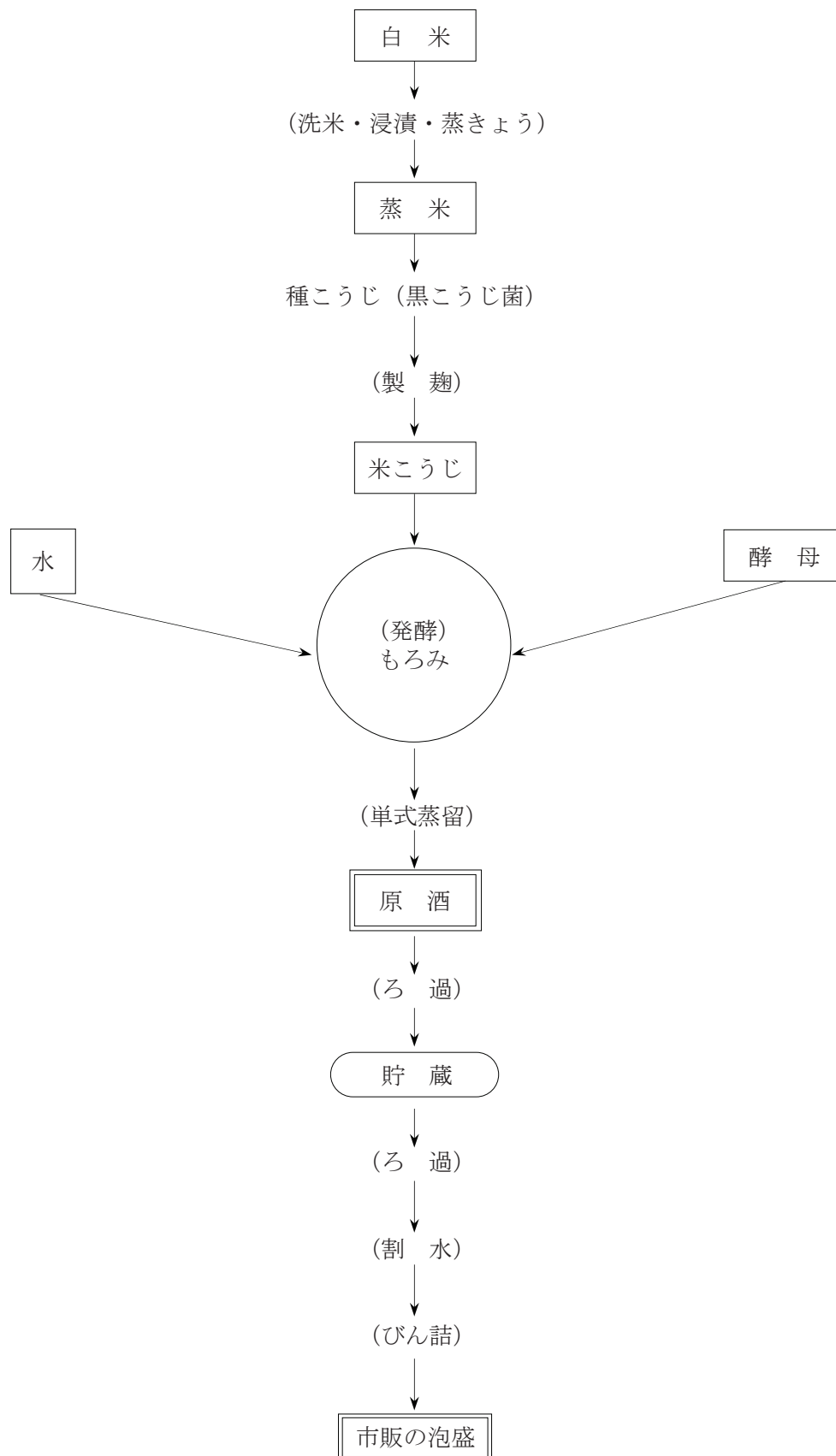
(2) 連続式蒸留焼酎・原料用アルコール



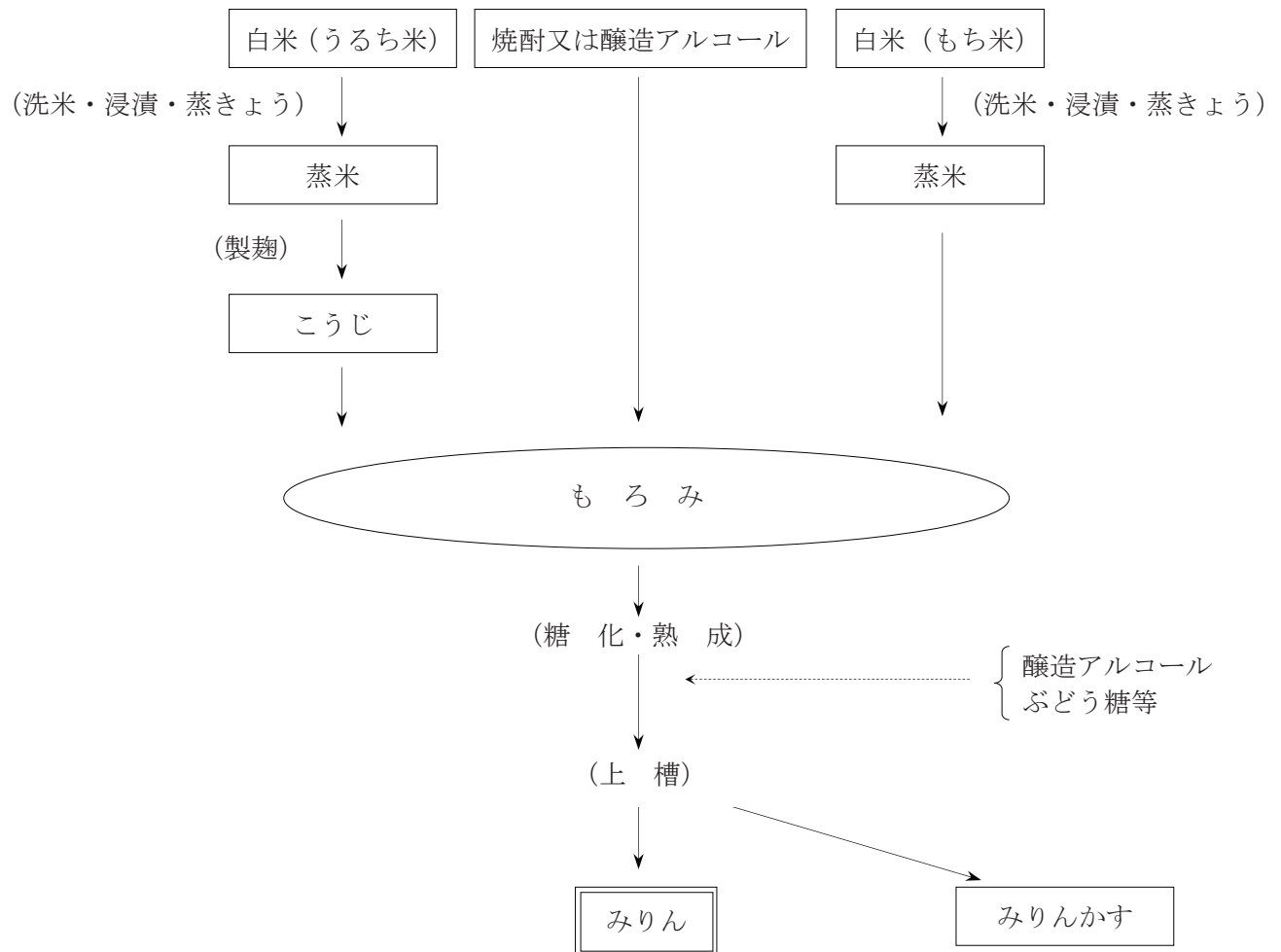
(3) 単式蒸留焼酎



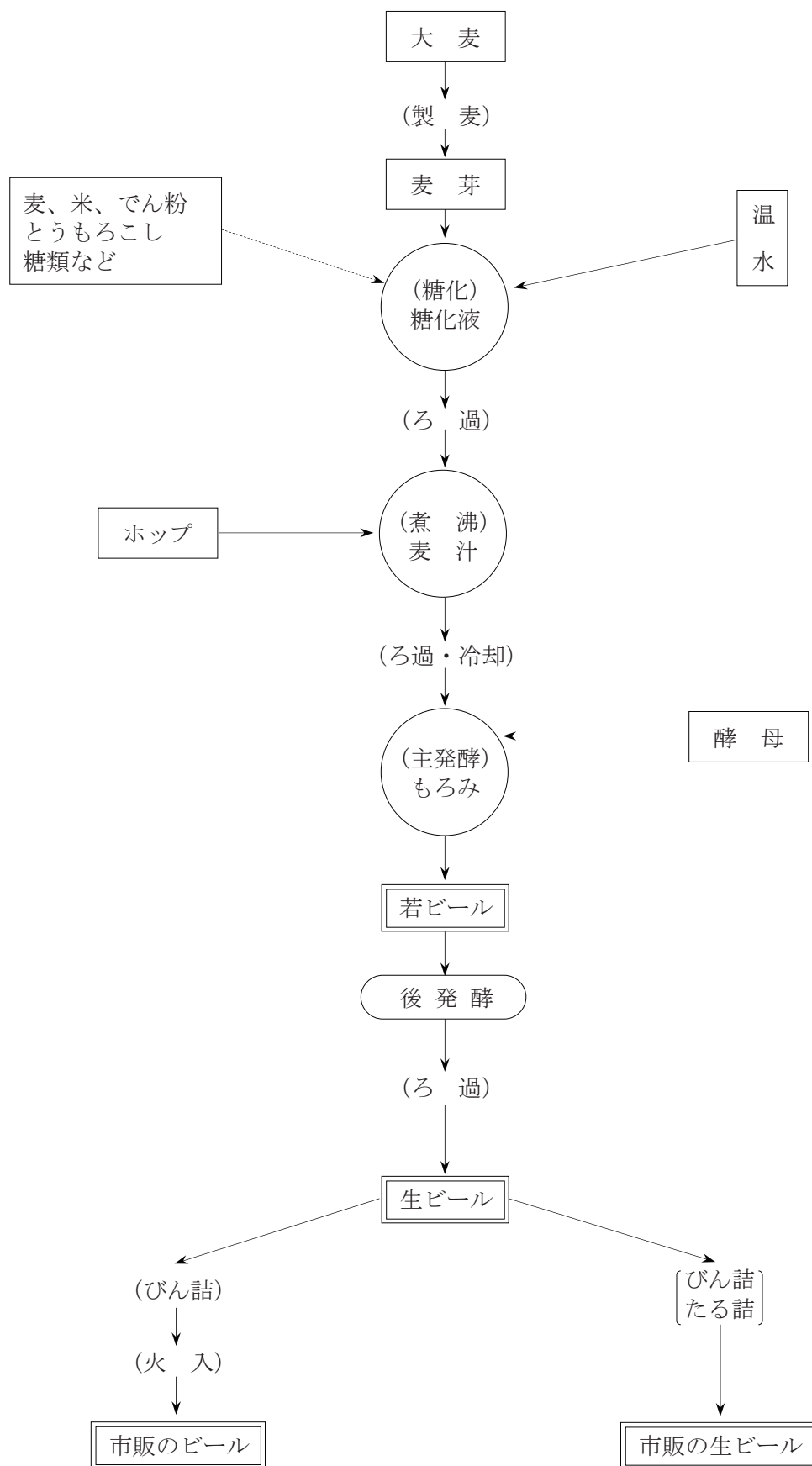
(4) 単式蒸留焼酎（泡盛）



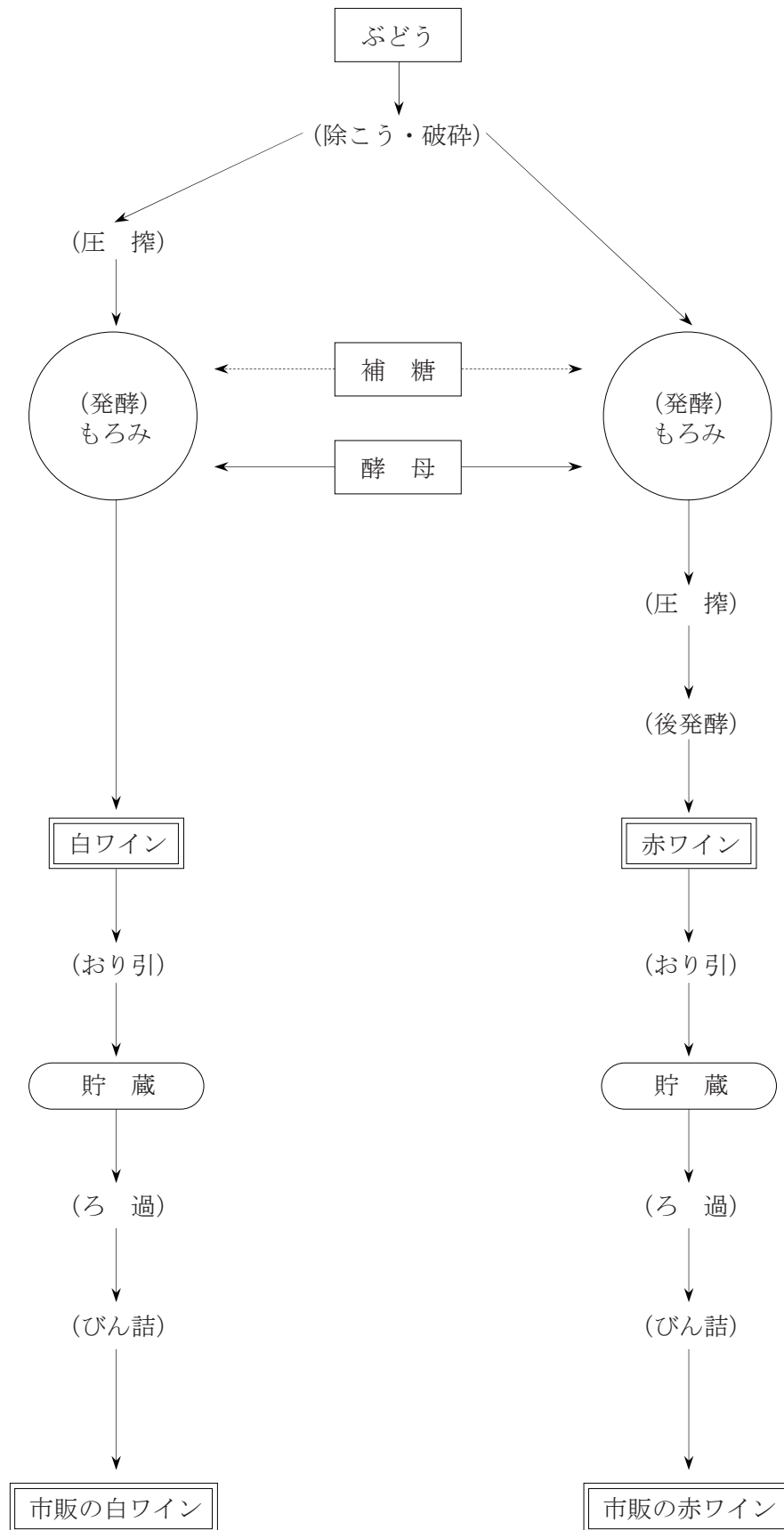
(5) みりん



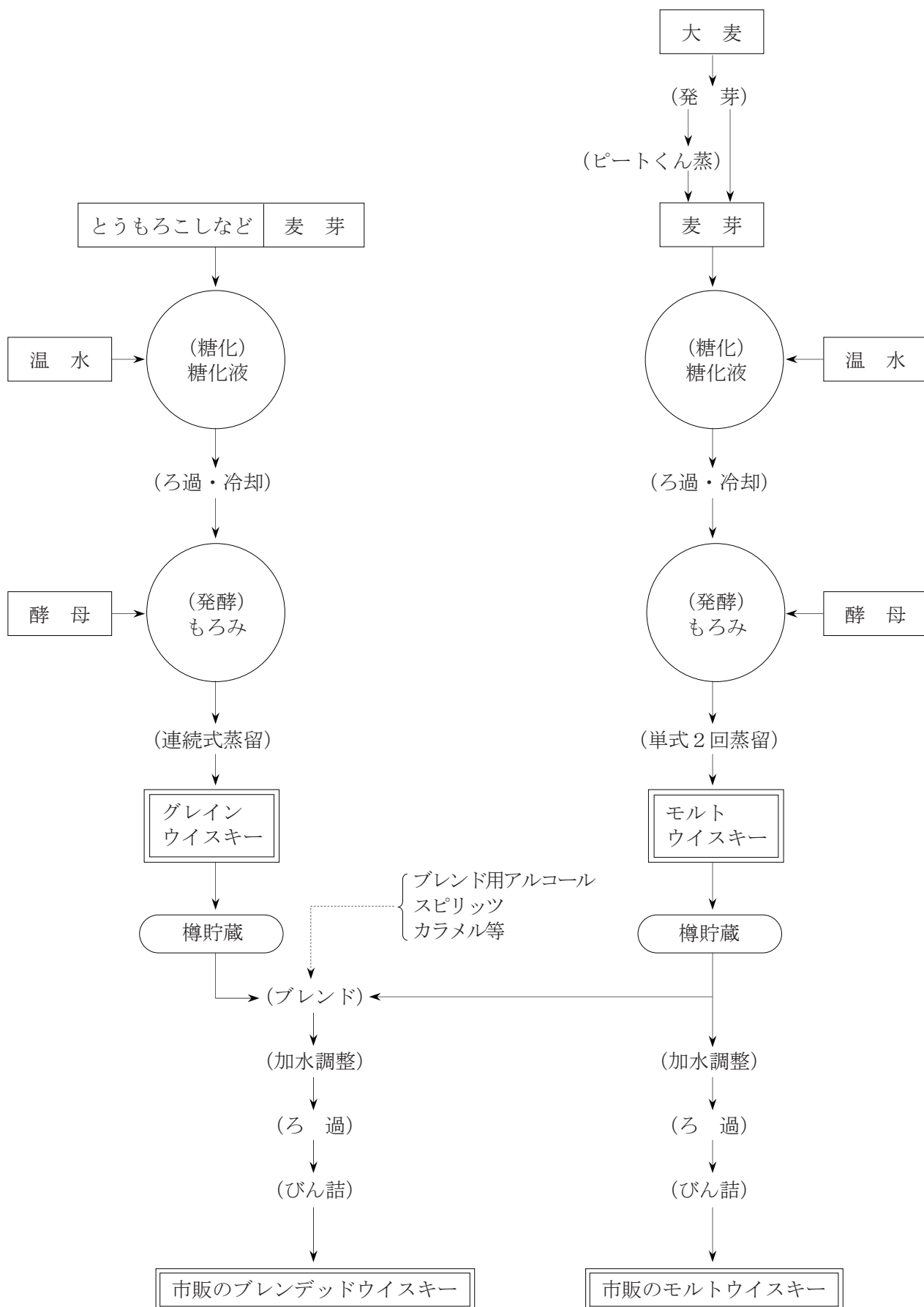
(6) ビール



(7) ワイン



(8) ウイスキー



5 酒税率一覧表(令和8年10月1日～)

1. 酒税法第23条関係

酒 類	分 類	アルコール分等	1	当 た り	税 率
○発泡性酒類					
ビール	発泡性酒類	発泡性の有無を問わない		155,000円	
	その他の発泡性酒類	ビール、発泡酒以外でアルコール分11度未満であって発泡性を有するもの		155,000円	
○醸造酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）					
清酒	酒		100,000円		
果実酒	酒				
その他の醸造酒	酒				
○蒸留酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）					
連続式蒸留焼酎	酎	21度以上		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
単式蒸留焼酎	酎	21度未満		200,000円	
原料用アルコール	ール				
ウイスキー	ー	37度以上		370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算	
アラム	ー	37度未満		370,000円	
スピリッツ	ツ				
○混成酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）					
合成清酒	酒		100,000円		
みりん	ん		20,000円		
甘味果実酒	酒	13度以上	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算		
リキュール	ル	13度未満	120,000円		
粉末酒	酒		390,000円		
雑酒	酒	みりん類似 21度以上 21度未満	20,000円 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円		

2. 租税特別措置法第87条の2 関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目		アルコール分等	1	kl	当 た り	税 率
連続式イラビキ	蒸 留 焼 酎	11度以上13度未満			100,000円に10度を超える1度ごとに10,000円加算	
ウブスリ	ス ー ツ	11度未満			100,000円	

3. 租税特別措置法第87条関係（令和6年度～令和10年度）

事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない、かつ、前年度の総課税移出数量が3,000kl以下である場合には、当年度酒税累計額に応じて1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

(1) 前年度の末日において常時使用する従業員の数が300人を超える個人

(2) 前年度の末日において資本金等の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人（特定大法人）

(3) 前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人

(4) 前年度の末日において法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとなる場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人

(5) 酒税法第7条第1項の規定により製造免許を受けている者以外の者（製造免許を有しない者）

(6) 酒税法第7条第3項（第4号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第1項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者（試験製造免許のみを有する者）

(7) 前年度の末日以前2年以内において酒税の滞納処分を受けた者

(8) 酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者（免許の取消要件に該当する製造者）

(9) 酒類業組合法第84条第2項又は第86条の4の規定による命令に違反した者

軽減割合				
当年度 酒税累計額	前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量			
	400kl以下	400kl超 1,000kl以下	1,000kl超 1,300kl以下	1,300kl超
5,000万円以下	20%	15%	10%	5%
5,000万円超 8,000万円以下	10%	7.5%	5%	2.5%
8,000万円超 1億円以下	5%	3.75%	2.5%	1.25%

(注) 実績報告書を適用年度の翌5月31日までに提出しない場合には、適用できない。

4. 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第54条、第55条及び第63条関係（経過措置）

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者（前年度の総課税移出数量が10,000kl超の酒類の製造者を除く。）が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

当該軽減は、事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、令和6年3月31日までに旧制度を適用する旨の届出書を提出した場合に適用できる。ただし、一度、旧制度の適用をやめる旨の届出書を提出し新制度を適用することとした場合には、新制度を適用することとした年度以降は、この表の軽減割合を適用できない。

品 目		軽減割合		
清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）（注2）	果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）（注2）	令和8年度	9年度	10年度
		10%	9%	8%
		20%	18%	16%
		20%	18%	16%
		28.9%（注3）	26%（注3）	23.1%（注3）
合成清酒、発泡酒（注2）		5%	4.5%	4%
		10%	9%	8%
		7.5%	6.75%	6%
ビール		15%	13.5%	12%

(注) 1 実績報告書を適用年度の翌5月31日までに提出しない場合には、適用できない。
2 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の承認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%（令和9年度は5.625%、令和10年度は5%）軽減した酒税額とする。
3 正産にはそれぞれ90分の26（令和8年度）、90分の23.4（令和9年度）、90分の20.8（令和10年度）

酒税率一覧表(令和5年 10 月1日～令和8年9月 30 日)

1．酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類	アルコール分等	1	当 た り 税 率
○発泡性酒類			
ビ ー ル	発泡性の有無を問わない		181, 000円
	次の 3 つに該当するものを除く		181, 000円
	麦芽比率25%以上50%未満（アルコール分10度未満）		155, 000円
	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満） いわゆる「新ジャンル」（アルコール分10度未満）（※）		134, 250円
そ の 他 の 発 泡 性 酒 類	ビール、発泡酒以外でアルコール分10度未満であって発泡性を有するもの		80, 000円
○醸造酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）			
清 酒			
果 実 酒		100, 000円	
そ の 他 の 醸 造 酒			
○蒸留酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）			
連 続 式 蒸 留 焼 酎	21度以上 21度未満	200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算	200, 000円
単 式 蒸 留 焼 酎			
原 料 用 ア ル コ ー ル			
ウ イ ス キ ー	37度以上 37度未満	370, 000円に37度を超える 1 度ごとに10, 000円加算	370, 000円
グ ラ ン デ ッ			
ス ー プ			
○混成酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）			
合 成 清 酒		100, 000円	
み り ん		20, 000円	
甘 味 果 実 酒	13度以上 13度未満	120, 000円に12度を超える 1 度ごとに10, 000円加算	120, 000円
グ レ ー ム			
粉 末 酒		390, 000円	
雑 酒	みりん類似 21度以上 21度未満	20, 000円	200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算
		200, 000円	

（※）いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒（麦芽比率50%未満のもの）に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

（注）「一定の物品」とは、次のものをいう。

イ たんばく質物分解物（大豆を原料とするもの）及び酵母エキスを又はこれらとカラメル

ロ たんばく質物分解物（えんどうを原料とするもの）及びカラメル又はこれらと食物繊維

ハ たんばく質物分解物（とうもろこし、たんばく質物分解物とするもの）、酵母エキスを、アルコール、食物繊維、香料料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2．租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目	アルコール分等	1	k l	当 た り 税 率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80, 000円に8度を超える1度ごとに10, 000円加算		
単式蒸留焼酎				
フラスコ式蒸留焼酎		9度未満		
スピリット		80, 000円		

3．租税特別措置法第87条関係（令和6年度～令和10年度）

事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない、かつ、前年度の総課税移出数量が3, 000k l以下である場合には、当年度酒税累計額に応じて1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

(1) 前年度の末日において常時使用する従業員の数が300人を超える個人

(2) 前年度の末日において資本金等の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人（特定大法人）

(3) 前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人

(4) 前年度の末日において法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるとき当該法人

(5) 酒税法第7条第3項の規定により製造免許を受けている者以外の者（製造免許を有しない者）

(6) 酒税法第7条第3項（第4号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第1項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者（試験製造免許のみに有する者）

(7) 前年度の末日以前2年以内において酒税の滞納処分を受けた者

(8) 酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者（免許の取消要件に該当する製造者）

(9) 酒類業組合法第84条第2項又は第86条の4の規定による命令に違反した者

当年度 酒税累計額	軽減割合			
	前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量			
	400k l 以下	400k l 超 1, 000k l 以下	1, 000k l 超 1, 300k l 以下	1, 300k l 超
5, 000 万円以下	20%	15%	10%	5%
5, 000 万円超 8, 000 万円以下	10%	7. 5%	5%	2. 5%
8, 000 万円超 1億円以下	5%	3. 75%	2. 5%	1. 25%

（注） 実績報告書を適用年度の翌5月31日までに提出しない場合には、適用できない。

4．所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第54条、第55条及び第63条関係（経過措置）

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1, 300k l以下である者（前年度の総課税移出数量が10, 000k l 超の酒類の製造者を除く。）が、当年度に移出する酒類の200k lまでのものについては、1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が1, 000k l 超～1, 300k l 以下の場合には上段の軽減割合、1, 000k l 以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品 目	清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）（注1）	果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）（注1）	合成清酒、発泡酒（注1）	ビール
軽減割合	10%	20%	5%	7. 5%
	20%	28. 9% （注2）	10%	15%

（注）1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の承認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6. 25%軽減した酒税額とする。

2 正確には90分の26

3 令和6年度以降は、事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、令和6年3月31日までに旧制度を適用する旨の届出書を提出した場合に適用できる。ただし、一度、旧制度の適用をやめる旨の届出書を提出し新制度を適用することとした場合には、新制度を適用することとした年度以降は、この表の軽減割合を適用できない。

酒税率一覧表(令和2年 10月1日～令和5年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類	ア ル コ ー ル 分 等	1 k l 当 た り	税 率
○発泡性酒類（基本税率）			
ビ ー ル	200, 000円		
	200, 000円		
	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	200, 000円	
発 泡 酒			
	麦芽比率25%以上（アルコール分10度未満）	167, 125円	
	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）	134, 250円	
そ の 他 の 発 泡 性 酒 類	いわゆる「新ジャンル」（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）（※）	108, 000円	
	ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）	80, 000円	
○醸造酒類（基本税率）			
清 酒		120, 000円	
		110, 000円	
		90, 000円	
		120, 000円	
果 実 の 醸 造 酒	21度以上	200, 000円に20度を超える1度ごとに10, 000円加算	
	21度未満	200, 000円	
○醸造酒類（基本税率）			
連 続 式 蒸 留 焼 酎			
単 式 蒸 留 焼 酎			
原 料 用 ア ル コ ー ル			
ウ イ ス キ ー			
プ ラ ン ケ ッ			
○混成酒類（基本税率）			
合 成 清 酒			
み づ 酒			
甘 味 果 実 酒			
粉 末 酒			
雑 酒			

（※）いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキスを分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒（麦芽比率50%未満のもの）に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキスを分が2度以上のもの。

（注）「一定の物品」とは、次のものをいう。
イ たんぱく質物分解物（大豆を原料とするもの）及び酵母エキスを又はこれらとカラメル
ロ たんぱく質物分解物（えんどうを原料とするもの）及びカラメル又はこれらと食物繊維
ハ たんぱく質物分解物（とうもろこしを原料とするもの）、酵母エキスを、アルコール、食物繊維、香料料、くえん酸三カリウム及びガブラメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目		ア ル コ ー ル 分 等	1 k l 当 た り 税 率
連 続 式 蒸 留 焼 酎	酎 酎	9 度以上13度未満	80, 000円に8度を超える1度ごとに10, 000円加算
ウ イ ス キ ー	ニ ッ	9 度未満	80, 000円

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1, 300k l 以下である者（前年度の課税移出数量の合計が10, 000k l 超の酒類の製造者を除く）が、当年度に移出する酒類の200k l までのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。
なお、前年度の課税移出数量が1, 000k l 超～1, 300k l 以下の場合には上段の軽減割合、1, 000k l 以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品 目		令和元年度	2 年度		3 年度	4 年度
		平成 30 年度	～9 月	10 月～		
清 酒、連続式蒸留焼酎、 単式蒸留焼酎、 （その他の発泡性酒類に該当するものに 限る）（注1）	清 酒	10%	10%	10%	10%	10%
	連続式蒸留焼酎	20%	20%	20%	20%	20%
	単式蒸留焼酎	10%	10%	10%	10%	10%
果実酒（その他の発泡性酒類に 該当するものを除く）（注1）	果実酒	20%	20%	20%	28. 9% （注3）	28. 9% （注3）
	連続式蒸留焼酎	5%	5%	5%	5%	5%
	単式蒸留焼酎	10%	10%	10%	10%	10%
合成清酒、発泡酒（注1）	合成清酒	7. 5%	7. 5%	7. 5%	7. 5%	7. 5%
	発泡酒	15%	15%	15%	15%	15%
ビール（注2）						

- (注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6. 25%軽減した酒税額とする。（平成30～令和4年度）
2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。
・ 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%（平成27年度以降は15%又は7. 5%）
・ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%又は7. 5%
3 正確には90分の26

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和7年12月現在)

品 目 \ 区 分	容 量	アルコール分	代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)／①
	ml	%	円	円	円	%
ビール	633	5.0	385	114.57	35.00	38.8
	350	5.0	230	63.35	20.91	36.6
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	209	46.99	19.00	31.6
発 泡 酒 (発 泡 酒 ②)	350	5.0	202	46.99	18.36	32.4
清 酒	1,800	15.0	2,460	180.00	224.00	16.4
果 実 酒	720	11.0	834	72.00	75.82	17.7
連 続 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	1,595	450.00	144.97	37.3
単 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	2,064	450.00	187.67	30.9
ウ イ ス キ ー	700	43.0	1,741	301.00	158.27	26.4

(注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。

2 発泡酒(発泡酒②)とは、酒税法第3条第18号ロに規定する発泡酒の内、平成29年改正法附則第36条第5項第2号に該当するものをいう。

3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位: %)

品 目 \ 年 度	昭和 55	平成 元	5	10	15	20	25	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
ビール (大びん:633ml)	42.5	46.9	44.1	46.5	46.5	45.1	45.1	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3	40.7	40.7	38.8
清 酒 (1.8ℓ)	24.1	21.9	16.4	17.9	17.9	16.2	15.8	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2	17.3	17.3	16.4
連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	10.9	22.7	21.3	35.8	35.8	36.0	36.0	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8	37.5	37.3	37.3
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	7.2	14.3	13.5	27.9	32.0	29.9	29.9	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5	30.8	31.4	30.9
ウイスキー (43度、700ml)	47.3	41.3	41.3	22.8	22.8	21.8	21.8	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6	23.4	23.4	26.4

(注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。

2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。

3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

6 酒類製成数量の推移

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎 (a)分25%換算)	単式蒸留 焼酎 (a)分25%換算)	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー (a)分40%換算)	ブランデー (a)分40%換算)	発泡酒	リキュール	スピリッツ等 (a)分100%換算)	その他の 醸造酒等	合計
昭和	45	1,257	32	164	54	33	3,037	10	27	139	5	25	9	0	4,793
	50	1,350	18	125	80	40	3,897	6	21	242	6	22	11	1	5,819
	55	1,193	18	146	118	65	4,559	28	18	351	13	25	10	1	6,545
	60	928	18	358	312	79	4,852	34	17	252	21	76	29	2	6,983
	元	1,119	20	210	246	117	6,287	46	10	182	27	99	45	2	8,409
	5	1,026	36	359	279	91	6,964	42	9	144	27	129	32	2	9,141
平成	6	963	39	317	330	95	7,101	43	9	142	27	216	33	2	9,346
	7	980	43	347	327	94	6,797	58	8	110	24	223	24	2	9,245
	8	937	42	356	345	97	6,908	60	8	102	21	237	19	2	9,457
	9	872	39	373	356	107	6,837	83	10	135	19	251	25	1	9,396
	10	781	39	330	331	108	6,176	104	12	113	11	253	16	2	9,338
	11	735	39	353	365	150	5,890	87	14	125	17	332	43	2	9,585
	12	720	39	356	399	127	5,464	85	12	122	14	327	39	2	9,421
	13	680	40	405	392	102	4,813	78	11	98	14	419	82	1	9,510
	14	633	40	394	424	100	4,300	84	5	79	10	558	53	2	9,305
	15	601	34	425	480	105	3,959	75	5	71	10	595	47	46	8,955
	16	524	38	431	612	103	3,844	65	4	64	8	714	76	282	9,048
	17	499	34	424	627	86	3,650	89	5	62	8	742	76	1,043	9,037
	18	513	49	416	600	113	3,536	65	10	61	7	755	114	1,056	8,888
	19	505	53	402	587	116	3,470	67	6	56	6	1,025	157	835	8,812
	20	488	50	417	537	112	3,213	70	5	60	6	1,285	272	781	8,678
	21	469	45	417	539	106	3,036	72	4	68	5	1,562	270	749	8,444
	22	447	43	402	492	102	2,954	74	4	80	5	1,714	274	720	8,258
	23	440	41	393	460	97	2,895	80	4	80	5	1,838	303	699	8,110
	24	439	39	382	495	90	2,803	87	4	84	5	1,891	326	660	7,929
令和	25	444	37	383	514	92	2,862	93	5	89	5	1,996	359	608	8,015
	26	447	35	358	518	91	2,733	95	7	101	5	1,871	444	537	7,801
	27	445	35	352	480	96	2,794	107	5	111	5	1,920	531	506	7,924
	28	427	32	344	470	94	2,753	96	4	114	4	1,979	565	485	7,871
	29	411	29	338	468	91	2,684	102	4	128	4	2,065	638	444	7,907
	30	406	27	330	450	87	2,544	96	6	140	4	2,270	772	411	7,967
	元	366	26	317	411	93	2,418	95	7	153	4	2,346	854	392	7,882
	2	312	20	295	367	89	1,839	102	8	135	3	2,568	952	339	7,421
	3	312	19	287	364	89	1,931	93	5	127	3	2,369	999	282	7,283
	4	328	20	282	356	86	2,235	95	6	146	4	2,261	833	251	7,299
	5	326	19	284	355	83	2,430	87	10	157	3	1,539	816	133	7,291
	6	310	18	266	358	88	2,550	82	10	157	3	886	901	2	7,358

(注) 1 本数は、主として国税庁統計年報Ⅰ(4月～翌年3月)によつた。

2 品目は、平成16年度改正後の酒税法の品目によつた。

3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類の品目は品目の製成数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含み、粉末酒については酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。

5 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除いている。

付表1 酒類製成数量の推移表

品 目 \ 年 度	平26	令和元	4	5	6			
						対26年度比	対元年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清 酒	447,487	365,976	328,310	326,087	309,813	69.2	84.7	95.0
合 成 清 酒	35,332	25,560	19,933	19,325	18,168	51.4	71.1	94.0
連 続 式 蒸 留 焼 酎 (al分25%換算)	357,507	317,066	282,271	284,077	265,886	74.4	83.9	93.6
単 式 蒸 留 焼 酎 (al分25%換算)	518,432	410,839	356,062	354,942	357,771	69.0	87.1	100.8
み り ん	90,601	93,429	85,810	83,352	87,759	96.9	93.9	105.3
ビ ー ル	2,732,643	2,418,002	2,234,631	2,429,587	2,550,209	93.3	105.5	105.0
果 実 酒	95,163	94,911	94,788	86,775	81,915	86.1	86.3	94.4
甘 味 果 実 酒	6,661	7,194	5,592	9,657	10,120	151.9	140.7	104.8
ウ イ ス キ ー (al分40%換算)	100,530	152,949	146,448	156,537	157,041	156.2	102.7	100.3
ブ ラ ン デ ー (al分40%換算)	4,819	3,648	3,537	3,079	3,162	65.6	86.7	102.7
発 泡 酒	559,529	399,815	396,457	1,048,835	1,727,710	308.8	432.1	164.7
リ キ ュ ー ル	1,870,845	2,345,917	2,261,172	1,539,373	885,692	47.3	37.8	57.5
ス ピ リ ッ ツ 等 (al分100%換算)	444,019	854,111	833,073	815,771	901,218	203.0	105.5	110.5
そ の 他 の 醸 造 酒 等	537,122	392,165	251,311	133,264	1,890	0.4	0.5	1.4
合 計	7,800,690	7,881,582	7,299,414	7,290,678	7,358,354	94.3	93.4	100.9

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含み、粉末酒については、酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。
4 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除いている。

付表2 特定名称酒のタイプ別製成数量の推移表

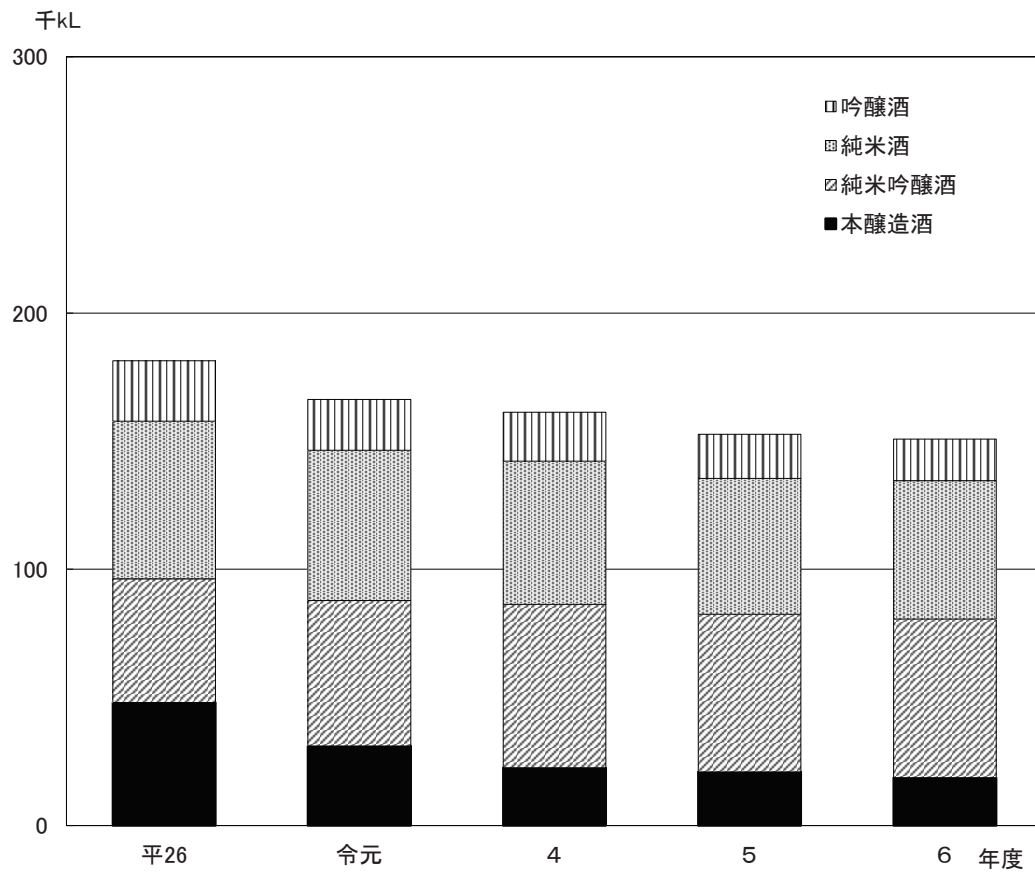
酒造年度 タイプ	平26		令元		4		5		6	
	平26	構成比	令元	構成比	4	構成比	5	構成比	6	構成比
	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%
吟醸酒	23,532	5.2	19,891	5.6	19,118	5.7	17,256	5.4	16,285	5.4
純米酒	61,529	13.7	58,558	16.5	55,901	16.7	52,966	16.5	53,952	17.7
純米吟醸酒	48,265	10.7	56,742	16.0	63,758	19.1	61,538	19.1	61,897	20.3
本醸造酒	48,057	10.7	31,127	8.8	22,525	6.7	20,931	6.5	18,708	6.1
計	181,383	40.2	166,318	46.9	161,301	48.2	152,692	47.5	150,843	49.6
総製成数量	450,658	100.0	354,309	100.0	334,570	100.0	321,752	100.0	304,302	100.0

(注) 1 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。

2 特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号)に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。

出典:「清酒の製造状況等について」(国税庁)より作成

特定名称酒のタイプ別製成数量の推移



(注) 特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号)に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。

出典:「清酒の製造状況等について」(国税庁)より作成

7 酒類課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計)

(単位:千ℓ)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和	45	1,601	38	161	53	31	2,982	6	27	132	5	0	23	9	5,068
	50	1,747	22	122	73	41	3,908	31	21	249	8	0	22	6	6,250
	55	1,473	21	141	107	69	4,533	47	18	354	18	0	24	8	6,814
	60	1,355	21	366	260	80	4,861	69	20	272	27	5	91	33	7,464
平成	元	1,353	22	209	207	91	6,320	137	13	222	38	0	121	46	8,788
	5	1,422	42	367	289	93	7,015	116	12	186	40	2	168	31	9,792
	6	1,243	48	342	275	92	7,413	146	11	168	36	31	223	33	10,071
	7	1,310	54	385	300	95	6,979	158	12	148	33	252	240	31	10,006
	8	1,254	56	406	329	97	7,012	176	12	135	32	350	262	30	10,160
	9	1,162	54	420	324	106	6,686	268	14	141	27	497	279	27	10,016
	10	1,094	55	400	331	110	6,165	370	15	136	25	1,075	287	24	10,095
	11	1,061	57	410	346	158	5,820	279	16	131	23	1,441	388	26	10,166
	12	999	61	425	357	135	5,416	269	15	125	20	1,746	406	29	10,015
	13	949	64	479	368	107	4,808	259	13	112	18	2,385	500	30	10,104
	14	898	67	483	395	107	4,299	270	10	106	15	2,646	587	29	9,923
	15	842	64	511	471	109	3,955	248	8	97	13	2,527	615	52	9,567
	16	753	64	519	534	108	3,837	241	7	86	11	2,308	732	81	9,554
	17	730	65	505	539	112	3,642	257	7	84	10	1,699	770	83	9,549
	18	700	58	495	550	113	3,528	236	14	80	9	1,591	813	106	9,362
	19	676	55	465	569	115	3,466	237	10	74	9	1,535	1,066	129	9,266
	20	653	51	478	537	111	3,199	246	7	76	8	1,383	1,337	216	9,093
	21	616	47	480	532	108	3,018	250	7	84	7	1,148	1,685	265	9,001
	22	603	44	462	508	107	2,943	274	7	96	7	967	1,917	303	8,963
	23	603	41	450	508	104	2,859	302	96	96	7	855	2,058	320	8,936
	24	583	39	439	506	104	2,804	344	101	101	6	786	2,138	333	8,863
	25	587	38	439	512	106	2,842	364	110	110	6	761	2,268	375	9,040
	26	555	35	405	477	104	2,714	369	122	122	6	783	2,124	444	8,698
	27	554	34	400	486	108	2,764	379	142	142	6	767	2,166	500	8,836
	28	538	31	386	480	106	2,710	368	149	149	6	732	2,191	569	8,773
	29	525	29	377	465	103	2,628	382	167	167	5	694	2,269	640	8,745
	30	487	27	371	436	101	2,478	355	183	183	5	643	2,396	762	8,684
令和	元	458	25	355	424	100	2,354	375	194	194	5	596	2,527	840	8,649
	2	414	20	326	406	93	1,828	348	162	162	4	604	2,647	934	8,141
	3	399	19	314	391	95	1,936	338	160	160	4	596	2,442	998	7,992
	4	407	20	315	393	96	2,209	357	191	191	5	586	2,330	993	8,164
	5	387	19	301	360	94	2,345	312	205	205	4	1,231	1,599	1,058	8,065
	6	376	18	295	353	94	2,465	321	206	206	4	1,927	882	1,155	8,116

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(7 酒類課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計))

付表 酒類課税数量の推移表(国税局分及び税関分の合計)

品 目 \ 年 度	平26	令元	4	5	6			
						対26年度比	対元年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清 酒	554,857	457,529	407,078	387,164	375,984	67.8	82.2	97.1
合 成 清 酒	35,107	24,796	19,685	18,747	17,891	51.0	72.2	95.4
連 続 式 蒸 留 焼 酎	404,969	354,741	314,844	300,990	295,387	72.9	83.3	98.1
単 式 蒸 留 焼 酎	476,967	423,674	392,650	360,449	353,372	74.1	83.4	98.0
み り ん	104,141	100,142	95,587	93,735	94,404	90.7	94.3	100.7
ビ ー ル	2,713,719	2,353,773	2,208,987	2,345,420	2,465,337	90.8	104.7	105.1
果 実 酒	369,326	375,408	356,553	312,013	321,027	86.9	85.5	102.9
甘 味 果 実 酒	9,996	10,250	8,168	11,097	12,042	120.5	117.5	108.5
ウ イ ス キ ー	121,522	194,121	190,728	205,408	205,598	169.2	105.9	100.1
ブ ラ ン デ ー	6,267	4,867	4,550	4,304	4,083	65.2	83.9	94.9
発 泡 酒	782,642	595,664	585,774	1,230,741	1,926,668	246.2	323.4	156.5
リ キ ュ ー ル	2,123,897	2,526,665	2,329,966	1,598,656	882,042	41.5	34.9	55.2
ス ピ リ ッ ツ 等	444,198	839,651	992,971	1,057,652	1,155,014	260.0	137.6	109.2
そ の 他 の 醸 造 酒 等	550,167	387,924	255,945	138,725	6,684	1.2	1.7	4.8
合 計	8,697,779	8,649,230	8,163,513	8,065,124	8,115,549	93.3	93.8	100.6

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

8 酒類課税数量の推移(国税局分)

(単位:千ℓ)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	1,601	38	161	52	31	2,981	5	25	130	4	—	23	8	0	5,060
50	1,747	22	122	73	41	3,905	24	19	228	6	—	22	5	0	6,214
55	1,473	21	141	107	69	4,521	35	16	332	12	—	23	7	1	6,758
60	1,355	21	363	260	80	4,851	47	15	252	20	5	90	31	3	7,394
平成 元	1,353	22	206	207	91	6,250	71	11	168	27	0	107	41	6	8,559
5	1,421	42	359	289	93	6,895	58	9	142	29	1	163	26	5	9,534
6	1,243	48	330	275	92	7,086	64	8	126	26	26	216	27	5	9,572
7	1,310	54	362	300	95	6,766	75	7	110	24	205	233	23	3	9,568
8	1,253	56	373	328	97	6,846	84	7	101	21	318	252	21	4	9,762
9	1,162	54	381	324	106	6,570	119	11	109	19	475	267	19	3	9,619
10	1,093	55	357	331	110	6,096	146	11	104	20	1,053	280	16	3	9,676
11	1,061	57	359	346	158	5,779	120	13	103	18	1,400	378	17	3	9,810
12	999	61	365	357	134	5,389	103	12	100	15	1,693	395	20	3	9,646
13	949	64	408	368	106	4,778	101	10	89	13	2,342	486	21	3	9,738
14	898	67	404	394	106	4,271	105	6	82	11	2,600	571	20	3	9,538
15	841	64	431	469	108	3,929	89	5	77	10	2,488	597	44	45	9,197
16	753	64	431	532	107	3,810	80	4	69	8	2,278	711	73	261	9,182
17	730	65	425	539	111	3,613	99	4	67	8	1,683	743	75	1,036	9,197
18	700	58	418	550	112	3,499	81	7	65	7	1,580	783	98	1,058	9,016
19	676	55	396	569	113	3,442	81	6	59	6	1,526	1,023	121	848	8,922
20	653	51	410	536	110	3,175	83	4	63	6	1,374	1,270	209	781	8,726
21	616	47	411	531	106	2,996	83	4	71	6	1,141	1,575	256	747	8,589
22	603	44	398	508	106	2,920	88	4	81	5	961	1,745	292	718	8,472
23	603	41	388	507	103	2,822	95	4	80	5	850	1,819	297	718	8,332
24	583	39	380	505	103	2,767	99	4	83	5	781	1,882	317	665	8,211
25	587	38	380	511	104	2,806	110	5	92	5	756	1,997	361	616	8,369
26	555	35	353	476	103	2,681	110	6	103	5	778	1,858	432	544	8,040
27	554	34	350	485	106	2,732	113	5	120	5	761	1,925	489	517	8,196
28	538	31	342	479	104	2,681	114	4	126	4	727	1,975	557	495	8,177
29	525	29	334	464	102	2,600	121	4	143	4	689	2,049	627	447	8,139
30	487	27	330	436	100	2,448	119	6	157	4	640	2,263	750	425	8,190
令和 元	457	25	317	423	99	2,315	122	7	165	4	592	2,417	827	383	8,153
2	414	20	295	406	92	1,793	127	6	132	3	601	2,550	923	342	7,703
3	399	19	283	391	94	1,897	112	5	131	3	594	2,354	989	289	7,561
4	407	20	280	392	94	2,165	116	5	154	3	584	2,249	979	252	7,702
5	387	19	271	360	92	2,304	105	8	173	3	1,210	1,542	1,046	135	7,656
6	376	18	265	353	93	2,422	101	9	171	3	1,887	854	1,143	3	7,697

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表1 酒類課税数量の推移表(国税局分)

品 目 \ 年 度	平26	令元	令4	5	6			
						対26年度比	対元年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清 酒	554,804	457,462	407,036	387,100	375,921	67.8	82.2	97.1
合 成 清 酒	35,091	24,779	19,674	18,726	17,871	50.9	72.1	95.4
連 続 式 蒸 留 焼 酎	353,219	317,038	280,296	271,375	264,739	75.0	83.5	97.6
単 式 蒸 留 焼 酎	476,328	423,439	392,427	360,200	353,187	74.1	83.4	98.1
み り ん	102,573	98,782	94,188	92,266	92,849	90.5	94.0	100.6
ビ ー ル	2,681,473	2,314,986	2,164,924	2,304,201	2,421,732	90.3	104.6	105.1
果 実 酒	109,952	121,744	116,475	105,375	101,077	91.9	83.0	95.9
甘 味 果 実 酒	6,004	6,613	4,515	8,200	8,723	145.3	131.9	106.4
ウ イ ス キ ー	103,024	164,784	154,295	172,954	171,326	166.3	104.0	99.1
ブ ラ ン デ ー	4,882	3,663	3,473	3,227	3,034	62.1	82.8	94.0
発 泡 酒	777,675	592,044	583,992	1,209,749	1,886,773	242.6	318.7	156.0
リ キ ュ ー ル	1,858,494	2,416,742	2,249,224	1,541,967	853,887	45.9	35.3	55.4
ス ピ リ ッ ツ 等	432,202	827,336	978,940	1,045,538	1,142,605	264.4	138.1	109.3
そ の 他 の 醸 造 酒 等	544,092	383,329	252,032	134,721	2,779	0.5	0.7	2.1
合 計	8,039,812	8,152,764	7,701,524	7,655,618	7,696,520	95.7	94.4	100.5

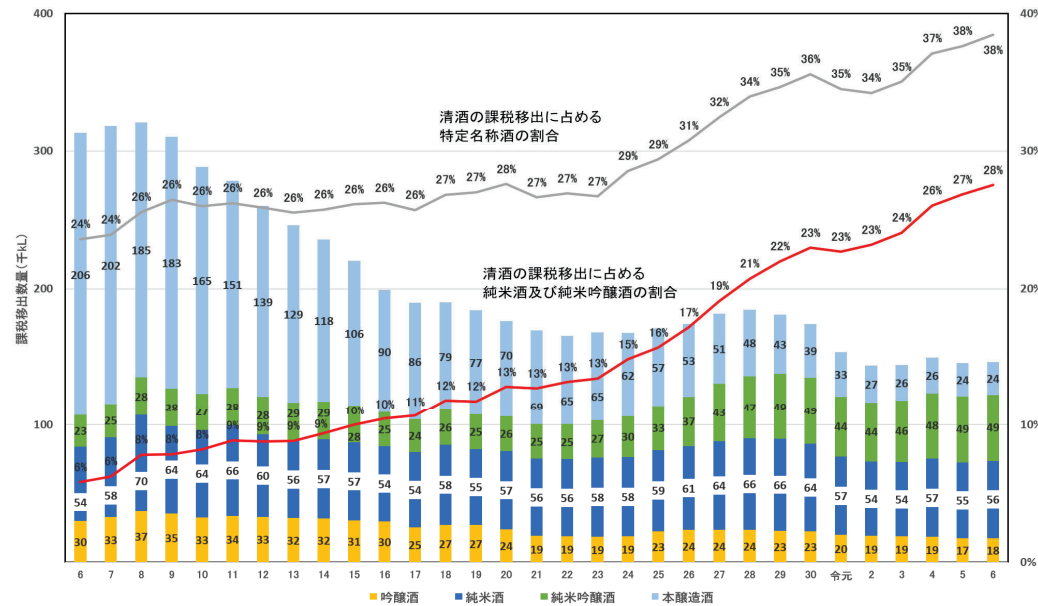
- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表2 特定名称酒のタイプ別課税移出数量の推移表(国税局分)

酒造年度 タイプ	平26		令元		4		5		6	
	KL	構成比	KL	構成比	KL	構成比	KL	構成比	KL	構成比
吟醸酒	23,572	4.2	19,938	4.5	18,560	4.6	17,423	4.5	17,745	4.6
純米酒	60,666	10.7	56,905	12.8	56,748	14.0	55,211	14.2	55,860	14.6
純米吟醸酒	36,897	6.5	44,290	9.9	48,499	12.0	48,925	12.6	49,208	12.9
本醸造酒	53,380	9.4	32,810	7.4	26,128	6.5	24,410	6.3	24,021	6.3
計	174,515	30.8	153,943	34.5	149,936	37.1	145,970	37.6	146,834	38.5
総移出数量	567,209	100.0	446,162	100.0	404,191	100.0	387,913	100.0	381,731	100.0

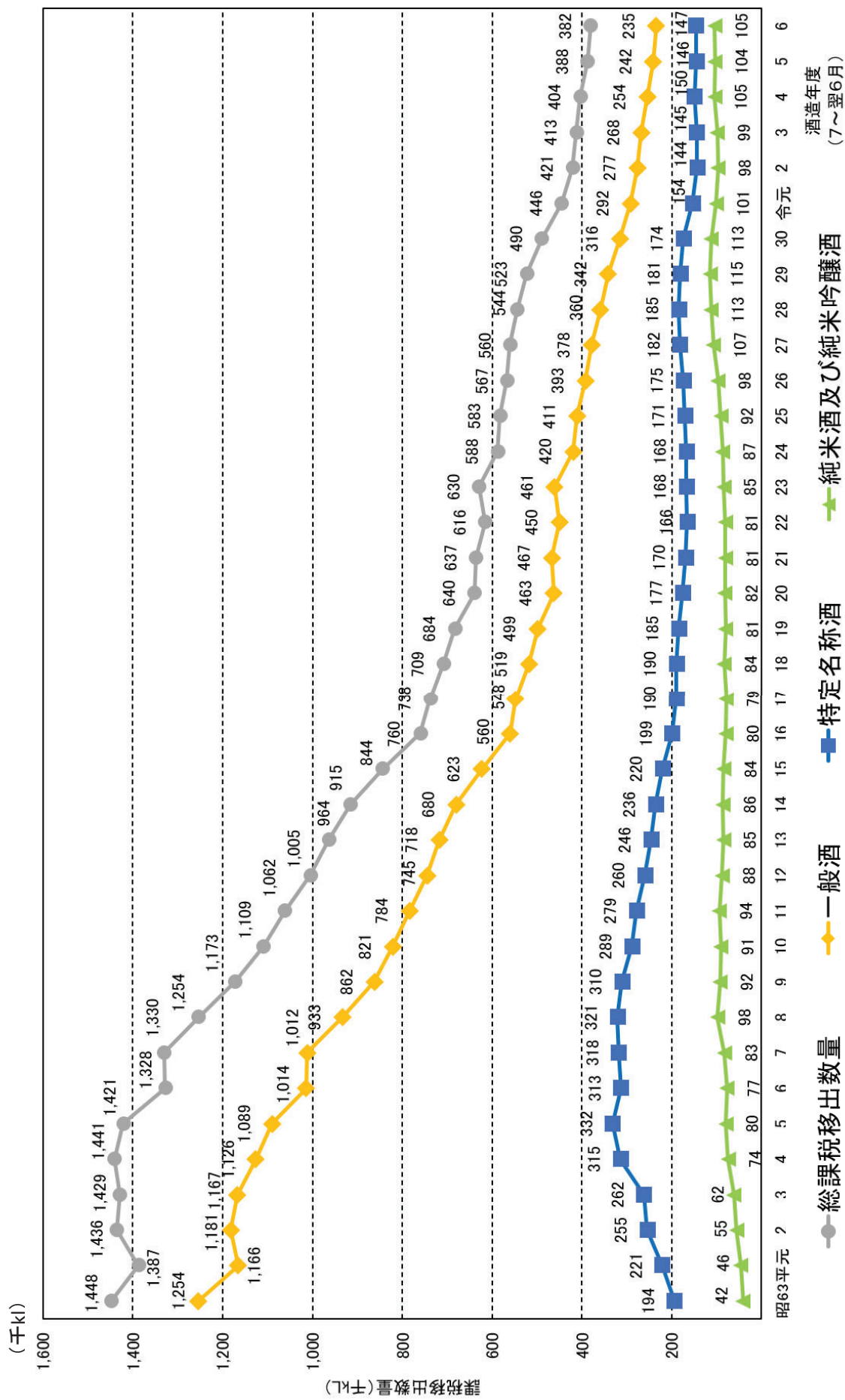
(注) 1 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。
2 特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号)に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。
出典:「清酒の製造状況等について」(国税庁)より作成

特定名称酒のタイプ別課税移出数量等の推移



(注) 特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号)に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。
出典:「清酒の製造状況等について」(国税庁)より作成

特定名称酒のタイプ別課税移出数量の推移



(注) 1 特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号）に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。
 2 普通酒とは、特定名称酒以外の清酒をいう。
 出典：「清酒の製造状況等について」（国税庁）より作成

9 酒類課税数量の推移（税関分）

（単位：千ℓ）

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	8
50	0	0	0	0	0	3	7	2	21	2	0	0	1	1	36
55	0	0	0	0	0	12	12	2	22	5	0	1	1	1	56
60	0	0	3	0	0	9	22	5	20	7	0	1	2	2	71
平成 元	0	0	3	0	0	71	67	2	54	11	0	14	5	3	229
5	0	0	8	0	0	120	58	3	43	11	1	5	5	4	259
6	0	0	12	0	0	327	82	3	42	10	5	7	6	5	499
7	0	0	22	0	0	213	83	5	38	9	46	7	8	6	439
8	0	0	33	1	0	166	92	4	33	10	32	10	8	7	398
9	0	0	39	0	0	117	149	3	32	8	22	12	8	7	397
10	0	0	43	0	0	69	223	3	31	5	22	8	8	6	419
11	0	0	51	0	1	41	158	3	28	5	42	11	9	8	356
12	0	0	60	0	1	27	166	3	26	5	53	11	9	8	370
13	0	0	71	0	1	30	158	4	23	5	43	14	9	8	366
14	0	0	79	1	1	28	165	4	23	4	45	16	9	9	385
15	0	0	81	2	1	26	159	3	20	4	38	18	9	9	370
16	0	0	88	2	1	27	161	3	17	3	29	22	8	11	371
17	0	0	80	0	1	29	158	3	17	3	16	27	8	11	352
18	0	0	76	0	1	28	155	6	15	3	11	31	8	11	346
19	0	0	70	0	1	24	157	4	15	2	9	43	9	10	344
20	0	0	68	0	1	24	163	3	14	2	9	67	8	9	367
21	0	0	69	0	1	22	167	3	14	1	8	110	8	9	412
22	0	0	65	1	2	23	186	3	15	1	5	172	10	8	491
23	0	0	62	1	2	38	207	4	17	2	5	239	22	7	604
24	0	0	59	1	2	37	245	4	18	1	5	256	17	7	652
25	0	0	59	1	2	35	255	4	17	1	5	271	14	6	671
26	0	0	52	1	2	32	259	4	18	1	5	265	12	6	658
27	0	0	49	1	2	32	266	4	22	1	6	240	11	5	640
28	0	0	44	0	2	29	254	4	23	1	5	217	12	6	597
29	0	0	43	0	2	28	261	4	24	1	5	220	12	5	607
30	0	0	41	0	2	30	236	4	26	1	3	134	12	5	494
令和 元	0	0	38	0	1	39	254	4	29	1	4	110	12	5	496
2	0	0	31	0	1	36	222	3	30	1	3	98	11	3	438
3	0	0	31	0	1	38	226	3	29	1	2	87	10	3	432
4	0	0	35	0	1	44	240	4	36	1	2	81	14	4	462
5	0	0	30	0	1	41	207	3	32	1	21	57	12	4	410
6	0	0	31	0	2	44	220	3	34	1	40	28	12	4	419

（注） 1 本数は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

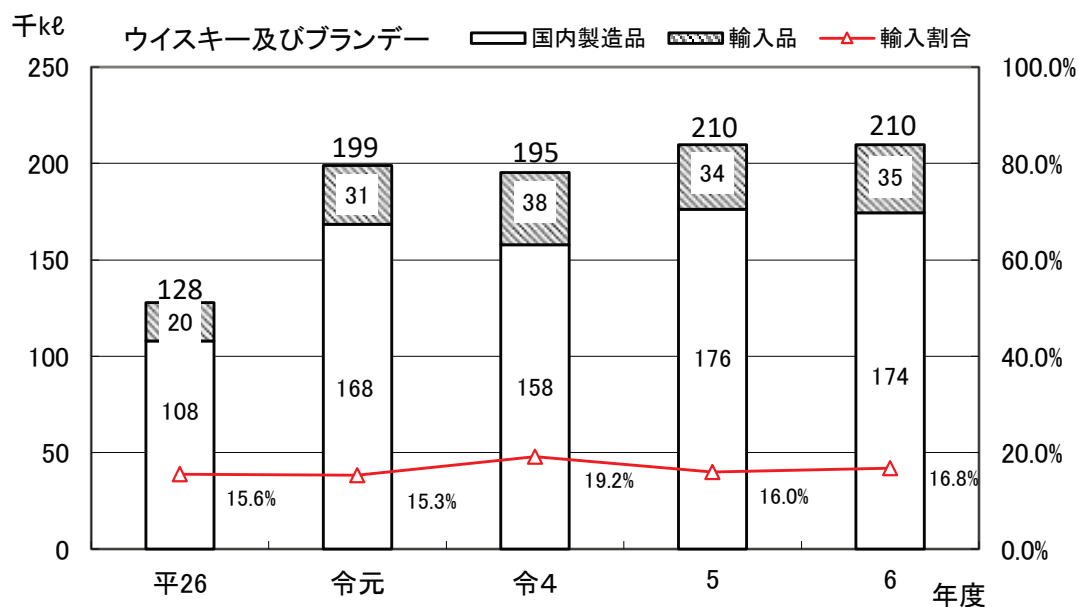
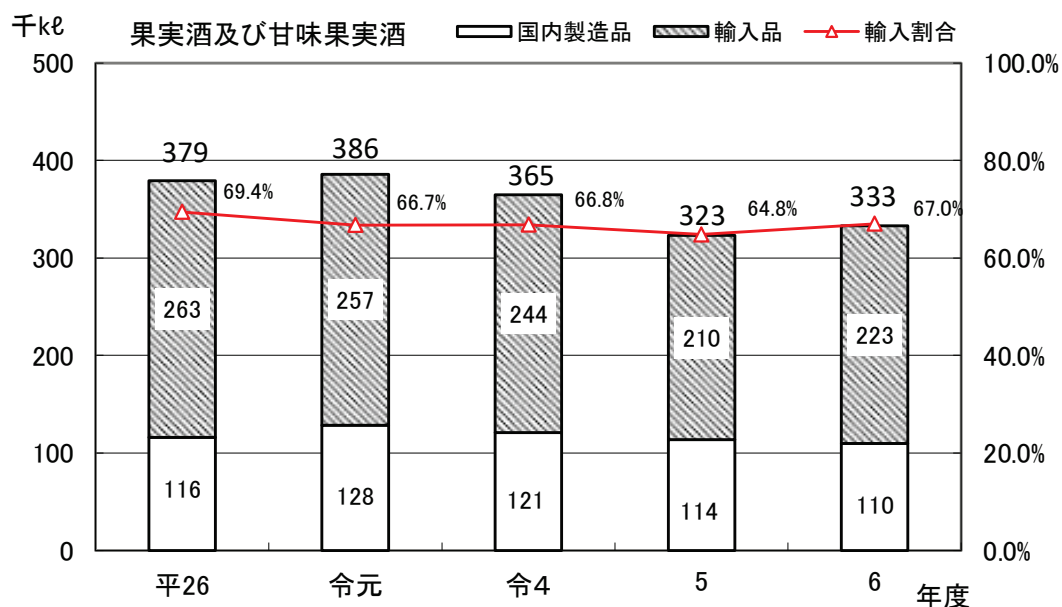
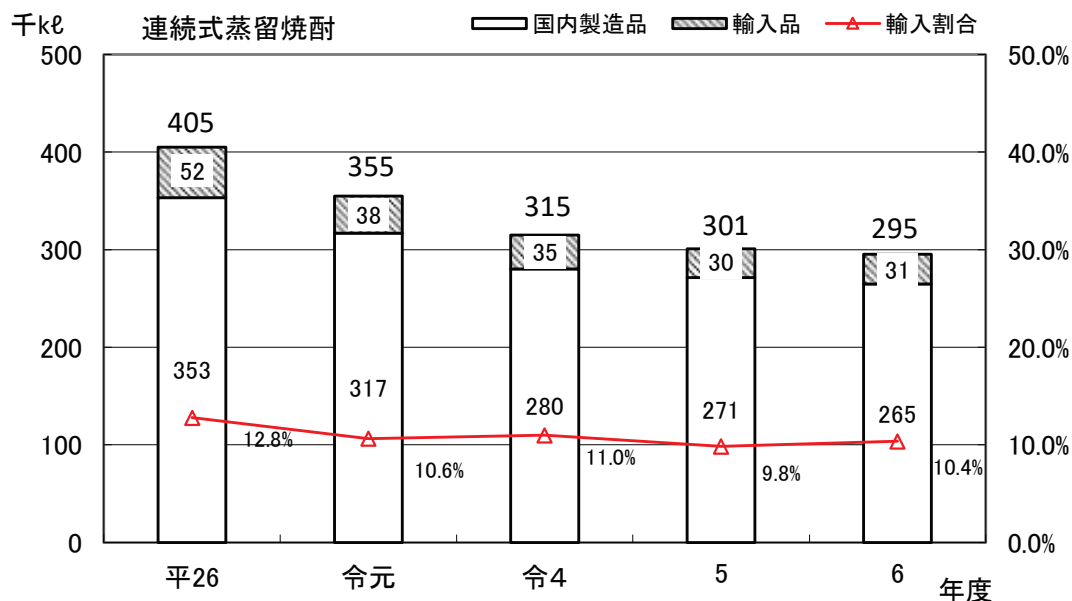
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表1 酒類課税数量の推移表(税関分)

品 目 \ 年 度	平26	令元	令4	5	6			
						対26年度比	対令元年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清 酒	53	67	42	64	63	118.9	94.0	98.4
合 成 清 酒	16	17	11	21	20	125.0	117.6	95.2
連 続 式 蒸 留 焼 酎	51,750	37,703	34,548	29,615	30,648	59.2	81.3	103.5
単 式 蒸 留 焼 酎	639	235	223	249	185	29.0	78.7	74.3
み り ん	1,568	1,360	1,399	1,469	1,555	99.2	114.3	105.9
ビ ー ル	32,246	38,787	44,063	41,219	43,605	135.2	112.4	105.8
果 実 酒	259,374	253,664	240,078	206,638	219,950	84.8	86.7	106.4
甘 味 果 実 酒	3,992	3,637	3,653	2,897	3,319	83.1	91.3	114.6
ウ イ ス キ ー	18,498	29,337	36,433	32,454	34,272	185.3	116.8	105.6
ブ ラ ン デ ー	1,385	1,204	1,077	1,077	1,049	75.7	87.1	97.4
発 泡 酒	4,967	3,620	1,782	20,992	39,895	803.2	1,102.1	190.0
リ キ ュ ー ル	265,403	109,923	80,742	56,689	28,155	10.6	25.6	49.7
ス ピ リ ッ ツ 等	11,996	12,315	14,031	12,114	12,409	103.4	100.8	102.4
そ の 他 の 醸 造 酒 等	6,075	4,595	3,913	4,004	3,905	64.3	85.0	97.5
合 計	657,967	496,466	461,989	409,506	419,029	63.7	84.4	102.3

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表2 国内製造品・輸入品別課税数量及び輸入割合の推移



10 酒税課税額の推移(国税局分及び税関分の合計)

(単位:億円)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	2,106	24	89	20	21	3,161	4	15	605	51	0	24	17	0	6,137
50	2,600	14	74	28	28	4,190	26	13	1,976	143	0	22	12	1	9,125
55	2,538	13	93	41	47	7,295	52	18	3,793	312	0	33	24	2	14,260
60	2,728	17	318	134	58	11,608	73	28	3,662	477	8	116	102	12	19,336
平成 元	1,963	15	249	139	20	13,150	63	13	2,294	375	0	111	148	8	18,549
5	1,777	27	460	199	20	14,594	52	12	1,743	371	2	148	112	9	19,527
6	1,614	35	510	262	20	16,327	78	12	1,635	347	46	197	118	11	21,211
7	1,709	39	581	300	20	15,464	85	13	1,431	323	301	217	115	11	20,610
8	1,633	40	602	326	21	15,540	96	13	1,305	310	343	235	108	12	20,583
9	1,508	38	693	391	23	14,817	148	16	1,032	205	523	267	97	12	19,771
10	1,412	39	918	551	24	13,661	203	16	554	103	1,133	295	85	11	19,005
11	1,365	40	965	652	42	12,898	152	16	516	91	1,516	373	83	13	18,721
12	1,279	43	1,001	752	32	12,002	145	14	486	82	1,834	386	82	13	18,150
13	1,209	45	1,131	860	24	10,656	140	13	434	71	2,503	461	79	13	17,638
14	1,139	46	1,140	925	23	9,528	145	10	408	60	2,776	531	78	13	16,822
15	1,065	50	1,203	1,107	23	8,761	163	9	369	54	3,302	552	91	43	16,792
16	950	50	1,221	1,262	23	8,501	162	8	326	45	3,093	643	111	194	16,588
17	918	50	1,185	1,274	24	8,068	170	9	318	41	2,281	674	109	731	15,849
18	803	54	1,171	1,312	23	7,751	184	15	295	37	2,133	712	127	846	15,461
19	772	55	1,103	1,363	23	7,611	187	12	271	33	2,057	916	148	692	15,244
20	746	51	1,135	1,285	22	7,024	195	10	279	31	1,854	1,132	214	636	14,613
21	703	46	1,139	1,270	22	6,626	198	9	312	27	1,541	1,415	255	608	14,171
22	688	43	1,095	1,213	21	6,463	217	9	358	26	1,297	1,590	284	585	13,891
23	695	41	1,067	1,216	21	6,279	240	10	362	27	1,146	1,701	300	584	13,687
24	671	39	1,039	1,212	21	6,156	273	10	374	24	1,055	1,770	314	541	13,498
25	675	38	1,042	1,227	21	6,239	289	11	392	25	1,024	1,876	348	502	13,708
26	636	35	959	1,142	21	5,957	293	12	421	24	1,055	1,873	401	444	13,274
27	635	34	946	1,161	22	6,068	301	11	490	24	1,034	1,786	446	421	13,378
28	617	31	913	1,145	21	5,948	293	9	493	22	988	1,805	506	404	13,195
29	602	29	891	1,111	21	5,768	304	9	548	21	937	1,866	567	365	13,039
30	557	26	878	1,042	20	5,438	282	11	597	20	866	1,972	666	347	12,723
令和 元	523	25	838	1,011	20	5,164	298	12	632	19	803	2,087	731	314	12,476
2	451	20	773	970	19	3,831	293	11	590	17	813	2,394	804	315	11,300
3	419	19	745	933	19	3,862	300	9	575	17	803	2,481	847	317	11,345
4	426	19	745	936	19	4,405	316	10	666	18	789	2,388	863	276	11,878
5	383	19	711	859	19	4,461	292	12	700	16	1,655	1,608	911	149	11,796
6	373	18	697	858	19	4,456	316	13	686	16	2,589	838	992	6	11,825

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によつた。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目とした。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 令和6年度の各品目の税額について、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定の適用を受ける酒類(措置法の特例規定の適用を受けるものに限る。)は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の合計税額については、同法第87条及び同令第72条の規定を適用した金額である。

付表 酒税課税額の推移表(国税局分及び税関分の合計)

品 目 \ 年 度	平26	令元	4	5	6	対26年度比	対令元年度比	対前年度比
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清 酒	63,646	52,271	42,594	38,297	37,275	58.6	71.3	97.3
合 成 清 酒	3,491	2,461	1,948	1,858	1,773	50.8	72.0	95.4
連 続 式 蒸 留 焼 酎	95,915	83,768	74,500	71,141	69,680	72.6	83.2	97.9
単 式 蒸 留 焼 酎	114,189	101,095	93,625	85,927	85,819	75.2	84.9	99.9
み り ん	2,082	2,002	1,912	1,874	1,888	90.7	94.3	100.7
ビ ー ル	595,739	516,403	440,508	446,149	445,566	74.8	86.3	99.9
果 実 酒	29,256	29,849	31,642	29,153	31,645	108.2	106.0	108.5
甘 味 果 実 酒	1,187	1,199	986	1,208	1,304	109.9	108.8	107.9
ウ イ ス キ ー	42,144	63,211	66,633	70,021	68,635	162.9	108.6	98.0
ブ ラ ン デ ー	2,411	1,882	1,757	1,643	1,581	65.6	84.0	96.2
発 泡 酒	105,477	80,309	78,949	165,488	258,854	245.4	322.3	156.4
リ キ ュ ー ル	187,321	208,673	238,789	160,789	83,823	44.7	40.2	52.1
ス ピ リ ッ ツ 等	40,135	73,087	86,342	91,142	99,246	247.3	135.8	108.9
そ の 他 の 醸 造 酒 等	44,407	31,371	27,638	14,916	604	1.4	1.9	4.0
合 計	1,327,401	1,247,581	1,187,824	1,179,605	1,182,545	89.1	94.8	100.2

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

4 令和6年度の各品目の税額について、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)(以下「令和5年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定の適用を受ける酒類及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定の適用を受ける酒類(措置法の規定の適用を受けるものに限る。)は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の合計税額については、同法第87条及び同令第72条の規定を適用(51億円)した金額である。

11 酒税課税額の推移(国税局分)

(単位:億円)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和	45	2,106	24	89	19	21	3,160	2	14	553	34	-	23	13	6,058
	50	2,600	14	74	28	28	4,187	13	10	1,628	69	-	19	9	8,679
	55	2,538	13	93	41	47	7,276	28	13	3,371	133	-	28	18	13,598
	60	2,728	17	316	134	58	11,585	38	19	3,228	283	8	107	90	18,615
	元	1,963	15	247	139	20	13,002	31	10	1,733	267	0	95	129	5 17,656
	5	1,777	27	451	199	20	14,343	25	9	1,296	264	1	139	92	4 18,646
平成	6	1,614	35	492	262	20	15,604	33	9	1,196	250	40	184	92	4 19,833
	7	1,709	39	547	300	20	14,992	40	8	1,045	230	235	202	83	3 19,454
	8	1,633	40	552	325	21	15,171	45	8	964	206	301	216	74	3 19,561
	9	1,507	38	627	391	23	14,558	64	11	786	146	498	247	64	3 18,963
	10	1,412	39	816	551	24	13,509	79	12	418	82	1,109	274	50	3 18,378
	11	1,365	40	840	652	42	12,808	65	12	400	70	1,472	348	47	3 18,163
	12	1,279	43	856	752	31	11,942	55	11	378	60	1,777	359	43	3 17,588
	13	1,208	45	962	859	24	10,589	54	9	336	53	2,457	430	42	2 17,069
	14	1,139	46	951	923	22	9,465	55	6	309	42	2,728	499	39	2 16,226
	15	1,065	50	1,012	1,101	23	8,703	57	6	285	39	3,251	519	54	31 16,196
	16	950	50	1,013	1,256	23	8,440	53	5	255	32	3,053	608	78	180 15,996
	17	918	50	997	1,273	24	8,004	62	5	248	30	2,259	635	76	716 15,296
	18	803	54	990	1,311	22	7,688	62	8	233	26	2,117	670	94	831 14,910
	19	772	55	938	1,362	23	7,557	62	7	211	24	2,045	866	112	679 14,713
	20	746	51	974	1,284	22	6,971	65	6	223	23	1,841	1,062	183	625 14,074
	21	703	46	976	1,269	21	6,578	64	5	255	21	1,530	1,313	220	597 13,599
	22	688	43	943	1,211	21	6,412	69	5	296	21	1,288	1,437	249	575 13,258
	23	695	41	920	1,214	21	6,196	75	5	294	20	1,138	1,493	252	574 12,939
令和	24	671	39	899	1,210	21	6,075	77	5	301	18	1,046	1,548	268	532 12,710
	25	675	38	902	1,225	21	6,162	86	6	322	19	1,014	1,634	303	493 12,899
	26	636	35	838	1,140	21	5,887	85	7	346	19	1,044	1,634	360	436 12,487
	27	635	34	830	1,160	21	5,998	88	6	400	18	1,022	1,572	406	414 12,603
	28	617	31	810	1,144	21	5,885	89	5	398	17	977	1,613	462	396 12,465
	29	602	29	790	1,110	20	5,706	95	5	450	16	926	1,671	522	358 12,299
	30	557	26	782	1,041	20	5,372	93	7	490	15	860	1,846	622	341 12,072
	元	523	25	749	1,010	20	5,079	96	8	513	14	796	1,981	685	307 11,805
	2	451	20	699	969	18	3,756	105	7	469	13	808	2,291	764	311 10,681
	3	419	19	673	933	19	3,785	98	5	458	13	799	2,376	812	314 10,721
	4	426	19	662	936	19	4,317	101	6	518	13	786	2,290	813	272 11,177
	5	383	19	640	859	18	4,385	97	9	566	12	1,626	1,537	868	145 11,162
6	373	18	623	858	19	4,377	98	9	549	12	2,535	797	947	2	11,163

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 令和6年度の各品目の税額について、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定の適用を受ける酒類及び沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定の適用を受けるものに限る。)、は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けた金額を基にしたものであり、令和6年度の合計税額については、同法第87条及び同令第72条の規定を適用した金額である。

付表 酒税課税額の推移表(国税局分)

品 目 \ 年 度	平26	令元	令4	5	6			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	対26年度比	対令元年度比	対前年度比
						%	%	%
清 酒	63,640	52,263	42,589	38,291	37,269	58.6	71.3	97.3
合 成 清 酒	3,489	2,459	1,947	1,856	1,771	50.8	72.0	95.4
連 続 式 蒸 留 焼 酎	83,770	74,909	66,202	64,001	62,267	74.3	83.1	97.3
単 式 蒸 留 焼 酎	114,032	101,035	93,566	85,862	85,770	75.2	84.9	99.9
み り ん	2,051	1,975	1,884	1,845	1,857	90.5	94.0	100.7
ビ ー ル	588,652	507,871	431,696	438,493	437,672	74.4	86.2	99.8
果 実 酒	8,508	9,557	10,112	9,657	9,806	115.3	102.6	101.5
甘 味 果 実 酒	731	785	572	874	919	125.7	117.1	105.1
ウ イ ス キ ー	34,612	51,262	51,766	56,604	54,896	158.6	107.1	97.0
ブ ラ ン デ ー	1,857	1,396	1,320	1,228	1,154	62.1	82.7	94.0
発 泡 酒	104,445	79,568	78,637	162,604	253,466	242.7	318.6	155.9
リ キ ュ ー ル	163,394	198,125	228,982	153,664	79,666	48.8	40.2	51.8
ス ピ リ ッ ツ 等	35,976	68,534	81,296	86,754	94,712	263.3	138.2	109.2
そ の 他 の 醸 造 酒 等	43,565	30,727	27,169	14,482	214	0.5	0.7	1.5
合 計	1,248,722	1,180,466	1,117,737	1,116,215	1,116,290	89.4	94.6	100.0

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

4 令和6年度の各品目の税額について、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定の適用を受ける酒類及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定の適用を受ける酒類(措置法の規定の適用を受けるものに限る。)は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の合計税額については、同法第87条及び同令第72条の規定を適用した金額である。

12 酒類販売(消費)数量の推移

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	1,532	39	151	51	30	2,910	6	27	132		0	15	8	1	4,901
50	1,675	22	125	64	44	3,736	27	23	238		0	16	6	1	5,978
55	1,504	21	146	92	64	4,383	44	20	360		0	17	8	2	6,660
60	1,335	21	367	226	76	4,725	62	18	293		4	80	31	5	7,244
平成 元	1,345	21	287	205	85	6,060	113	17	233	43	0	89	35	7	8,540
5	1,362	37	340	248	88	6,756	108	13	186	44	2	149	36	10	9,380
6	1,257	43	358	249	85	7,057	123	13	165	40	17	193	33	11	9,642
7	1,262	51	381	267	87	6,744	144	13	153	38	194	222	32	16	9,603
8	1,213	52	403	286	89	6,697	159	12	139	34	289	236	30	17	9,657
9	1,122	51	401	291	93	6,330	225	14	134	29	431	244	27	17	9,410
10	1,052	52	393	296	96	5,857	298	15	138	27	926	262	24	19	9,456
11	1,030	55	405	317	126	5,508	278	15	132	25	1,278	344	23	19	9,554
12	977	58	411	324	138	5,185	266	16	124	22	1,574	381	27	16	9,520
13	933	60	453	338	103	4,622	253	13	116	19	2,157	447	27	15	9,556
14	888	62	468	364	100	4,132	259	12	106	16	2,465	541	26	15	9,455
15	826	63	487	435	104	3,783	237	10	98	14	2,403	580	38	43	9,120
16	746	63	497	486	103	3,617	226	8	88	12	2,213	692	59	232	9,042
17	719	63	497	502	107	3,408	238	9	83	11	1,679	736	62	898	9,012
18	688	57	480	520	105	3,305	229	10	80	10	1,516	745	79	1,032	8,856
19	664	53	465	540	105	3,215	230	10	76	9	1,473	945	93	884	8,761
20	632	51	457	516	105	2,986	227	10	75	9	1,307	1,161	146	838	8,519
21	617	46	461	500	103	2,844	240	8	84	8	1,117	1,495	192	824	8,537
22	589	43	443	480	100	2,764	262	8	94	8	948	1,754	212	808	8,515
23	601	40	433	484	98	2,690	290	8	97	7	838	1,871	233	809	8,501
24	593	40	427	481	105	2,685	321	9	99	7	781	1,974	248	769	8,538
25	581	37	425	486	105	2,665	332	9	108	7	748	2,103	276	710	8,591
26	557	34	400	462	101	2,596	351	10	118	7	765	1,979	319	632	8,331
27	556	33	391	467	107	2,666	370	9	135	7	751	2,034	353	596	8,476
28	537	30	374	457	106	2,637	353	9	145	7	732	2,057	401	565	8,412
29	526	30	371	445	106	2,540	364	11	160	6	678	2,181	459	496	8,374
30	489	28	355	424	99	2,386	352	10	175	6	620	2,292	541	468	8,246
令和 元	451	24	342	412	93	2,244	352	10	186	6	576	2,400	614	418	8,128
2	417	20	328	397	92	1,794	348	11	170	5	591	2,561	709	385	7,828
3	408	18	312	383	90	1,866	355	8	168	5	591	2,426	770	321	7,721
4	403	19	315	386	93	2,096	352	9	185	4	567	2,312	796	291	7,828
5	391	19	307	360	92	2,221	332	10	203	5	747	2,038	858	241	7,822
6	380	17	293	346	91	2,330	327	10	205	4	977	1,655	925	173	7,732

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別販売(消費)数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の販売(消費)数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 沖縄県分は含まない。

付表 酒類販売(消費)数量の推移表

品 目 \ 年 度	平26		令元		4		5		6		対26年度比	対元年度比	対前年度比
	ℓ	kℓ	ℓ	kℓ	ℓ	kℓ	ℓ	kℓ	ℓ	kℓ			
清 酒	5.4	557,435	4.3	450,968	3.9	402,833	3.8	391,230	3.7	380,228	68.2	84.3	97.2
合 成 清 酒	0.3	33,702	0.2	23,686	0.2	18,590	0.2	18,924	0.2	16,963	50.3	71.6	89.6
連 続 式 蒸 留 焼 酎	3.9	400,164	3.3	342,355	3.0	315,259	3.0	306,688	2.8	292,921	73.2	85.6	95.5
単 式 蒸 留 焼 酎	4.5	462,411	4.0	411,932	3.7	385,863	3.5	359,559	3.4	346,302	74.9	84.1	96.3
み り ん	1.0	101,474	0.9	92,771	0.9	92,880	0.9	91,653	0.9	90,929	89.6	98.0	99.2
ビ ー ル	25.0	2,595,539	21.6	2,244,365	20.2	2,096,290	21.5	2,221,127	22.5	2,329,849	89.8	103.8	104.9
果 実 酒	3.4	350,670	3.4	352,291	3.4	352,491	3.2	331,867	3.2	327,000	93.3	92.8	98.5
甘 味 果 実 酒	0.1	10,019	0.1	9,726	0.1	8,767	0.1	9,529	0.1	9,874	98.6	101.5	103.6
ウ イ ス キ ー	1.1	118,070	1.8	186,204	1.8	185,207	2.0	202,576	2.0	204,928	173.6	110.1	101.2
ブ ラ ン デ ー	0.1	6,628	0.1	5,836	0.0	4,497	0.0	4,662	0.0	4,323	65.2	74.1	92.7
発 泡 酒	7.4	764,936	5.5	575,602	5.5	566,542	7.2	747,397	9.4	976,645	127.7	169.7	130.7
リ キ ュ ー ル	19.1	1,979,359	23.1	2,400,393	22.3	2,311,854	19.7	2,037,965	16.0	1,655,196	83.6	69.0	81.2
ス ピ リ ッ ツ 等	3.1	318,871	5.9	614,070	7.7	796,315	8.3	857,826	8.9	924,598	290.0	150.6	107.8
そ の 他 の 醸 造 酒 等	6.1	632,111	4.0	417,677	2.8	290,988	2.3	240,996	1.7	172,603	27.3	41.3	71.6
合 計	80.3	8,331,433	78.1	8,127,905	75.4	7,828,376	75.6	7,822,041	74.8	7,732,368	92.8	95.1	98.9

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
4 上段の数字は、二十歳以上の者1人当たりの酒類販売(消費)数量である。
5 二十歳以上の者の人口は、「国勢調査結果」「人口推計」(総務省統計局)によった。
6 沖縄県分は含まない。

13 令和6年度成人1人当たりの酒類販売(消費)数量表(都道府県別)

(単位:ℓ)

国 税 局	都 道 府 県	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
札 幌	北 海 道	3.9	0.2	5.4	1.1	0.8	29.6	2.9	0.1	2.2	0.0	12.2	18.0	7.4	1.2	85.1
	青 森	4.9	0.3	5.0	2.9	0.5	25.4	2.4	0.1	2.6	0.1	13.4	22.5	13.6	2.0	95.7
	岩 手	5.0	0.2	3.6	3.1	0.6	28.8	2.5	0.1	2.0	0.0	10.5	20.6	10.8	1.8	89.6
	宮 城	4.5	0.2	2.7	3.4	0.8	22.7	2.7	0.1	2.8	0.1	8.5	18.4	9.9	1.3	78.0
	秋 田	6.4	0.3	5.1	2.3	0.5	21.5	2.0	0.1	2.2	0.0	10.6	21.3	10.6	2.3	85.1
	山 形	5.8	0.3	4.7	2.1	0.7	21.5	2.7	0.1	2.2	0.0	8.8	16.5	9.2	1.3	76.0
	福 島	5.6	0.2	2.3	4.0	0.8	20.9	2.0	0.1	2.2	0.0	9.9	16.0	10.3	1.4	75.7
	計	5.2	0.3	3.6	3.1	0.7	23.3	2.4	0.1	2.4	0.0	10.0	18.9	10.6	1.6	82.2
関 東 信 越	茨 城	3.6	0.2	2.6	2.9	0.6	18.3	2.5	0.1	1.9	0.0	8.2	15.9	9.4	1.3	67.4
	栃 木	3.7	0.2	3.2	2.5	0.6	18.0	2.1	0.1	2.0	0.0	7.5	15.7	9.1	1.5	66.3
	群 馬	3.7	0.1	4.1	1.9	0.7	17.8	1.9	0.1	1.8	0.0	8.3	14.3	7.5	1.3	63.6
	埼 玉	3.6	0.1	3.5	2.0	0.5	15.8	3.7	0.1	1.7	0.0	8.7	13.3	8.4	1.1	62.5
	新 潟	7.7	0.3	3.8	2.2	0.9	22.8	2.1	0.1	1.9	0.0	10.4	18.1	10.8	1.4	82.6
	長 野	6.0	0.1	3.0	2.9	1.0	22.8	3.6	0.1	2.3	0.0	8.1	16.8	6.7	1.5	74.9
	計	4.4	0.1	3.4	2.3	0.6	18.2	3.0	0.1	1.9	0.0	8.6	15.0	8.6	1.3	67.5
東 京	千 葉	3.1	0.1	2.7	2.3	0.6	16.5	2.4	0.1	1.8	0.0	8.2	15.4	8.6	1.3	63.1
	東 京	4.0	0.2	4.1	2.7	1.5	36.5	7.6	0.2	3.0	0.1	9.5	17.7	10.1	1.4	98.6
	神 奈 川	2.8	0.1	3.2	2.2	0.6	20.4	4.0	0.1	1.8	0.0	7.3	14.4	8.1	1.4	66.5
	山 梨	4.3	0.2	3.0	3.4	1.0	22.7	5.7	0.3	3.1	0.1	8.3	15.0	8.1	1.5	76.6
	計	3.5	0.2	3.5	2.5	1.0	27.2	5.4	0.2	2.4	0.0	8.5	16.2	9.2	1.4	81.1
金 沢	富 山	5.2	0.1	3.0	3.3	0.7	25.8	2.3	0.1	1.9	0.0	14.5	18.3	15.7	3.2	94.1
	石 川	6.0	0.3	2.5	2.9	1.0	28.3	2.2	0.1	2.3	0.0	8.6	16.2	9.1	1.9	81.4
	福 井	5.0	0.2	1.7	2.8	1.0	20.0	1.5	0.1	1.4	0.0	7.7	17.6	8.3	1.5	68.7
	計	5.4	0.2	2.5	3.0	0.9	25.3	2.1	0.1	1.9	0.0	10.5	17.3	11.2	2.2	82.6
名 古 屋	岐 阜	4.0	0.1	2.6	2.7	0.9	17.4	2.1	0.1	1.5	0.0	7.4	17.7	8.2	1.6	66.2
	静 岡	3.3	0.2	2.2	2.8	0.9	18.4	2.2	0.1	1.6	0.0	7.9	13.5	9.0	1.4	63.6
	愛 知	2.6	0.2	1.9	2.7	1.1	19.5	2.0	0.1	1.5	0.0	7.3	14.4	8.0	1.5	62.9
	三 重	3.3	0.2	7.9	2.9	0.9	17.5	1.4	0.1	1.3	0.0	7.8	13.8	7.8	1.5	66.4
	計	3.1	0.2	2.7	2.8	1.0	18.7	2.0	0.1	1.5	0.0	7.5	14.6	8.3	1.5	63.9
大 阪	滋 賀	3.6	0.1	1.4	2.6	1.0	13.2	1.6	0.2	1.2	0.0	6.1	13.8	8.0	1.3	54.1
	京 都	4.2	0.1	1.5	3.1	1.0	24.3	3.7	0.1	1.9	0.0	9.4	15.8	9.3	1.3	75.8
	大 阪	3.2	0.1	1.8	3.5	0.9	25.6	3.0	0.1	2.4	0.1	10.9	17.6	10.1	1.7	81.1
	兵 庫	3.5	0.1	1.6	3.2	0.8	20.4	2.1	0.1	1.6	0.0	10.1	14.8	9.0	1.6	68.8
	奈 良	3.6	0.1	1.4	3.0	0.8	16.2	1.9	0.1	1.8	0.0	8.5	13.4	7.5	2.1	60.3
	和 歌 山	3.9	0.2	1.9	3.5	0.9	18.4	4.1	0.1	1.5	0.0	13.7	16.0	9.4	3.4	77.0
	計	3.5	0.1	1.7	3.3	0.9	22.3	2.8	0.1	2.0	0.0	10.1	16.1	9.3	1.7	73.8
広 島	鳥 取	4.5	0.3	2.2	3.7	0.9	21.7	1.5	0.1	1.7	0.0	10.6	18.6	9.9	2.7	78.3
	島 根	5.0	0.2	2.4	4.4	0.9	20.0	1.7	0.2	1.5	0.0	9.1	16.5	8.4	3.0	73.4
	岡 山	3.2	0.1	1.9	3.9	0.7	15.5	1.5	0.1	1.3	0.0	8.9	13.4	8.7	2.0	61.2
	広 島	3.7	0.1	2.1	4.2	0.9	20.9	2.0	0.1	1.6	0.0	10.8	15.9	9.8	2.4	74.6
	山 口	3.6	0.2	2.2	4.3	0.7	19.7	1.4	0.1	1.4	0.1	12.5	15.7	8.5	2.5	73.0
	計	3.7	0.2	2.1	4.1	0.8	19.2	1.7	0.1	1.5	0.0	10.5	15.5	9.1	2.4	71.0
高 松	徳 島	3.9	0.2	1.8	3.9	0.9	18.4	1.6	0.1	1.8	0.1	11.8	12.5	8.4	2.4	67.6
	香 川	3.3	0.2	2.0	3.4	2.0	19.7	1.6	0.1	1.5	0.0	10.1	13.7	9.3	2.0	68.9
	愛 媛	3.3	0.2	2.2	3.6	1.6	18.8	1.4	0.1	1.4	0.0	11.7	13.5	8.8	2.2	68.7
	高 知	4.0	0.2	2.3	3.7	0.9	24.0	1.5	0.1	1.5	0.0	20.2	15.6	11.9	2.6	88.5
	計	3.5	0.2	2.1	3.6	1.4	19.9	1.5	0.1	1.5	0.0	12.9	13.8	9.4	2.3	72.2
福 岡	福 岡	3.0	0.2	1.5	5.8	0.8	21.6	2.4	0.1	2.0	0.0	9.8	16.5	7.7	1.9	73.2
	佐 賀	4.3	0.3	1.3	5.3	0.7	19.7	1.4	0.1	1.5	0.0	11.1	16.1	7.2	2.4	71.4
	長 崎	3.3	0.2	1.8	5.7	0.6	19.7	1.9	0.0	1.3	0.1	10.9	15.6	7.4	2.9	71.4
	計	3.2	0.2	1.5	5.7	0.7	21.1	2.2	0.1	1.8	0.0	10.2	16.3	7.6	2.1	72.7
熊 本	熊 本	2.3	0.2	1.5	8.1	0.8	19.9	2.1	0.1	1.8	0.0	11.8	16.7	7.8	3.4	76.4
	大 分	3.3	0.2	1.6	7.7	0.6	20.9	1.9	0.1	1.9	0.1	10.8	16.0	7.9	2.3	75.1
	宮 崎	2.0	0.2	1.3	14.5	0.6	25.2	2.1	0.1	2.1	0.0	13.3	18.9	8.7	3.9	92.7
	鹿 児 島	1.1	0.1	1.2	19.0	0.6	17.0	1.5	0.0	1.6	0.0	11.2	16.5	7.9	3.8	81.6
	計	2.1	0.2	1.4	12.4	0.7	20.3	1.9	0.1	1.8	0.0	11.7	16.9	8.0	3.4	80.8
全 国 平 均		3.7	0.2	2.8	3.4	0.9	22.5	3.2	0.1	2.0	0.0	9.4	16.0	8.9	1.7	74.8

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
3 成人人口(20歳未満の者を除く)は、「人口推計」(総務省統計局)によった。
4 「全国平均」欄は、沖縄県分を含まない。

14 酒類等製造免許場数の推移

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランドー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もろみ
昭和	45	外 25	外 92	外 87	外 482	379	外 163	外 163	外 115	外 58	18	外 74	4	外 4	外 104	58	218
	50	外 30	3,533	3	外 86	39	外 424	393	外 123	外 56	24	外 82	5	外 4	外 133	外 243	375
	55	外 36	3,229	2	外 86	36	外 429	370	外 133	外 56	26	外 89	5	外 5	外 146	外 243	383
	60	外 64	2,947	1	外 76	31	外 508	389	外 162	外 61	26	外 108	9	外 10	外 215	外 262	374
	65	外 56	2,586	3	外 82	45	外 517	359	外 168	外 65	23	外 110	5	外 12	外 260	外 266	376
	70	外 438	外 77	5	外 73	47	外 514	350	外 167	外 64	20	外 108	4	外 13	外 280	外 272	377
平成	5	外 61	2,386	4	外 75	45	外 511	352	外 171	外 64	20	外 109	4	外 32	外 283	外 272	377
	6	外 64	2,369	3	外 76	45	外 512	352	外 175	外 64	20	外 109	4	外 38	外 298	外 270	384
	7	外 64	2,336	6	外 82	46	外 506	345	外 176	外 64	19	外 108	5	外 54	外 301	外 270	389
	8	外 63	2,305	2	外 80	38	外 504	345	外 177	外 66	19	外 110	4	外 67	外 310	外 275	388
	9	外 68	2,268	2	外 79	40	外 494	327	外 174	外 67	16	外 109	5	外 103	外 325	外 275	393
	10	外 78	2,229	1	外 82	41	外 485	327	外 170	外 65	15	外 106	4	外 123	外 335	外 266	394
	11	外 82	外 79	1	外 87	38	外 478	327	外 169	外 68	13	外 108	3	外 128	外 371	外 268	390
	12	外 86	外 78	1	外 87	35	外 476	327	外 172	外 68	11	外 106	3	外 133	外 386	外 270	392
	13	外 92	2,152	2	外 82	36	外 476	323	外 173	外 67	10	外 110	3	外 136	外 411	外 278	392
	14	外 98	2,076	2	外 82	36	外 476	328	外 175	外 69	10	外 113	4	外 432	外 528	外 389	397
	15	外 102	外 75	2	外 80	37	外 487	330	外 171	外 70	8	外 110	3	外 385	外 498	外 346	397
	16	外 114	外 76	2	外 81	38	外 493	347	外 171	外 68	7	外 110	4	外 369	外 554	外 336	397
	17	外 118	外 73	2	外 79	36	外 490	358	外 171	外 68	6	外 110	3	外 42	外 554	外 336	397
	18	外 129	外 66	2	外 85	30	外 497	365	外 171	外 68	6	外 110	3	外 2209	外 2,354	外 3,001	397
	19	外 138	1,887	5	外 81	32	外 503	374	外 171	外 68	6	外 110	3	外 2,138	外 2,230	外 2,779	397
	20	外 137	1,807	5	外 79	33	外 508	374	外 171	外 68	7	外 117	2	外 2,067	外 2,160	外 2,672	397
	21	外 145	外 71	3	外 82	32	外 506	379	外 171	外 68	8	外 120	4	外 1,969	外 2,080	外 2,559	397
	22	外 150	1,761	3	外 79	32	外 507	375	外 171	外 68	8	外 120	5	外 1,877	外 2,017	外 2,443	397
	23	外 154	1,709	2	外 77	34	外 499	374	外 171	外 68	8	外 120	5	外 1,715	外 1,905	外 2,260	397
	24	外 151	1,684	2	外 79	35	外 500	374	外 171	外 68	8	外 120	1	外 1,596	外 1,833	外 2,142	397
	25	外 154	1,652	2	外 75	36	外 497	363	外 171	外 68	9	外 119	1	外 1,512	外 1,779	外 2,055	397
	26	外 151	1,634	2	外 76	38	外 492	363	外 171	外 68	9	外 120	1	外 1,466	外 1,758	外 1,998	397
	27	外 146	1,627	3	外 76	37	外 494	361	外 171	外 68	9	外 120	1	外 1,430	外 1,734	外 1,948	397
	28	外 148	外 70	3	外 78	37	外 494	359	外 171	外 68	10	外 118	1	外 1,403	外 1,713	外 1,904	397
	29	外 161	1,615	2	外 77	35	外 483	371	外 171	外 68	16	外 123	2	外 1,376	外 1,700	外 1,869	397
	30	外 160	1,594	1	外 79	36	外 488	364	外 171	外 68	12	外 123	1	外 1,483	外 1,691	外 1,812	397
	令和	元	外 157	1	外 78	34	外 489	368	外 171	外 68	10	外 123	3	外 1,477	外 1,676	外 1,795	397
	2	外 159	1,563	1	外 74	34	外 488	364	外 171	外 68	8	外 123	4	外 1,478	外 1,683	外 1,799	397
	3	外 166	1,550	1	外 74	32	外 488	364	外 171	外 68	6	外 123	5	外 1,488	外 1,685	外 1,810	397
	4	外 163	1,544	1	外 78	30	外 495	359	外 171	外 68	7	外 123	6	外 1,472	外 1,673	外 1,797	397
	5	外 158	1,536	2	外 75	29	外 495	355	外 171	外 68	5	外 123	5	外 1,472	外 1,673	外 1,797	397
	6	外 165	1,525	4	外 75	28	外 497	353	外 171	外 68	6	外 123	6	外 1,472	外 1,673	外 1,797	397
	7	外 165	1,514	3	外 75	29	外 497	353	外 171	外 68	8	外 123	6	外 1,472	外 1,673	外 1,797	397
	8	外 165	1,514	3	外 75	29	外 497	353	外 171	外 68	8	外 123	6	外 1,472	外 1,673	外 1,797	397
	9	外 165	1,514	3	外 75	29	外 497	353	外 171	外 68	8	外 123	6	外 1,472	外 1,673	外 1,797	397
	10	外 165	1,514	3	外 75	29	外 497	353	外 171	外 68	8	外 123	6	外 1,472	外 1,673	外 1,797	397

(注) 1 本欄は、主として、酒類等製造免許場数(以下「製造免許場数」という)を示している。
2 本欄は、平成18年度改正の酒類法等の品目による。
3 本欄は、平成18年度改正の酒類法等の品目による。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含む、その他の醸造酒等には醸造酒及び醸造酒を含む。
5 一の製造場等での酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本欄とし、その他の醸造酒等については、その醸造酒等として掲げた。
6 平成18年度以上の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒類法改正に伴い附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを示している。
7 平成18年度以上の酒類の製造免許場数は、平成29年度の酒類法改正に伴い附則第35条第1項、第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを示している。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405	412	423	428	430
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376	380	387	389	394

(注)1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klに引き下げられた。

3 平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表 2 果実酒製造免許場（者）数の推移 (特定酒類 (果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	10	9	8	9
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	10	9	8	9
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45	46	46	47	46	46

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。))により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場（者）数の推移 (特定酒類 (その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204	193	187	175	164
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204	193	187	175	164
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180	182	186	187	188

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。))によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 4 果実酒製造免許場 (者) 数の推移 (特産酒類 (果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74	90	98
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74	90	98
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72	82	84	97	99	106

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 5 リキュール製造免許場 (者) 数の推移 (特産酒類 (リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37	41	43
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37	41	43
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73	81	82	88	88	90

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 6 単式蒸留焼酎製造免許場 (者) 数の推移 (特産酒類 (単式蒸留焼酎))

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	1	1	1	4	4	5	5
製造者数	0	1	1	1	4	4	5	5
認定計画数	3	3	3	4	5	6	6	6

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 7 原料用アルコール製造免許場 (者) 数の推移 (特産酒類 (原料用アルコール))

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	1	1	1	1	1	1	1
製造者数	0	1	1	1	1	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 1 製造免許場 (者) 数及び認定計画数は、各年度末 (3月31日) 現在のものである。

2 構造改革特別区域法 (平成14年法律第189号) に規定する酒税法の特例 (総合特別区域法 (平成23年法律第81号) 及び国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)) によりみなし適用される場合を含む。) により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場 (者) を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条 (酒税法の特例) に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数 (総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。) である。

付表 8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元	2	3	4	5	6
承認件数	0	1	2	4	4	4
認定計画数	2	4	5	5	5	4

(注) 1 承認件数及び認定計画数は、各年度末 (3月31日) 現在のものである。

2 構造改革特別区域法 (平成14年法律第189号) に規定する酒税法の特例 (総合特別区域法 (平成23年法律第81号) 及び国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)) によりみなし適用される場合を含む。) による承認件数を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場所について、清酒の既存製造場と一の清酒の製造場とみなすこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数 (総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。) である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者 (特定農業者) が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒 (いわゆる「どぶろく」に限る。) を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準 (いずれも6kℓ) を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準 (単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールは6kℓ) を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

区分		卸			売			業			小			売			業			合 計	備 考
		全	酒	類	そ の	他	計	全	酒	類	そ の	他	計	全	酒	類	そ の	他	計		
年月日																					
昭和 46 . 3 . 31	現在	-	1,965		外 1,316	2,387	4,352	外 1,198	122,291	外 147	20,756	143,047	147,399	13.3	酒類販売業免許有償発足						
51 . 3 . 31		-	13,738		-	2,731	16,469	-	129,976	-	20,856	150,832	167,301								
61 . 3 . 31		-	11,980		-	2,676	14,656	-	138,056	-	21,832	159,888	174,544	13.12	「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定						
平成 2 . 3 . 31		-	11,540		-	3,487	15,027	-	139,396	-	22,127	161,523	176,550	13.6	人口集中・抽選制の導入						
5 . 3 . 31		-	10,896		-	7,325	18,221	-	137,138	-	22,162	159,300	177,521								
6 . 3 . 31		-	10,682		-	7,332	18,014	-	137,777	-	22,335	160,112	178,126								
7 . 3 . 31		-	10,487		-	7,331	17,818	-	138,568	-	22,770	161,338	179,156								
8 . 3 . 31		-	10,200		-	7,274	17,474	-	139,403	-	23,003	162,406	179,880								
9 . 3 . 31		-	9,980		-	7,137	17,117	-	140,180	-	26,703	166,883	184,000	13.3	「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る需給調整体制の廃止)の閣議決定						
10 . 3 . 31		-	9,757		-	7,090	16,847	-	140,836	-	31,012	171,848	188,695								
11 . 3 . 31		-	9,546		-	7,081	16,627	-	143,718	-	31,377	175,095	191,722								
12 . 3 . 31		-	9,436		-	7,053	16,489	-	145,841	-	31,641	177,482	193,971	13.1	酒類小売業免許の距離基準の廃止						
13 . 3 . 31		-	9,365		-	6,885	16,250	-	145,053	-	31,820	176,873	193,123								
14 . 3 . 31		-	9,210		-	6,773	15,983	-	151,343	-	30,679	182,022	198,005								
15 . 3 . 31		-	9,070		-	6,686	15,756	-	154,759	-	29,840	184,599	200,355	15.5	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布						
16 . 3 . 31		-	8,630		-	6,469	15,099	-	165,915	-	27,311	193,226	208,325	15.9	酒類小売業免許の人口基準の廃止						
17 . 3 . 31		-	8,011		-	6,406	14,417	-	171,674	-	25,737	197,411	211,828								
18 . 3 . 31		-	7,608		-	6,384	13,992	-	170,975	-	25,465	196,460	210,452	17.8	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布						
19 . 3 . 31		-	7,303		-	6,330	13,633	-	178,124	-	23,148	201,272	214,905	18.8	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急間接効果の消滅						
20 . 3 . 31		-	7,111		-	6,262	13,373	-	179,824	-	22,250	201,874	215,247								
21 . 3 . 31		-	6,855		-	6,090	12,945	-	178,016	-	21,350	199,366	212,311								
22 . 3 . 31		-	6,589		-	5,909	12,498	-	176,773	-	7,299	184,072	196,570								
23 . 3 . 31		-	6,212		-	5,850	12,062	-	175,132	-	6,557	181,689	193,751	23.4	「規制・制度改革に係る方針」(酒類卸売業免許の要件緩和)の閣議決定						
24 . 3 . 31		-	5,899		-	5,766	11,665	-	174,544	-	6,237	180,781	192,466	24.9	酒類卸売業免許の要件緩和等の運用を開始						
25 . 3 . 31		-	5,701		-	5,814	11,515	-	174,737	-	5,950	180,687	192,202								
26 . 3 . 31		-	5,571		-	5,919	11,490	-	175,356	-	5,750	181,106	192,596								
27 . 3 . 31		-	5,442		-	6,087	11,529	-	175,165	-	5,561	180,726	192,255								
28 . 3 . 31		-	5,361		-	6,291	11,652	-	174,261	-	5,383	179,644	191,296								
29 . 3 . 31		-	5,284		-	6,524	11,808	-	173,890	-	5,355	179,245	191,053								
30 . 3 . 31		-	5,198		-	6,828	12,026	-	172,260	-	5,204	177,464	189,490								
31 . 3 . 31		-	5,108		-	7,194	12,302	-	170,116	-	5,057	175,173	187,475								
令和 2 . 3 . 31		-	5,015		-	7,517	12,532	-	167,355	-	4,830	172,185	184,717								
3 . 3 . 31		-	4,940		-	8,054	12,994	-	166,858	-	4,968	171,826	184,820								
4 . 3 . 31		-	4,865		-	8,838	13,703	-	167,587	-	5,153	172,740	186,443								
5 . 3 . 31		-	4,827		-	9,660	14,487	-	167,150	-	5,126	172,276	186,763								
6 . 3 . 31		-	4,751		-	10,425	15,176	-	166,333	-	5,100	171,433	186,609								
7 . 3 . 31		-	4,650		-	10,980	15,630	-	165,308	-	5,033	170,341	185,971								

(注) 1 本数は、主として「酒類卸売業統計年報」(4月～翌年3月)によつた。
2 昭和46.3.31現在の外番きは、卸小売業者の消たる販売業免許場数を、昭和51.3.31現在以降の外番きは、卸小売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売業免許場数について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。

16 酒類事業者の概況

1 酒類小売業者の販売・経営状況（酒類小売業者の概況より）

(1) 酒類小売業者の概況（一販売場平均）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
酒類小売数量（kℓ）	49.2	50.2	50.4
酒類売場面積（㎡）	47.9	45.1	43.4
平均営業時間（時間）	15.4	15.4	15.4

(2) 一般酒販店の経営概況（一者平均）

（単位：万円、％）

区 分	金額・割合		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総売上高	12,560	14,604	14,858
うち酒類小売売上高	3,473	3,463	5,472
総売上高に占める割合	27.7	23.7	36.8
売上総利益	3,554	4,344	4,006
うち酒類小売売上総利益	614	776	1,003
税引前純利益	417	460	424
総売上高に占める割合	3.3	3.1	2.9

(3) 業態別の販売場数

（単位：場、％）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		構成比		構成比		構成比
一 般 酒 販 店	33,160	21.5	31,702	20.5	30,199	19.6
コンビニエンスストア	55,059	35.6	54,897	35.6	54,872	35.7
スーパーマーケット	20,699	13.4	20,658	13.4	20,626	13.4
百 貨 店	386	0.2	395	0.3	390	0.3
量 販 店	3,195	2.1	3,178	2.1	3,173	2.1
業 務 用 卸 主 体 店	2,974	1.9	3,040	2.0	3,019	2.0
ホームセンター・ドラッグストア	16,681	10.8	17,443	11.3	18,029	11.7
そ の 他	22,335	14.5	23,074	14.9	23,562	15.3
合 計	154,489	100.0	154,387	100.0	153,870	100.0

（注） 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(4) 業態別の販売数量

(単位：kℓ、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		構成比		構成比		構成比
一 般 酒 販 店	703,120	9.2	843,588	10.9	843,679	10.9
コンビニエンスストア	1,005,468	13.2	961,915	12.4	956,797	12.3
スーパーマーケット	3,113,786	40.9	2,953,433	38.1	2,890,165	37.3
百 貨 店	52,801	0.7	50,852	0.7	48,286	0.6
量 販 店	839,317	11.0	836,513	10.8	829,096	10.7
業 務 用	386,762	5.1	605,916	7.8	670,916	8.7
ホームセンター・ドラッグストア	1,031,625	13.6	1,026,511	13.2	1,070,499	13.8
そ の 他	473,528	6.2	478,768	6.2	440,441	5.7
合 計	7,606,407	100.0	7,757,495	100.0	7,749,877	100.0

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(5) 経営組織別事業者数

(単位：者、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		構成比		構成比		構成比
個 人	41,328	51.8	39,629	50.7	37,731	49.6
法 人 ・ そ の 他	38,430	48.2	38,488	49.3	38,347	50.4
合 計	79,758	100.0	78,117	100.0	76,078	100.0

(6) 一般酒販店の総売上規模別事業者数

(単位：者、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		構成比		構成比		構成比
300万円以下	2,452	17.4	2,266	16.9	2,142	16.8
300万円超 500万円以下	1,346	9.6	1,266	9.5	1,145	9.0
500万円超 700万円以下	1,083	7.7	1,042	7.8	840	6.6
700万円超 1,000万円以下	1,347	9.6	1,223	9.1	1,091	8.5
1,000万円超 1,500万円以下	1,514	10.8	1,368	10.2	1,244	9.7
1,500万円超 2,000万円以下	1,074	7.6	1,003	7.5	881	6.9
2,000万円超 2,500万円以下	771	5.5	729	5.4	728	5.7
2,500万円超 3,000万円以下	606	4.3	553	4.1	531	4.2
3,000万円超 4,000万円以下	899	6.4	781	5.8	801	6.3
4,000万円超 5,000万円以下	568	4.0	544	4.1	506	4.0
5,000万円超 1億円以下	1,170	8.3	1,232	9.2	1,340	10.5
1億円超	1,223	8.7	1,383	10.3	1,528	12.0
合 計	14,053	100.0	13,390	100.0	12,777	100.0

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

2 酒類製造者等及び酒類卸売業者の概況（酒類製造業及び酒類卸売業の概況（令和7年アンケート）より）

（1）区分別回答者数

区分	回答者数	大企業	中小企業	個人事業者
酒類製造者等	者 2,835	者 30	者 2,543	者 262
酒類卸売業者	2,199	82	1,955	162

（2）酒類業者の平均従業員数及び経営状況（1者平均）

事業者 区分	回答 者数	全体		大企業		中小企業		個人事業者	
		従業員 数	酒類事業 従業員数	従業員 数	酒類事業 従業員数	従業員 数	酒類事業 従業員数	従業員 数	酒類事業 従業員数
酒類業者	者 5,034	人 73	人 16	人 1,148	人 169	人 53	人 4	人 2	人 1
酒類製造者等	2,835	47	15	1,381	397	36	12	2	1
酒類卸売業者	2,199	107	17	1,063	86	76	16	2	1

事業者 区分	回答 者数	売上高		売上総利益		営業利益	
		全事業	酒類 事業	全事業	酒類 事業	全事業	酒類 事業
酒類業者	者 5,034	百万円 9,606	百万円 1,729	百万円 1,555	百万円 320	百万円 246	百万円 36
酒類製造者等	2,835	2,455	1,312	745	435	44	72
酒類卸売業者	2,199	18,824	2,265	2,600	172	505	△11

令和7年酒類業実態調査について、ご回答いただきました酒類事業者の皆様、大変ありがとうございました。

ご回答いただいた各調査表を基に国税庁ホームページでも調査結果を公表しております。

酒類事業者の概況として、「酒類小売業者の概況」と「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」を国税庁ホームページに掲載しています。

- ・酒類小売業者の概況（令和5年度分）

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/kori/2025/kouri.htm>

- ・酒類製造業及び酒類卸売業の概況（令和7年アンケート）

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seizo_oroshiuri/r07/index.htm

17 酒類の表示義務

〈表示制度の概要〉

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています(酒類業組合法 86 の 5、酒類業組合法施行令 8 の 3)。

また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることができることとされています(酒類業組合法 86 の 6、酒類業組合法施行令 8 の 4)。

このほか、食品表示法に基づく食品表示基準が令和 2 年 4 月 1 日から適用されています。

	目 的	表 示 内 容	根拠規定
酒類の 品目等の 表示義務	酒税の保全	・ 製造業者の氏名又は名称 ・ 製造場の所在地 ・ 内容量 ・ 品目 ・ アルコール分 ・ 税率適用区分(発泡酒及び雑酒) ・ 発泡性を有する旨及び税率適用区分(その他の発泡性酒類)	酒類業組合法 86 の 5 酒類業組合法 施行令 8 の 3
酒類業組合法 に基づく 酒類の 表示基準(※)	酒類の取引 の円滑な運 行及び消費 者の利益に 資するため	・ 清酒の製法品質表示基準 (平成元年 11 月国税庁告示第 8 号) ・ 果実酒等の製法品質表示基準 (平成 27 年 10 月国税庁告示第 18 号) ・ 酒類の地理的表示に関する表示基準 (平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号) ・ 二十歳未満の者の飲酒防止に関する 表示基準(平成元年 11 月国税庁告示第 9 号)	酒類業組合法 86 の 6 酒類業組合法 施行令 8 の 4 国税庁告示
食品表示法 に基づく 食品表示基準	食品を摂取 する際の安 全性の確保 及び自主的 かつ合理的 な食品の選 択の機会の 確保	・ 名称(品目) ・ 添加物 ・ 内容量 ・ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 ・ 製造所等の所在地及び製造者等の名称等 ・ L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ・ 原料原産地名 など	食品表示法 4 食品表示基準

※ 酒類の表示基準を定める権限は、財務大臣から国税庁長官に委任されています(酒類業組合法施行規則 20)。

※ 日本農林規格等に関する法律の改正に伴い、酒類における有機の表示基準(平成 12 年国税庁告示第 7 号)が廃止され、令和 7 年 10 月 1 日以降、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示する場合には、有機 JAS 認証を取得し、有機 JAS マークを付すことが必要となりました。

18 清酒の製法品質表示基準

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）が制定された平成元年当時、清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なる様々なタイプの清酒が酒屋さんの店頭で見られるようになりましたが、それらの表示には法的なルールが無かったため、消費者からどのような品質のものであるかよく分からないという声が高まっていました。

そこで、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成2年4月から適用されています。この表示基準では、①吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった特定名称を表示する場合の基準を定めるとともに、全ての清酒について、②清酒の容器等に表示しなければならない事項の基準、③清酒の容器等に任意に表示できる事項の基準、④清酒の容器等に表示してはならない事項の基準が定められ、消費者の商品選択の大きなよりどころとなっています。

清酒の製法品質表示基準（概要）

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって8種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
ぎん じょう しゅ 吟 醸 酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が良好
だい ぎん じょう しゅ 大 吟 醸 酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が特に良好
じゅん まい しゅ 純 米 酒	米、米こうじ	—	15%以上	香味、色沢が良好
じゅん まい ぎん じょう しゅ 純 米 吟 醸 酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が良好
じゅん まい だい ぎん じょう しゅ 純 米 大 吟 醸 酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が特に良好
とく べつ じゅん まい しゅ 特 別 純 米 酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な 製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好
ほん じょう ぞう しゅ 本 醸 造 酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
とく べつ ほん じょう ぞう しゅ 特 別 本 醸 造 酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	60%以下又は特別な 製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合60%というときには、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多すぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合

92%程度の白米（玄米の表層部を8%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、「農産物検査法」（昭和26年法律第144号）に基づく「農産物規格規程」（平成13年農林水産省告示第244号）によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでん粉を糖化させることができるものをいいます。）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、でん粉質物や含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。更に、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの重量（アルコール分95度換算の重量によります。）は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理から瓶詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として8ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示することになっています。

(1) 原材料名

使用した原材料名を、米、米こうじ、以下、使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名	米（国産）、米こうじ（国産米）、醸造アルコール
精米歩合	68%

※「（国産）」及び「（国産米）」の表示は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、表示が義務付けられているものです。

(2) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存又は飲用上の注意事項を記載します。

(参考)

生酒及び生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の2回加熱処理をしています。

(3) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(4) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

- 製造者の氏名又は名称
- 製造場の所在地（財務大臣に届け出た記号により表示してもよいことになっています。）
- 内容量
- 品目（原則「清酒」と表示しますが、原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒の場合、「日本酒」と表示してもよいことになっています。）
- アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、例えばA産地とB産地で醸造した清酒をブレンドした清酒には、A産地及びB産地のいずれの産地名も表示できません。

(3) 貯蔵年数

1年以上貯蔵した清酒に、1年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

一つの製造場で醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合において、品質が優れているものに表示できます（使用原材料等から客観的に説明できる場合に限りです。）。

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

(10) 製造時期の表示

清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、製造時期であることを示す文字の後に表示できます。

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものについては、製造時期の代わりに輸入年月を輸入年月であることを示す文字の後に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

(1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

(2) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

(3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

※ ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として8ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたもので、8ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語（例：「米だけの酒」）を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。

米
だ
け
の
酒

純
米
酒
で
は
あ
り
ま
せ
ん

19 果実酒等の製法品質表示基準

1 制定の経緯等

国内における酒類の消費が伸び悩む中で、ワインについては国内製造分も含めて消費が拡大しています。特に国産ぶどうのみから造られる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場しています。また、地域振興、6次産業化などを通じて、新たな「日本ワイン」造りへの参入も期待できます。

ワインはEUを中心に古くから国際貿易の主要な産品として取引されています。ワインのラベル表示はその出所や品質の判断要素として重要視されており、EUを始め、アメリカやオーストラリアなど多くの国において公的なワインの表示に関するルールが定められています。

他方、国内においては「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通しており、ワインのラベル表示に関する公的なルールも無かったため、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン等）の違いが分かりにくいという問題がありました。

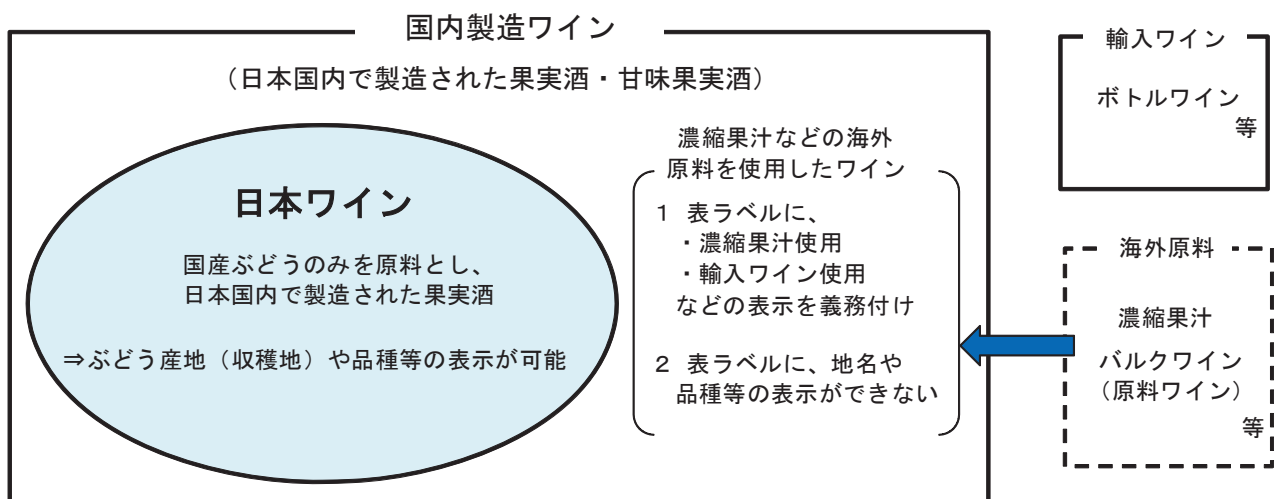
こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の国際的な認知度の向上、消費者にとって分かりやすい表示といった観点から、国際的なルールを踏まえたワインの表示のルールを定めることとし、国税審議会の答申を受け、酒類業組合法に基づく「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）（以下「表示基準」といいます。）を平成27年10月に定め、平成30年10月から適用しています。

2 表示基準の概要

日本ワイン

日本ワインとは、国内で収穫されたぶどうのみを使用し、日本国内で製造された果実酒のことをいいます。

表示基準では、国内で製造された「国内製造ワイン」と輸入された「輸入ワイン」とで区分し、さらに国内製造ワインのうち、国内で収穫されたぶどうのみを原料とした果実酒を「日本ワイン」に区分しています。



「日本ワイン」の表示

日本ワインには、一括表示欄に「日本ワイン」と表示する必要があります。また、一括表示欄以外の場所には、任意で表示することができます。

地名の表示

日本ワインに限り、次に掲げる地名を表示することができます。

イ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が同一である場合の産地名

ロ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が異なる場合のぶどうの収穫地名

ハ 産地で収穫されたぶどうの使用が85%未満である場合のワインの醸造地名

なお、日本ワイン以外の国内製造ワインには、原材料の原産地名としてぶどう等の収穫地を「日本産」又は「外国産」と表示することとされていますが、「日本産」の表示に代えて都道府県等の地名を、「外国産」の表示に代えて原産国名を表示することができます。

原材料名の表示

国内製造ワインには、一括表示欄に原材料名を表示する必要があります。

原材料名は、①果実、②濃縮果汁、③輸入ワイン及び④国内製造ワインの区分により、使用量の多い順に表示することとしています。なお、④についてはその国内製造ワインの原材料を①～③とみなして表示することとしています。

特定の原材料を使用した旨の表示

国内製造ワイン（原料の果実としてぶどう以外の果実を使用したものを除きます。）のうち濃縮果汁又は輸入ワインを原材料に使用したものについては、主たる商標を表示する側に10.5ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で、その原材料を使用したことが分かる表示を行う必要があります。

ぶどうの品種名の表示

国内製造ワイン（原料の果実としてぶどう以外の果実を使用したものを除きます。）の原料として使用したぶどうの品種名については、次に掲げる品種名を表示することができます。ただし、一括表示欄以外への表示は、日本ワインに限り表示できることとしています。

イ 単一品種を85%以上使用している場合の単一品種名

ロ 2品種の合計で85%以上使用しており、かつ、使用量の多い順に表示する場合の2つの品種名

ハ 3品種以上の合計で85%以上使用しており、それぞれの使用量の割合を併記し、かつ、使用量の多い順に表示する場合のそれぞれの品種名

ぶどうの収穫年の表示

日本ワインに限り、同一収穫年のぶどうを85%以上原料として使用している場合に、その収穫年を表示することができます。

原産国名の表示

輸入ワインには、一括表示欄に原産国名を表示する必要があります。

適用時期

平成30年10月30日以後に酒類製造場等から移出等する果実酒及び甘味果実酒に適用しています。

また、適用の日前（平成30年10月29日まで）に容器に詰められた果実酒等については、この表示基準を適用していません。

20 酒類の地理的表示に関する表示基準

1 地理的表示制度について

ヨーロッパのワイン法を起源とする地理的表示(Geographical Indication : GI)制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価等）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度です。

地理的表示に指定されると、商品の原料、製法や品質基準が明確になり、一定の品質を満たさない商品の地域ブランドへの「ただ乗り」防止によるブランド価値の向上が期待できるほか、国際交渉を通じて、外国に対しても地理的表示を名乗った模造品等の取締りを求めることができるようになります。

2 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、地理的表示が知的所有権の一つであると定義され、産地の虚偽表示や真正の産地以外を産地とするものであると消費者が誤認するような表示の使用が禁止されました。さらに、ぶどう酒又は蒸留酒については、地理的表示により表示される場所を産地としないものについて、その真正の産地が表示される場合や、「種類」、「型」等の表現を伴う場合など、消費者が誤認しないような表示であっても、その地理的表示の使用が禁止されました。WTO加盟国には地理的表示の保護に関して、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

日本においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月国税庁告示第4号）（以下「旧表示基準」といいます。）を平成6年12月に定め、行政上の措置によりぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の保護を行ってきました。また、平成17年9月には、清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、旧表示基準の一部を改正して清酒の地理的表示の保護を行うこととしました。

しかし、旧表示基準では地理的表示の指定の要件が具体的に示されていないこともあり、十分な活用が進まなかったという状況を踏まえ、日本産酒類のブランド価値の向上や輸出促進の観点から、平成27年10月に全ての酒類を対象とした「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）（以下「表示基準」といいます。）として大幅な見直しを行い、地理的表示の指定を受けるための基準の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度の体系化を行いました。

3 表示基準の概要

酒類の地理的表示

酒類の地理的表示とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類がWTO加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、国税庁長官が指定するもの又は日本国以外のWTO加盟国において保護されるものをいいます。

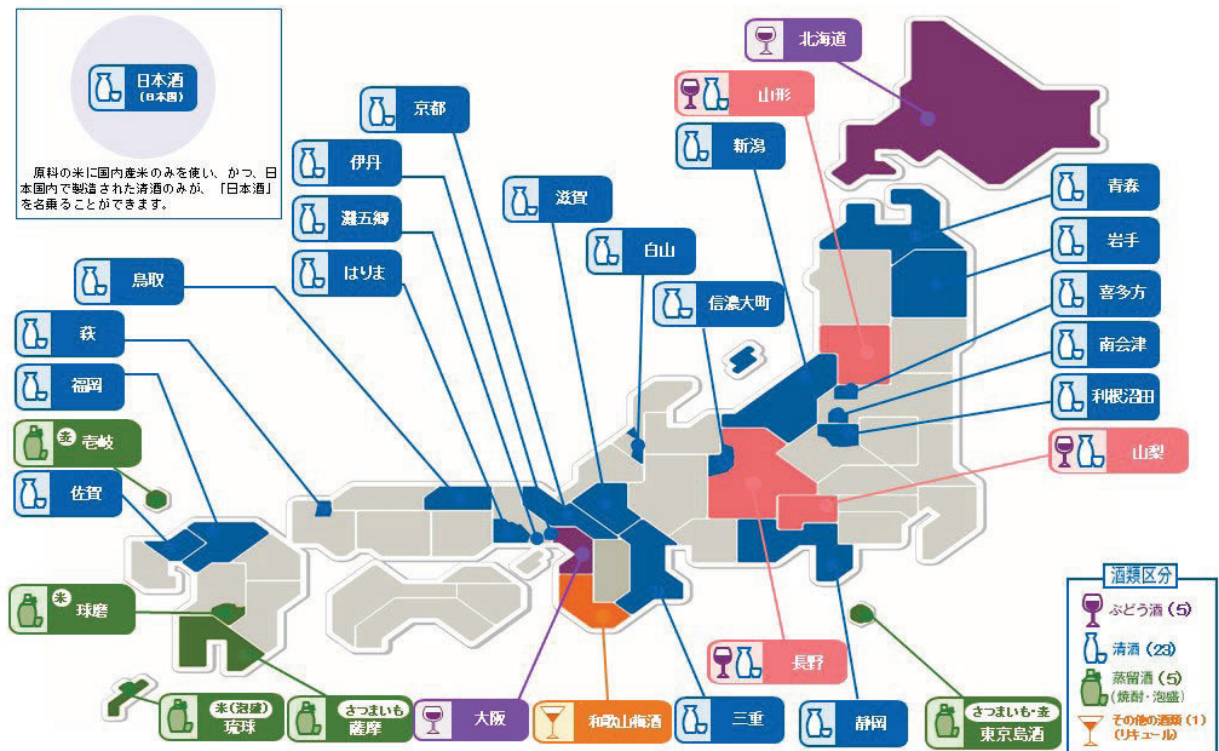
国内における酒類の地理的表示は、令和8年6月末時点で34の地域（日本酒を含みます。）を指定しています。（次ページ参照）

※ 日本国以外のWTO加盟国の地理的表示を保護するに当たっては、国税庁長官が交渉等を通じて確認することとしています。

(1) 国税庁長官が指定した地理的表示（令和８年６月末現在）

名称	指定した日（変更した日）	産地の範囲	酒類区分
壱岐	平成７年６月３０日 （平成３０年２月２７日）	長崎県壱岐市	蒸留酒
球磨	平成７年６月３０日 （平成３０年２月２７日）	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒
琉球	平成７年６月３０日 （平成３０年２月２７日、 令和２年９月１４日）	沖縄県	蒸留酒
薩摩	平成１７年１２月２２日 （平成３０年２月２７日）	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	蒸留酒
白山	平成１７年１２月２２日 （令和７年３月３１日）	石川県白山市	清酒
山梨	平成２５年７月１６日 （平成２９年６月２６日）	山梨県	ぶどう酒
日本酒	平成２７年１２月２５日	日本国	清酒
山形	平成２８年１２月１６日	山形県	清酒
北海道	平成３０年６月２８日	北海道	ぶどう酒
灘五郷	平成３０年６月２８日 （令和２年８月１７日）	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市及び西宮市	清酒
はりま	令和２年３月１６日	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町	清酒
三重	令和２年６月１９日	三重県	清酒
和歌山梅酒	令和２年９月７日	和歌山県	その他の酒類
利根沼田	令和３年１月２２日	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町	清酒
萩	令和３年３月３０日	山口県萩市及び阿武郡阿武町	清酒
山梨	令和３年４月２８日	山梨県	清酒
佐賀	令和３年６月１４日	佐賀県	清酒
大阪	令和３年６月３０日	大阪府	ぶどう酒
長野	令和３年６月３０日	長野県	ぶどう酒
長野	令和３年６月３０日	長野県	清酒
山形	令和３年６月３０日	山形県	ぶどう酒
新潟	令和４年２月７日	新潟県	清酒
滋賀	令和４年４月１３日	滋賀県	清酒
信濃大町	令和５年６月３０日	長野県大町市	清酒
岩手	令和５年９月２５日	岩手県	清酒
静岡	令和５年１１月３０日	静岡県	清酒
東京島酒	令和６年３月１３日	東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村	蒸留酒
南会津	令和６年８月３０日	福島県南会津郡南会津町	清酒
伊丹	令和６年１１月２９日	兵庫県伊丹市	清酒
喜多方	令和６年１２月２０日	福島県喜多方市及び耶麻郡西会津町	清酒
青森	令和７年６月２０日	青森県	清酒
京都	令和７年１０月１日	京都府	清酒
鳥取	令和７年１０月１日	鳥取県	清酒
福岡	令和７年１０月１日	福岡県	清酒

酒類の地理的表示の指定状況（令和8年6月末現在）



(2) 保護に当たって交渉等を通じて確認した地理的表示の状況

イ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年4月1日発効）

メキシコ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	テキーラ/Tequila	蒸留酒
球磨	蒸留酒	メスカル/Mezcal	蒸留酒
琉球	蒸留酒	ソトール/Sotol	蒸留酒
薩摩	蒸留酒	バカノラ/Bacanora	蒸留酒
		チャランダ/Charanda	蒸留酒

ロ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成19年9月3日発効）

チリ共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
薩摩	蒸留酒	チリ産ピスコ/Pisco Chileno (Chilean Pisco)	蒸留酒

ハ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年3月1日発効）

ペルー共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	ピスコ・ペルー/Pisco Peru (Pisco Peru)	蒸留酒
球磨	蒸留酒		
琉球	蒸留酒		
薩摩	蒸留酒		

ニ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合（EU）との間の協定（平成31年2月1日発効）

【欧州連合（EU）で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	はりま	清酒
球磨	蒸留酒	三重	清酒
琉球	蒸留酒	和歌山梅酒	その他の酒類
薩摩	蒸留酒	利根沼田	清酒
白山	清酒	萩	清酒
山梨	ぶどう酒	佐賀	清酒
	清酒	大阪	ぶどう酒
日本酒	清酒	長野	ぶどう酒
山形	ぶどう酒		清酒
	清酒	新潟	清酒
北海道	ぶどう酒	滋賀	清酒
灘五郷	清酒		

【日本で保護】

ボルドー、ブルゴーニュ（いずれもぶどう酒）など169の地理的表示。

ホ 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(令和3年1月1日発効)

【グレートブリテン及び北アイルランド連合王国で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	はりま	清酒
球磨	蒸留酒	三重	清酒
琉球	蒸留酒	和歌山梅酒	その他の酒類
薩摩	蒸留酒	利根沼田	清酒
白山	清酒	萩	清酒
山梨	ぶどう酒	佐賀	清酒
	清酒	大阪	ぶどう酒
日本酒	清酒	長野	ぶどう酒
山形	ぶどう酒		清酒
	清酒	新潟	清酒
北海道	ぶどう酒	滋賀	清酒
灘五郷	清酒		

【日本で保護】

スコッチ・ウイスキー（蒸留酒）など23の地理的表示。

へ 「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」及び「日本産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」

アメリカ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
山梨	ぶどう酒	バーボン・ウイスキー/ Bourbon Whisky (Bourbon Whiskey)	蒸留酒
日本酒	清酒	テネシー・ウイスキー/ Tennessee Whisky (Tennessee Whiskey)	蒸留酒
北海道	ぶどう酒		

(3) 相手国への申請により保護された地理的表示の状況

インド（物品の地理的表示（登録及び保護）法、1999年法律第48号）

登録番号	名称	区分	登録日
994	NIHONSHU/JAPANESE SAKE	Class 33 (アルコール飲料)	令和6年4月1日

地理的表示の保護の内容

地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても、同様に使用することはできません（例えば、長崎県壱岐市以外で製造された焼酎に「焼酎壱岐タイプ」、「壱岐風焼酎」などと表示することはできません。）。

なお、地理的表示は「ぶどう酒」、「蒸留酒」、「清酒」又は「その他の酒類」の酒類区分ごとに指定等することとしており、地理的表示の酒類区分と異なる酒類区分での使用は禁止されません（例えば、ぶどう酒の地理的表示である「大阪」を清酒に使用する場合。）。

地理的表示の使用

地理的表示の使用とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

- イ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、価格表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

地理的表示であることを明らかにする表示

消費者が、酒類のラベル表示から地理的表示制度に基づいた酒類であるかどうかを区別できるよう、消費者に分かりやすい統一的な表示のルールとして、酒類の容器又は包装に地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」の文字を併せて使用することとしています。

なお、地理的表示を使用していない酒類には、「地理的表示」等の文字を使用することはできません。

※ 地理的表示「日本酒」については、これらの文字を併せて使用しなくてもよいこととしています。

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

- イ 日本国以外のWTO加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示を、平成6年4月15日前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、ぶどう酒又は蒸留酒の商標として日本国内で継続して使用してきた場合
- ロ 地理的表示の指定より先に商標登録出願された登録商標を使用する場合
- ハ 国税庁長官が地理的表示の保護の規定を適用しないものとして公示した商標その他の表示を使用する場合
- ニ 自然人の氏名又は法人の名称、酒類製造業者の製造場又は酒類販売業者の販売場の所在地、酒類の原料の産地として使用する場合（公衆が地理的表示と誤認するような方法で使用する場合を除く）

21 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号。以下「表示基準」といいます。）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、20歳未満の者の飲酒防止のための対応が必要とされたことから、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への20歳未満の者の飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に表示基準の一部が改正（平成9年2月国税庁告示第3号）され、同年7月から適用されています。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に表示基準の一部が改正（平成15年6月国税庁告示第4号）され、同年9月から適用されています。

酒類の陳列場所の表示については、20歳未満の者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とするため、平成17年9月に表示基準の一部が改正（平成17年9月国税庁告示第22号）され、同年10月から適用されています。

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

1 酒類の容器等に対する表示

- (1) 酒類の容器又は包装（以下「容器等」といいます。）には、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上（容量360ml以下の場合は5.5ポイントの活字以上）の大きさの統一のとれた日本語で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの又は③調味料として用いられること若しくは薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

- (1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。

- (2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本文字で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨

22 酒類の表示の基準における重要基準

酒類業組合法第86条の6第1項及び同法施行令第8条の4の規定により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、二十歳未満の者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができることとされており、現在、4つの表示基準が定められています。

更に、酒類業組合法第86条の7の規定により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを定めることができることとされており、この規定に基づき「酒類の表示の基準における重要基準」（平成15年12月国税庁告示第15号。以下「重要基準」といいます。）が定められています。

※ 重要基準に違反していると認められるときは、酒類業組合法第86条の6第3項、第86条の7及び第98条第2号の規定により、重要基準に違反している個々の酒類業者に対して、その基準を遵守すべきことを個別に指示した上で、指示に従わなかった場合に命令を行い、さらに命令に違反した場合に罰則を科すこととされています。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件（概要）

- (1) 「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）のうち、
 - ① 特定名称（吟醸酒など）を容器等に表示する場合の基準
 - ② 原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準
 - ③ 最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準
- (2) 「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）のうち、
 - ① 記載事項の表示に関する基準
 - ② 特定の原材料を使用した旨の表示に関する基準
 - ③ 地名の表示に関する基準
 - ④ ぶどうの品種名及び収穫年の表示に関する基準
- (3) 「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）のうち、
地理的表示の保護に関する事項の基準
- (4) 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号）のうち、
 - ① 酒類の容器又は包装に対する表示の基準
 - ② 酒類の陳列場所における表示の基準
 - ③ 酒類の自動販売機に対する表示の基準
 - ④ 酒類の通信販売における表示の基準

※ 「酒類における有機の表示基準」（平成12年12月国税庁告示第7号）については、令和4年10月1日に廃止されたことに伴い重要基準から除かれましたが、令和7年9月30日までの間に酒類の製造場から移出し又は保税地域から引き取った有機表示酒類（JAS法の適用を受けるものを除く）については、経過措置により当該表示基準を適用することとされていることから、令和4年改正前の重要基準に基づき命令措置の対象となる場合があります。

23 日本農林規格等に関する法律(JAS法)に基づく酒類における有機の表示

酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）制度下においては、日本農林規格等に関する法律（以下、「JAS法」といいます。）におけるJAS規格に倣った有機酒類の生産行程等の基準を定め、それを満たす酒類については、民間機関が行う第三者認証がなくても、酒類製造者の判断で容器・包装への有機表示を可能としていました。

しかし、表示基準は、諸外国との有機認証制度の同等性認証の仕組みがなく、海外で日本産酒類に有機表示を行うためには、輸出に取り組む事業者が自ら輸出先国の有機認証を取得する必要があったため、事業者の手続面や金銭面の負担が大きい状況にありました。

そこで、令和3年から農林水産省とともに制度見直しに向けた調整を進め、令和4年5月にJAS法を改正し農林水産省と財務省の共管法令に見直すとともに、令和4年10月1日から有機JAS規格の対象に酒類を追加しました。

これに伴い表示基準は令和4年10月1日に廃止され、3年間の経過措置を経た令和7年10月1日以降は、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示する場合には有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付すことが必要となっています（令和7年9月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から引き取った酒類については、引き続き表示基準に基づく表示を行うことができます。）。

1 日本農林規格等に関する法律（JAS法）（概要）

JAS法の目的は、食品等に規格を定めて普及することで品質の改善を図り、農林水産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することです。

JAS制度は、農林物資やこれらの取扱い等の方法についての日本農林規格（JAS）を国が定め、農林水産大臣（酒類については、農林水産大臣及び財務大臣）が登録した登録認証機関から認証を受けた事業者が、JASに適合することを証するマーク（JASマーク）を農林物資や事業者の広告などに付すことができるという制度ですが、この制度は、任意の制度であり、規格を満たしていても、JASマークを付すか付さないかは事業者の自由です。

現在、規格の内容に応じて次の4種類のJASマークが制定されています。

①	一般JAS（即席麺、製材、有機料理を提供する飲食店等の管理方法
②	特色JAS（熟成ハム、地鶏肉、青果市場の低温管理等
③	有機JAS（有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機飼料、有機藻類）
④	試験方法JAS（生鮮トマト中リコペン等）

2 有機加工食品の生産の原則

酒類を含む有機加工食品の生産の原則は、有機加工食品のJAS規格において、「原材料である有機農産物、有機畜産物及び有機藻類の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、科学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産する」とされています。

3 有機酒類（有機加工食品のうち、JAS法第2条第2項第1号ロに規定する酒類に該当するもの）の生産の方法【有機加工食品のJAS規格】

(1) 原材料及び添加物

使用する原材料は、JAS法に基づき格付けをされた有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物で

なければなりません。また、原材料及び添加物の重量に占める非有機原材料（食塩、水、加工助剤を除く）の使用割合が５％以下である必要があります。

(2) 添加物の使用割合

原材料及び添加物の重量に占める有機加工食品のＪＡＳ附属書Ｂに定める添加物のものの重量の割合が５％以下でなければなりません。

4 表示【有機加工食品のＪＡＳ規格】

(1) 名称の表示

有機加工食品の名称の表示は、次のいずれかの例によることとされています。なお、〇〇には、当該加工食品の一般的な名称を記載しなければなりません。

イ 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」

ロ 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

(2) 原材料名の表示

使用した原材料のうち、有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物にあつては、その一般的な名称の前又は後ろに「有機」等の文字を記載しなければなりません。

5 酒類の有機認証制度の同等性

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決めのことで、この「有機同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能となります。

なお、有機同等性の承認の有無による、有機酒類の輸出時の取扱いの違いは次のとおりです。

(1) 有機同等性が認められていない場合

日本の事業者は、輸出先国・地域の有機認証を受けなければ、「Organic」等と表示した酒類を輸出することができない。

(2) 有機同等性が認められている場合

日本の事業者は、ＪＡＳ法に基づく認証を受ければ、同等国の認証を受けずに「Organic」等と表示した酒類を輸出することができる。

(参考1) JAS 法における有機酒類の表示例

お酒は二十歳になってから  (注2) 認証機関名 認証番号	(注3) 有機純米吟醸酒 〇〇 正宗	【製造等の要件】(注1) (原材料) 有機 JAS 格付の有機農産物等を 95%以上使用 (添加物) 有機加工食品の日本農林規格別表 1 (令和 5 年 4 月 1 日以後は別表 1-2) に定める添加物であって製造に必要な最小限量 (生産行程管理) 有機加工食品の日本農林規格に定める生産の方法
品目 清酒 (注3) 原材料名 (注4) 有機米 (国産)、有機米こうじ (国産米) 精米歩合 60% 製造者 △△酒造株式会社 ○〇県○〇市○ 内容量 360ml アルコール分 15 度以上 16 度未満 製造年月 令和 8 年 3 月		

(注1) 有機加工食品の日本農林規格 (令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第 18 号) に定めるところによる。

(注2) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法 (令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 24 号) に定めるところによる。

(注3) 酒類に係る有機等の名称の表示は、酒類の品目の表示とは別に、当該酒類の一般的な名称に併せて表示する。

(注4) 酒類に係る原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第 5 条の規定に従い、原材料名として表示すべき名称に「有機」等の文字を記載する。また、「転換期間中」の記載についても、同様とする。

(参考2) 酒類の有機認証制度の同等性

酒類の有機認証制度の同等性

令和7年10月
国 税 庁

- 令和 7 年 1 0 月 1 日から、農林規格等に関する法律 (JAS法) に基づく認証を受けた有機酒類について、「有機 (organic)」と表示して、英国及び米国へ輸出が可能になる。
- 英国、米国、豪州及びニュージーランドによる認証を受け、輸入された有機酒類については、JAS制度に基づき「有機」等と表示可能になる。

(令和7年10月1日現在)

期待される効果

- 有機JAS認証の取得により、相手国での追加認証が不要となり、輸出に伴う手数料や手続の負担が軽減され、事業者にとって実務上の利便性が向上
- 米国・EU等の海外市場では有機食品市場が拡大しており、日本産有機酒類がこれらの市場に参入可能
- 日本における有機酒類のブランド確立及び日本産酒類のブランド多角化につながり、更なる産業振興及び競争力が向上

有機同等性を相互承認した国・地域

国・地域	発効日
カナダ	令 5 年 8 月 31 日
台湾	令 6 年 1 月 1 日
EU	令 7 年 5 月 18 日
英国	令 7 年 10 月 1 日
米国	

日本への輸入について有機同等性を承認した国

国・地域	発効日
豪州	令 7 年 10 月 1 日
ニュージーランド	

※スイスについては、有機酒類に係る有機同等性を相互承認していないが、有機ワイン (ぶどう酒) を除く有機酒類について、有機加工食品として有機同等性により、スイスへ輸出可能。一方、有機同等性による日本への輸入は不可。

24 酒類容器等の3R(スリーアール)の推進

近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においても3Rの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。

国税庁は、酒類業界の健全な発達を目的として、酒類業者が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）等の環境関係法令に適切に対応するよう、消費者に対する啓発や酒類業者に対する指導啓発等を行っています。

また、酒類業界においては、経済システム、消費構造の変化を踏まえるとともに、3R、需要振興及び物流合理化といった様々な観点からどのような容器が酒類業界の発展に寄与するかを検討するため、平成10年9月に生販三層の関係者で構成する「酒類容器等に関する協議会」を発足し、平成11年4月に「酒類業界における当面のリサイクル推進のため採りうる方策」を取りまとめ、次のとおり酒類容器等の3Rに取り組んでいます。

リターナブルびん利用促進への取組

◇ ビールびんや一升びん等のリユース

- ・ ビールびんや一升びん等は小売店等を通して回収され、リユースされています。これらの中には、自主回収率がおおむね90%に達するものとして容器包装リサイクル法に基づく自主回収の認定を受けている回収率の高いものもあります。

◇ 清酒用500ml及び300mlのリターナブル用規格統一びん（Rびん）の開発・導入

- ・ 日本酒造組合中央会が、平成4年に500mlのRびんを、平成14年に300mlのRびんを開発、導入しています。
- ・ 平成20年4月から、一部地域で清酒製造業者、販売店等が協力して、Rびんをはじめとした清酒びんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

◇ 清酒用720mlのRびんの開発・導入

- ・ びん製造業者で作る団体が平成11年に720mlのRびんを開発し、一部の清酒製造業者が導入しています。

◇ プラスチックコンテナ（P箱）の開発・導入

- ・ 清酒製造業者と流通業界が協力し、昭和48年に一升びん輸送用のP箱を開発、導入しています。
- ・ 一部の焼酎製造業者において、平成4年に焼酎の一升びん用のP箱を開発、導入しています。

◇ 焼酎用900mlのRびんのリユースシステムの構築

- ・ 一部の焼酎製造業者がびん製造業者等とともに、900mlのRびんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

○ 3R（「さんアール」や「スリーアール」といわれます。）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRのことで、循環型社会形成推進基本法においては、この順番が優先順位とされています。

資源の回収、有効利用への取組

◇ 店頭回収、回収業者への引渡し等の活動

- ・ 一部の小売酒販組合において、地域住民等と協力すること等により、空びんや段ボール等の回収活動を行っています。
- ・ 一部の小売店において、リターナブルびん、アルミ缶などの回収量に応じて買い物に使用できるポイントを付与すること等により、資源回収の促進に取り組んでいます。

◇ 酒パックの回収活動

- ・ 一部の小売店において、リサイクルに取り組む市民団体による酒パックの店頭回収活動に参加・協力しています。
- ・ 一部の酒類製造業者と酒パック製造業者において、酒パックのリサイクルシステムの構築に取り組んでいます。

◇ 材質表示の取組

- ・ 資源有効利用促進法では容器包装に1か所以上の材質表示が義務付けられています。



各製造業者にみられる様々な3Rの取組

◇ ガラスびんの軽量化

- ・ 大手ビール製造業者が、ビールびん（大びん）を605 g から475 g へ軽量化しています。

◇ アルミ缶の軽量化

- ・ 大手ビール製造業者が、アルミ缶を軽量化しています。

◇ ペットボトルの軽量化

- ・ 大手焼酎製造業者が、焼酎用のペットボトルを軽量化しています。

◇ 果実酒用びんなどのリユース

- ・ 一部の清酒製造業者が、果実酒用びんなどのリユースを目的として、自社の清酒を果実酒用びんなどに詰めて販売しています。

◇ ペットボトルのリユース

- ・ 一部の焼酎製造業者が、焼酎用のペットボトル（主に料飲食店向け製品）のリユースに取り組んでいます。

◇ 色の混在するカレットを利用したエコボトルの採用

- ・ 大手洋酒製造業者が、「込みカレット」（色が混在したガラスくず）を原料とした果実酒用びんを使用しています。

◇ 無色びんへの切り替え

- ・ 一部の洋酒製造業者及び輸入業者が、果実酒用びんをリサイクルの用途が多様な無色びんへ切り換えています。

25 20 歳未満の者の飲酒防止等に関する取組等

国税庁では、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類業の健全な発達を期する観点から、従来から、酒類業界に対し 20 歳未満の者の飲酒防止に配慮した販売や広告、宣伝を行うよう要請するなど、所要の措置を講じてきています。

また、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、総務省、公正取引委員会、国税庁、文部科学省及び厚生労働省）において、平成 12 年 8 月に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、その施策の実施を図っています。

平成 15 年 5 月に酒類業組合法が改正され、同年 9 月からは、酒類小売販売場における適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に対し、販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守して業務を実施するために必要な助言・指導を行わせるとともに、当該販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととしました。

この酒類販売管理研修については、平成 28 年 6 月に改正された酒類業組合法により義務化が図られ、平成 29 年 6 月からは、酒類小売業者は、過去 3 年以内に酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任するとともに、当該販売管理者に 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければならないこととなりました。

《業界団体への要請等》

- 1 警察庁及び厚生労働省と共同で、酒類小売業界に対し、20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を推進するよう要請（平成 12 年 12 月）
- 2 平成 13 年 12 月の未成年者飲酒禁止法の一部改正を受けて、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界に対して、「未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理」をはじめとする 7 項目の取組を指導・要請（平成 13 年 12 月）
- 3 未成年者飲酒禁止法が改正された平成 13 年当時に比して同法違反の検挙件数が増加し、高水準で推移していることに鑑み、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して「酒類自動販売機の適正な管理」をはじめとする 4 項目の取組を要請（平成 22 年 7 月）
- 4 「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、同法に基づき、「アルコール健康障害対策推進基本計画」（平成 28 年 5 月 31 日閣議決定）が策定されたことを受け、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を徹底するよう要請（平成 28 年 7 月）
- 5 平成 30 年 6 月の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなったが、飲酒禁止年齢については引き続き 20 歳未満とされたことを踏まえ、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を徹底するよう要請（平成 31 年 3 月）
- 6 「民法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 1 日に施行されることとなったため、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、改めて酒類小売業界等に対して 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を徹底するよう要請（令和 4 年 3 月）

《自動販売機》

- 1 自動販売機のみ酒類小売業免許は付与しないよう措置（昭和 48 年～）
- 2 自動販売機による酒類の深夜販売（23 時 00 分～翌日 5 時 00 分）の自粛を指導（昭和 52 年～）
- 3 酒類自動販売機に次の事項を表示することを義務付け（平成元年～）

- (1) 20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨
 - (2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号（平成 15 年 9 月以降は、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連絡先の所在地及び電話番号を表示するよう改正）
 - (3) 販売停止時間
- 4 平成 6 年 10 月の中央酒類審議会の中間報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について」等を踏まえて、全国小売酒販組合中央会が現行の酒類自動販売機を平成 12 年 5 月までに撤廃することを決議（平成 7 年 5 月）したことを受け、「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、現行の酒類自動販売機の平成 12 年 5 月を目途とした撤去及び新たに設置する場合には改良型自動販売機以外は設置しないよう指導（平成 7 年～）
 - 5 新たに酒類小売業免許を付与する場合には、酒類自動販売機を設置しないよう指導（平成 11 年度～）
 - 6 現行の酒類自動販売機の撤廃について改めて指導するとともに（平成 12 年 5 月）、酒類自動販売機の撤廃状況を調査し、その結果を毎年公表（平成 12 年 9 月～）

《対面販売》

- 1 対面販売の励行などに関し必要な助言と指導を実施（平成 9 年 3 月～）
- 2 20 歳未満の者が酒類を清涼飲料と誤認して酒類を購入しないよう、酒類と清涼飲料との分離陳列の実施を指導（平成 9 年 3 月～）
- 3 20 歳未満の者への販売を防止するため、酒類を販売する場合には 20 歳未満と思われる者に対して年齢確認を実施するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 4 20 歳未満の者が夜間に酒類を購入することを防止するため、20 歳未満の者の酒類の購入を責任を持って防止できる者を配置し、夜間における酒類の販売体制を整備するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 5 年齢確認の実施をはじめとする取組を推進していくためには、酒類販売に従事する者が酒類の特性を理解することが必要であることから、小売酒販組合等に対して、傘下組合員等を対象とした「酒類の販売方法等に関する研修」の実施について必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 6 販売責任者が「未成年者飲酒防止に係る誓約書」を酒類販売場の所轄税務署長に提出するよう指導（平成 13 年 4 月～）（平成 15 年 9 月以降は、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任し、所轄税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出するよう改正）

《容器等への注意表示》

- 1 酒類に対する適正な表示などを実施するため、次の事項を指導（昭和 59 年～）
 - (1) 容器には酒類であることが明瞭に判読することができる方法で表示
 - (2) 酒類を店頭及び自動販売機に陳列する際には、酒類である旨の表示を前面にするよう配慮
 - (3) 自動販売機による販売に当たっては、酒類と清涼飲料とを混在しないよう配慮
- 2 酒類の容器に「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成 9 年 7 月～）
- 3 日本洋酒酒造組合において、低アルコールリキュール等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示に「酒マーク」を表示することや、色彩、絵柄等に配慮すること等の自主基準を制定（平成 12 年 6 月～）
- 4 酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成 15 年 9 月～）
- 5 酒類の陳列場所における表示について、より確実に 20 歳未満の者の酒類の購入を防止するため、「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正（平成 17 年 10 月～）

- 6 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示の色彩、絵柄等に配慮することや、アルコール度 10 度未満の酒類の容器に、「酒マーク」を表示することについての自主基準を制定（平成 23 年 6 月～）

【参考】酒マークのイメージ図（一例）
350ml 未満（20 ポイント活字）

(1) 円 形



(2) 楕円形



- 7 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、ノンアルコール飲料（アルコール度数 0.00% で、味わいが酒類に類似しており、満 20 歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているもの）の容器について、20 歳以上を対象としている旨を表示し、既存のアルコール飲料と同一のブランド名及び誤認を招くような類似する意匠を使用しないこととし、自主基準を改正（平成 24 年 11 月～）

《啓発活動》

- 1 警察庁と協力して、20 歳未満の者の飲酒が禁止されている旨のステッカーを全国の酒販店の店頭貼付するなどを指導（平成 4 年 3 月～）
- 2 社団法人アルコール健康医学協会、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省及び総務省と共同で 20 歳未満の者の飲酒禁止啓発ポスターを作成し、酒販店の店頭のほか、公共施設等に掲示（平成 8 年 9 月～）
- 3 平成 14 年以降毎年 4 月が「20 歳未満飲酒防止強調月間」とされたことを受け、関係省庁及び各業界団体と協力して、酒販店の店頭のほか、中学校、高校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなどの広報活動を推進（平成 14 年 4 月～）
- 4 平成 16 年以降「20 歳未満の者がお酒を飲んではいけない 5 つの理由」「お酒について知っておきたいこと」を作成し、教育機関等に配付（平成 16 年 2 月～）
- 5 ビール酒造組合において、20 歳未満飲酒防止教育学校コンクール（平成 28 年までは未成年者飲酒防止ポスター、スローガン、学校賞募集キャンペーン）を実施（平成 14 年～）
- 6 全国小売酒販組合中央会において、「20 歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を毎年 4 月に開催（平成 21 年 4 月～）
- 7 全国小売酒販青年協議会において、小売酒販店向け「年齢確認ハンドブック」を作成（平成 16 年～）

《広告宣伝》

酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、酒類の広告宣伝に関して次のような自主基準を制定（昭和 63 年 12 月制定：最終改正：令和 8 年 7 月）。

- 1 新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット、消費者向けチラシ（パンフレット類を含む。）を媒体とする広告宣伝に関し、「お酒は二十歳になってから」などの注意表示を行う。
- 2 20 歳未満の者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
- 3 20 歳未満の者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。
- 4 テレビ広告において、25 歳未満の者を広告のモデルに使用しない。また、25 歳以上であっても、25 歳未満に見えるような表現は行わない。
- 5 酒類を清涼飲料と誤認させる表現は行わない。
- 6 20 歳未満の者を対象としたキャンペーンは行わない。
- 7 公共交通機関には、車体広告、車内独占広告等の広告は行わない。
- 8 小学校、中学校、高等学校の周辺 100m 以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。
- 9 過度な飲酒、「イッキ飲み」等飲酒の無理強いにつながる表現、テレビ広告での喉元を通る「ゴクゴク」等の効果音やお酒を飲むシーンについて喉元アップの描写はしない。
- 10 5 時 00 分～18 時 00 分までの時間帯にはテレビ広告を行わない。

〔 20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスターや酒類自動販売機の設置状況などについては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>）に掲載しています。 〕

26 未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

平成 12 年 8 月 30 日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁等連絡協議会決定

酒類販売に係る需給調整規制の廃止に伴い、未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁においては、既に着手している施策の徹底を図るとともに、下記のとおり、新たな施策に速やかに取り組み、その徹底を図ることとする。

記

1 未成年者の飲酒防止等対策

(1) 販売体制、販売方法等

- ① 未成年者飲酒防止に関する関係業界の取組状況等についてフォローアップ調査を実施する。
- ② 酒販店等に対し、未成年者飲酒防止について、関係省庁が連携して指導を行う。
- ③ 酒販店等に対し、酒類販売業免許の付与後においても、定期的（1 年ごと）に販売責任者を把握し、適切に酒類の販売を行うよう指導する。
なお、酒類小売業免許の審査に当たり、申請者が実質的経営者であるかどうかの点を含め、その資格要件についての審査の徹底を図るものとする。
- ④ 酒類の深夜販売の体制の改善・整備について関係業界に検討を要請する。
これに関連し、深夜における年齢確認の励行等の徹底方策の充実についても関係業界に検討を要請し、かつ、関係省庁による積極的な指導を行う。
- ⑤ 酒販店等の経営者、従業員等に対する新たな研修システムについて関係業界に検討を要請する。
- ⑥ 平成 7 年 5 月の全国小売酒販組合中央会の酒類自動販売機の撤廃決議が遵守されるよう、同中央会を指導するとともに、酒類自動販売機の撤廃状況等について実態調査を行い、結果を公表する。
- ⑦ 平成 10 年 4 月に国税庁が要請した年齢確認の徹底などの具体的な取組に関し、国税局及び税務署を通じて積極的な指導を行う。
- ⑧ 酒類と清涼飲料の明確な分離陳列の徹底を図ることとし、特に清涼飲料的な酒類については、関係業界に対し特段の配慮を要請する。
- ⑨ 酒類と清涼飲料との誤認を防止する観点から、関係業界に対し表示の適正化を要請する。
- ⑩ 広告宣伝に関する自主規制のフォローアップと内容強化の検討を関係業界に対し要請する。

(2) 取締りの強化等

- ① 未成年者飲酒禁止法（大正 11 年法律第 20 号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）及び青少年保護育成条例に基づき厳正な取締りを行う。
- ② 警察、教師、少年補導委員、少年警察ボランティア等による補導体制の強化を図る。
- ③ 地域のボランティア活動等における効果的な飲酒防止活動のための活動プログラムを策定する。
- ④ 飲食店営業者団体等に対し、法令遵守の徹底を要請する。

(3) 意識啓発の推進

- ① 平成 12 年度からの学習指導要領の移行措置期間においても、小学校の体育科で、新たに、低年齢からの飲酒は特に害が大きいことや、未成年の飲酒は法律によって禁止されていることなどを盛り込み、飲酒防止に関する内容が指導されるよう教育委員会等に要請する。

- ② 各学校に対し児童生徒に対する飲酒防止に関する指導の強化を要請する。
- ③ 各学校におけるアルコールと健康についての教材用ビデオの活用を推進する。
- ④ 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導用ビデオを作成し、全国の小学校、中学校及び高等学校に配付する。
- ⑤ 飲酒防止に関する指導について、教師と保護者の懇談の場を通じて保護者への働きかけを行う。
- ⑥ 児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物に対する意識調査並びに喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導状況調査を実施する。
- ⑦ 未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から、未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成配付する。
- ⑧ アルコールと健康に関する正しい知識の普及を図るため、ポスター及びパンフレットの作成・配付を行うとともに、インターネット（厚生労働省ホームページ等）を用いた情報提供を行う。
- ⑨ アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒の防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催する。
- ⑩ 未成年者飲酒防止強調月間を設け、全国的な広報啓発活動を行う。
- ⑪ 公民館等において地域住民を対象とする定期的な講習会等を実施する。
- ⑫ 未成年者飲酒防止に関し、青少年対策推進会議を通じた取組を強化する。

(4) 地域レベルでの総合的な取組

- ① 未成年者の飲酒防止に向け、地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制を確立する。また、飲酒等不良行為に対処するため、特に、家庭、学校及び警察を軸とする連携を強化する。
- ② 上記の取組体制の下に、補導委員、相談委員、保護司、地元有志等による地域連絡網を編成し、相互に連携を図りながら未成年者保護育成活動を行う。

(5) 医学的及び精神保健的取組の強化

- ① 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、青少年の心の問題として、相談者の匿名性及び利便性に配慮しながら、未成年者の飲酒に関する相談を行う等相談サービスを充実する。
- ② 未成年者を含む飲酒実態及び飲酒による健康影響についての調査研究を行い、その予防のための方策を検討する。

2 酒類販売の公正な取引環境の整備

(1) ガイドライン等の基準の明確化等

- ① 公正かつ自由な取引を確保する観点から、酒類の取引実態調査の充実強化を図り、酒類の取引実態に即して中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に関する考え方の一層の明確化を図る。これに伴うガイドライン等の基準の明確化に関しては（編注：平成 12 年）9 月中にこれを実現する。
- ② 合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類のルールを規定する、平成 10 年 4 月の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（国税庁長官通達）」による取組を更に徹底・促進し、合理的とは認められない取引の改善に向けて積極的な指導を行う。
- ③ 酒類販売の公正な取引のガイドライン等の基準について酒類業団体に対する説明会を実施する。

(2) 取締りの強化等

- ① 小売業における不当廉売は、周辺の中小事業者等に対する影響が大きいことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく報告に対しては、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（昭和 59 年 11 月 20 日公正取引委員会事務局）」に基づい

て、その審査の充実強化を図り、問題があると認められた場合には厳正に対処する。

- ② 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意の公表内容について、更に具体性を高める。

(3) 民事的救済制度の整備

不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反行為に対する民事的救済制度について、その周知徹底を図る。

(4) 酒類の取引実態調査の充実

酒類の取引実態調査について、調査結果を公表し、改善に向けた業界の取組を促すとともに、その調査件数を増加させ、取引の改善を指導した業者に対してはフォローアップ調査を行う。

(5) 関係行政機関の連携強化等

- ① 酒類に係る不当廉売事案などの不公正な取引方法への対応の強化に資するため、国税庁から公正取引委員会へ職員を派遣する。
- ② 酒類市場における流通・取引慣行等の問題点について、国税庁と公正取引委員会との間で、一層の連携強化を図る。

3 与党において未成年者飲酒禁止法及び酒税法の一部改正案の国会提出が検討されている状況を受けて、同一部改正案が国会に提出され、その成立をみた上は、同改正法の的確な施行に取り組むものとする。

4 フォローアップ

以上の新たな施策については、1年後に実施状況のフォローアップを行い、公表する。

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

〔平成13年10月5日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁連絡協議会幹事会決定〕

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」（平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定）記の1(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

- 1 平成14年以降毎年4月（4月1日から同月30日までの1か月間）を未成年者飲酒防止強調月間とする。
 - 2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。
 - 3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。
- ※ 「未成年者飲酒防止強調月間」は、令和2年4月実施分から「20歳未満飲酒防止強調月間」に名称変更しました。

20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター

(官公庁等掲示用)

STOP! 飲まない選択が、あなたを守る

20歳未満の飲酒は禁止!

20歳未満の者の飲酒は、脳の発達などに悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になるおそれがあります。

4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。
 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒可能な年齢は20歳以上のまま維持されています。
 20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。

警視庁、厚生労働省、こども家庭庁、農水省、文部科学省、公益社団法人アルコール消費医学協会、全国小売酒類組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、一般社団法人酒類政策研究所

(店舗掲示用)

年齢確認にご協力ください

年齢確認の実施は法律で定められています

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。

当店では20歳以上の年齢であることを確認できない場合にはお酒を販売しません。

4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。
 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒可能な年齢は20歳以上のまま維持されています。

警視庁、厚生労働省、こども家庭庁、農水省、文部科学省、公益社団法人アルコール消費医学協会、全国小売酒類組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、一般社団法人酒類政策研究所

国税庁ホームページからダウンロードできます。(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm)

27 酒類自動販売機の設置状況

1 公表の目的

酒類は、致酔性及び依存性を有する物品であることから、20 歳未満の者の飲酒防止やアルコール健康障害への対応など、適正な販売管理を徹底することが従来求められています。

しかし、年齢やアルコール健康障害の有無を問わず誰でも購入可能な酒類自動販売機がいまだに設置されているなどの問題点があることから、全国小売酒販組合中央会では、酒類自動販売機の自主的な撤廃の取組をこれまで進めてきています。

国税庁では、酒類自動販売機の自主的な撤廃の取組の推進を促し、適切な飲酒環境を形成するために、毎年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況等について、酒類小売業者に報告を求め、その集計結果を公表しています。

2 令和7年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

令和7年4月1日現在の酒類自動販売機の設置台数は、全国で8,521台となっており、平成8年3月31日現在の酒類自動販売機の設置台数と比べ17万台超減少しています。

3 今後の取組

国税庁では、酒類自動販売機の自主的な撤廃に取り組む全国小売酒販組合中央会等と連携し、酒類の適正な販売管理の徹底のため、酒類自動販売機の撤廃に向けた取組について、今後も進めていくこととしています。

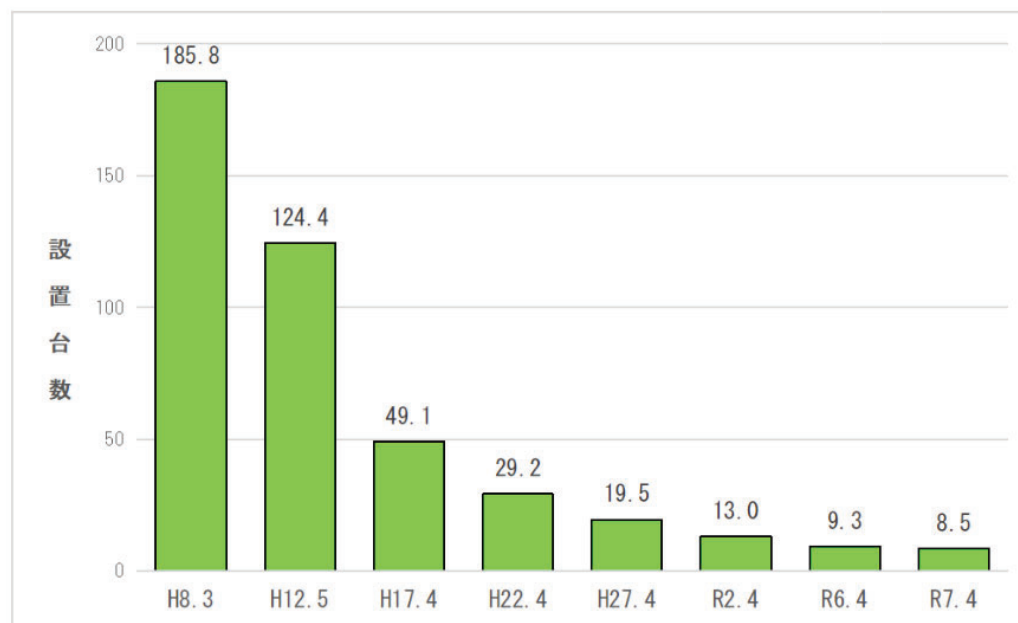
酒類自動販売機の設置状況

令和7年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

	平成8年3月31日現在の設置台数 (従来型)	令和7年4月1日現在の設置台数 (従来型+改良型)	令和7年4月1日現在の設置台数 (従来型)	令和7年4月1日現在の設置台数 (改良型)
	台	台	台	台
全国計	185,829	8,521	1,055	7,466
札幌国税局管内	3,964	16	1	15
仙台国税局管内	12,072	289	31	258
関東信越国税局管内	23,057	924	126	798
東京国税局管内	30,520	957	150	807
金沢国税局管内	5,808	133	10	123
名古屋国税局管内	19,707	715	101	614
大阪国税局管内	41,021	3,407	353	3,054
広島国税局管内	18,603	600	82	518
高松国税局管内	10,640	571	55	516
福岡国税局管内	11,455	436	76	360
熊本国税局管内	8,787	473	70	403
沖縄国税事務所管内	195	0	0	0

酒類自動販売機の設置台数の推移

(単位:千台)



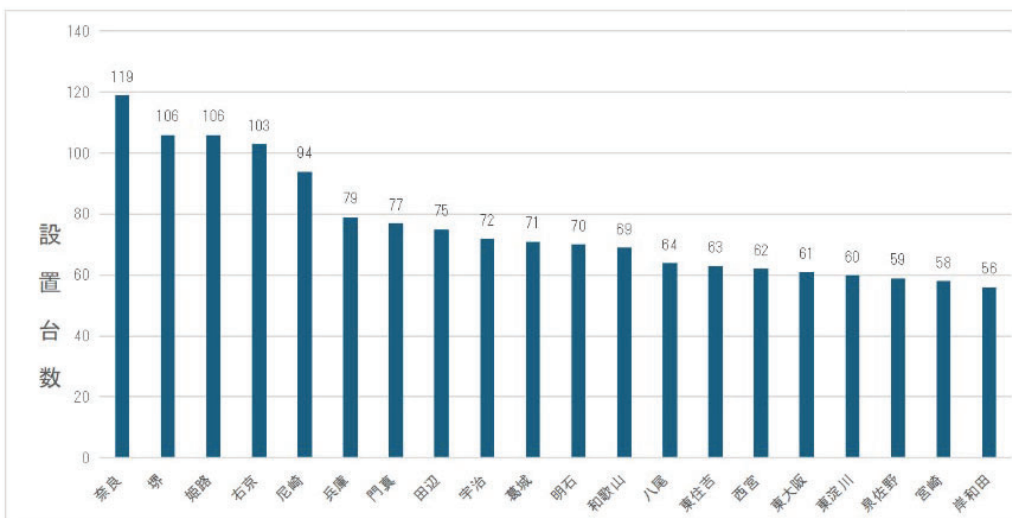
酒類自動販売機 管轄税務署別設置台数（上位20署）

（単位：台）

	管轄税務署（局所）	令和7年度当初設置台数
1	奈良（大阪）	119
2	堺（大阪）	106
3	姫路（大阪）	106
4	右京（大阪）	103
5	尼崎（大阪）	94
6	兵庫（大阪）	79
7	門真（大阪）	77
8	田辺（大阪）	75
9	宇治（大阪）	72
10	葛城（大阪）	71
11	明石（大阪）	70
12	和歌山（大阪）	69
13	八尾（大阪）	64
14	東住吉（大阪）	63
15	西宮（大阪）	62
16	東大阪（大阪）	61
17	東淀川（大阪）	60
18	泉佐野（大阪）	59
19	宮崎（熊本）	58
20	岸和田（大阪）	56

酒類自動販売機管轄税務署別設置台数

（単位：台）



28 アルコール健康障害対策基本法の概要

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。そして、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるだけでなく、その家族に深刻な影響を与えたり重大な社会問題を生じさせたりするおそれがあります。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成 26 年 6 月 1 日にアルコール健康障害対策基本法が施行され、令和 8 年 3 月 27 日にはアルコール健康障害対策推進基本計画（第 3 期）が閣議決定されました。

同法においては、国等は国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための事業の実施に努めるとともに、酒類の製造又は販売を行う事業者は、国等が実施するアルコール健康障害対策に協力することとされております。

また、基本計画では、国は酒類業者に対し、20 歳未満の者への販売の禁止の周知徹底や指導を行うほか、酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準の見直しや表示・販売に関する自主的な取組を講ずることが盛り込まれております。

（注） アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、20 歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいいます。



同法においては、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定めています。

目的（第1条）

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、**不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いこと**に鑑み、基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、**アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進**して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義（第2条、第5条）

アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の**不適切な飲酒の影響による心身の健康障害**

アルコール関連問題

アルコール健康障害 及び これに関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題

責務（第4条～第9条）

国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

アルコール健康障害対策推進基本計画（第12条、第14条）

- ・政府は、**アルコール健康障害対策推進基本計画を策定**しなければならない。少なくとも**5年ごと**に検討を加え、必要があると認めるときは、**基本計画を変更**しなければならない。変更しよとするときは、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。
- ・都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならない。

基本的施策（第15条～第24条）

教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等

出典：厚生労働省ホームページ

（※）令和4年4月1日以降、アルコール健康障害対策基本法第2条において「未成年者の飲酒」から「二十歳未満の者の飲酒」へ変更されております。

29 酒類販売管理者制度

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正により、酒類販売管理者制度が創設され、同年 9 月から適用されています。

また、平成 28 年 6 月に同法の一部が改正され、平成 29 年 6 月から酒類販売管理研修の受講、標識の掲示が義務化されました。

1 酒類販売管理者の役割

酒類販売管理者は、酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務が行われるように酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行います。

酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。

また、酒類の販売業務に従事する従業員等は、酒類販売管理者の指導に従わなければなりません。

2 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

酒類小売業者（酒類製造者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行うものを含みます。）は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）ごとに、酒類販売管理者を一人選任しなければなりません。

酒類販売管理者に選任することができる者は、酒類の販売業務に従事する者で過去 3 年以内に酒類販売管理研修を受けた者でなければなりません。

（注）酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

なお、酒類販売管理者の選任は、その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに行わなければならない、酒類販売管理者を選任したときは、2 週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を、販売場を所轄する税務署に提出しなければなりません。

3 酒類販売管理研修の定期受講

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。

4 標識の掲示

酒類小売業者は、販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

また、カタログ等（インターネット等によるものを含みます。）を利用した通信販売を行う場合、カタログ等に酒類販売管理者の氏名や販売管理研修の受講事績等の表示が必要となりますので、カタログ等の見やすい場所に表示してください。

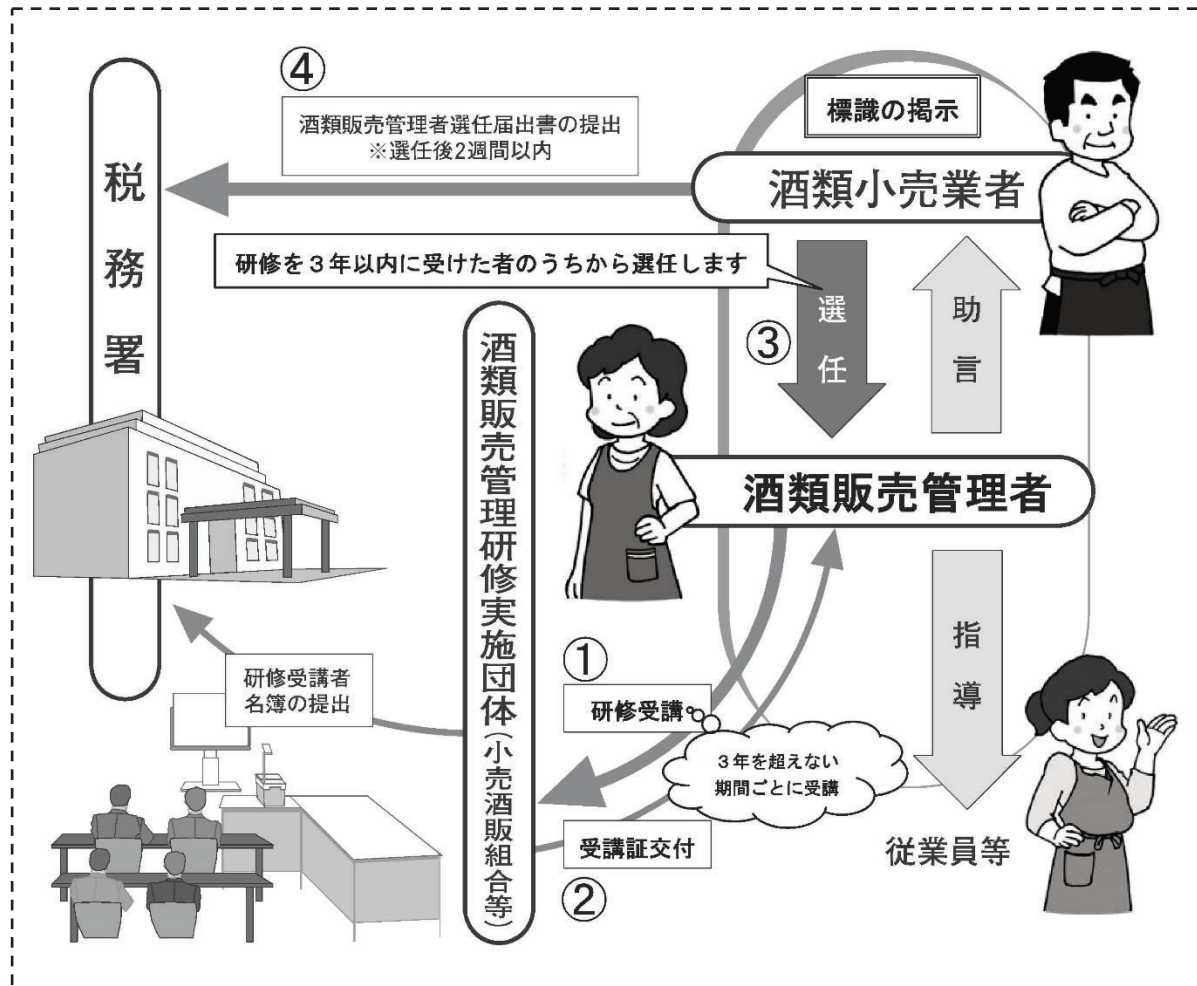
販売場に掲げる「標識」のイメージ

販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒 類 販 売 管 理 者 標 識	
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和8年5月1日
次回研修の受講期限	令和11年4月30日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

○標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hambai/mokuji.htm>
 [ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の販売管理]

(参考) 酒類販売管理者制度のスキーム図



30 酒類の公正な取引に関する基準

平成 29 年 3 月 31 日

国 税 庁 告 示 第 2 号

最終改正：令和 4 年 3 月 31 日

（目的）

- 1 この基準は、酒類が、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

（公正な取引の基準）

- 2 酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
 - (2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

（売上原価の算定方法）

- 3 前項(1)の売上原価の額は、酒類製造業者の製造した酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の製造原価の額とし、酒類業者の仕入れた酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の仕入価格（その付随費用を含む。）から当該酒類の仕入れに係る値引きの額を控除して算出した額とする。
- 4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものであり、かつ、第六項の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。

（費用配賦の方法）

- 5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法（その算出根拠が明らかにされている場合に限る。この項において同じ。）（当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法）により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。

（販売価格の算定方法）

- 6 酒類業者が、酒類の販売につき値引き（これに類する行為を含む。）をした場合には、当該酒類の販売価格は、当該値引きの額を控除して算出するものとする。

（指示）

- 7 国税庁長官は、酒類業者に第二項の規定に違反する行為があると認める場合において、当該酒類業者に対して法第八十六条の三第四項の規定による指示をするときは、当該行為を取り止めること又は当該行為を再び行わないことその他必要な事項を指示するものとする。

(命令)

- 8 前項の規定は、国税庁長官が、法第八十六条の四の規定による命令をする場合について準用する。

(質問検査権)

- 9 国税庁長官は、法第九十一条の規定により、酒類業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、売上原価の算定、酒類事業の状況その他公正な取引の基準の実施に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(公正取引委員会との連携)

- 10 国税庁長官は、法第九十四条第三項又は第四項の規定により、公正取引委員会から報告を受け、又は公正取引委員会に対し報告をするときは、その内容その他必要な事項について、公正取引委員会と十分に協議するものとする。
- 11 国税庁長官は、法第八十六条の三第四項の規定による指示をしようとするときは、必要に応じ、公正取引委員会に対し、第二項の規定に違反する行為があると認められる事実を報告し、当該事実の認定方法その他の必要な事項について意見を求めることができる。

31 酒類に関する公正な取引のための指針

平成 18 年 8 月 31 日

国 税 庁

最終改定：令和 4 年 3 月 31 日

酒類に関する公正な取引のための指針(事務運営指針)

(はじめに)

近年の酒類市場は、人口減少・高齢化社会の到来、健康や安全性に対する国民の意識の高まり、生活様式の多様化など経営環境に大きな変化が見られる。酒類小売業の業態は、消費者の購買行動の変化を踏まえ、一般酒販店のほかコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等多様化しており、業務用市場においては全国にチェーン展開する料理飲食店が出現し、事業者間で取扱数量や取引価格に格差も生じてきている。

このような中、今後、酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大を期待することは難しく、酒類業が健全に発達していくためには、「量から質への転換」を図っていく必要がある。製造業者は的確な経営戦略に基づき高品質・高付加価値の酒類を適正規模で製造し、卸売業者は小売業者へそうした酒類を適正に供給し、小売業者は個性ある品揃えなどの多様なサービスの提供等によって差別化を図りつつ 20 歳未満の者の飲酒防止などの社会的要請に対応するため販売管理に取り組んでいくことが求められる。料理飲食店では、20 歳未満の者の飲酒防止に配慮することはもちろん、品質を損なうことなく酒類を提供していくことが期待されている。他方、単に酒類業界が高利益な酒類の提供等により高いマージンを確保することや販売管理に伴う過剰な負担を安易に消費者へ求めることも適切ではない。常に「消費者の視点」を意識し、酒類の供給者（業界）と実需者（消費者）の利益が最大化するようにすべきである。

国税庁は、酒類業組合の会合などあらゆる機会を通じて、「酒類に関する公正な取引のための指針（平成 18 年 8 月）」（以下「指針」という。）及び公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成 21 年 11 月）」等の周知・啓発を図ってきた。さらに、公正取引委員会との連携の下、取引状況の実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には、その不合理さを指摘して合理的な取引が行われるよう改善指導し、公正取引についての自主的な取組を促してきた。しかしながら、指針のルールに則していない不合理な取引が見受けられる状況は現在も継続している。

こうした状況の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成 28 年法律第 57 号により、「酒税法」（昭和 28 年法律第 6 号）及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）が改正された。

また、改正された酒類業組合法に基づき、「酒類の公正な取引に関する基準（平成 29 年国税庁告示第 2 号。以下「取引基準」という。）」を定めた。

こうしたことから、国税庁は、酒類業組合法第 86 条の 3《公正な取引の基準》第 4 項及び第 86 条の 4《公正な取引の基準に関する命令》の適用の可能性を踏まえつつ、酒類業界の実情に即した酒類に関する公正な取引の在り方を提示する。また、併せて、公正取引委員会との連携方法等を明らかにすることにより、一層、公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることとする。このことは、酒類業の健全な発達にも資するものである。

第 1 酒類に関する公正な取引の在り方

国税庁は、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方を以下のとおり提示する。

（注）本取引の在り方に抵触すると思料される個々の行為は、必ずしも取引基準第 2 項《公正な取引の基準》に違反する行為や、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条《定義》第 9 項に規定する不公正な取引方法に

該当するというものではなく、個別具体的な事案において、行為の意図・目的、取引価格、取引条件、取引形態、酒類事業に与える影響、市場における競争秩序に与える影響等を総合的に勘案し、取引基準違反に該当するかどうかは国税庁、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するかどうかは公正取引委員会において、それぞれ判断されるものである。

1 合理的な価格の設定

- ① 酒類の価格に関しては、取引基準において、(1)正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること、(2)自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること、のいずれにも該当する行為を行ってはならないこととしている。

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも中長期的にも合理的である。

一般に商品価格は、市場における事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるものであるが、酒類は財政上重要な物品であり、また、アルコール飲料として社会的配慮を必要とし、更には代表的な嗜好品として国民生活に深い関わりを持っていることから、酒類の価格については、こうした酒類の特殊性から生じる多様な要請に応え得る合理的かつ妥当なものであることが必要である。

酒類の合理的な価格設定は、酒類に関する公正な取引の在り方の根幹をなすものであり、取引基準に違反する行為には該当しない場合であっても、合理性を欠く価格設定については改善していく必要がある。

- ② 酒類は国の財政上重要な物品であること、致酔性・習慣性を有する社会的に配慮を要する財であること等その特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

また、多種類の商品を取り扱っている小売業者が、酒類の供給に要する費用を下回る価格、言い換えれば他の商品の販売による利益その他の資金を投入しなければ困難な低価格を継続的に設定することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、酒類販売による直接的な損失があっても来店客数、店舗全体の売上高の増加によって全体の利益を図ることのできる販売方法であるが、酒税の適正な転嫁の観点や上記のような酒類の特殊性に鑑みても、他の商品と比べてそのような販売方法での弊害が大きいと考えられ、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

（注）今後、酒類全体における数量ベースでの国内市場の拡大が困難であることから、全事業者が独自の判断の下、的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うことが必要である。酒類の著しい供給過剰は、取引の安定を阻害するおそれがある。

酒類業者が経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による物流等の業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

2 取引先等の公正な取扱い

酒類の価格は、取引数量の多寡、決済条件、配送条件等の相違を反映して差が設けられることもあるが、その差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきである。同様に、合理的な理由がないにもかかわらず取引先又は販売地域によって取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となると考えられ、そのような取扱いについては改善していくべきである。

3 公正な取引条件の設定

- ① 大きな販売力を有する百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、料理飲食店等（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む。）

が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー、カタログ製作費等の負担、自己が負担すべき費用のつけ回し、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。例えば、一方的な都合による返品や従業員等の派遣を強要した場合には、納入業者に経済上の不利益を及ぼすことになり、更に、納入業者の経営を悪化させたときには、製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれもある。したがって、こうした不利益な取扱いについては、改善していくべきである。

- ② 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともある。例えば、流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先などに不当な影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げ、消費者の商品選択を狭めることにもつながる。したがって、製造業者等はこうした不当な影響が生じないように十分に配慮する必要がある。

4 透明かつ合理的なリポート類

リポート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率化への寄与度等に応じて支払われるもの等その態様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。

リポート類の透明性が確保されているとは、その支払基準及び支払時期等が明確にされているとともに、それらが取引の当事者間において事前に共有されていることをいう。合理性が確保されているとは、支払基準が取引数量に基づく場合には輸送コストの通減効果等によって決められるなど合理的に説明し得ることをいう。例えば、支払基準が事前に明確に示されていないもの、取引の一方の当事者の認識がないまま取引の当事者以外の者から他方の当事者に支払われるもの、取引先の販売価格についての制限が行われるもの、支払基準が著しく累進的であり取引先の公正な取扱いとならないものなどは、透明性及び合理性を欠くリポート類に該当する。

また、取引先の販売価格についての制限が行われるもの、支払基準が著しく累進的であり取引先の公正な取扱いとならないものが市場における有力な事業者にのみ供与される場合には、その周辺酒類業者の対抗販売を引き起こし、過度な価格競争を引き起こすことも懸念される。

透明性及び合理性を欠くリポート類は廃止していく必要があるが、リポート類を支払う酒類業者が、こうした点を踏まえた自主基準を策定するなどして取組を促進していくことは、酒類の公正な取引環境の整備を進める観点から有効である。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

国税庁は、酒類取引の実態把握に努め、公正取引委員会と連携して酒類の公正な取引が図られるよう以下のとおり対応することとする。

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

- (1) 市場に影響を与える取引を行っている酒類業者に対する重点的な取引状況等実態調査の実施
取引状況等実態調査は、過去における取引状況等実態調査の事績、各種資料情報等を検討した結果、酒類に関する公正な取引の在り方に照らして問題があると疑われ、かつ、市場に影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者に対して重点的に実施する。

なお、関連する事業場が広範にある酒類業者に対する調査は、関係国税局が連携して実施する。

また、調査の結果、改善すべき事項が調査を受けた酒類業者の全部又は大部分の事業場に及ぶ場合は、本店に対して総括的な指導を行い、公正取引に向けた全社的な取組を促す。

(注) 取引状況等実態調査の実施に当たっては、事前通知を行い、調査の趣旨について「酒類業組合法第 86 条の 3 に基づく酒類の公正な取引に関する基準の内容を含む酒類に関する公正な取引の在り方が遵守されているかどうかを判断するために同法第 91 条の質問検査権を行って実施するものである。」旨を説明する。

(2) フォローアップ調査の実施

個別に改善指導等を行った酒類業者については、フォローアップ調査を実施する。相当期間経過後においても改善が認められない場合は、必要に応じ調査対象者への酒類納入業者に対し臨場するなど、更に深度ある調査を実施して、改善できなかった理由の解明等を行い、改善に向けた更なる指導等必要な措置を講ずる。

(3) 取引状況等実態調査の実施状況の公表

取引状況等実態調査によって把握した問題取引とその指導実績については、可能な限り具体的に公表し、他の酒類業者において同様の取引が行われないよう啓発する。

2 取引基準との関係

取引状況等実態調査を実施した結果、第 1 の「酒類に関する公正な取引の在り方」に則していないと認められる取引を把握した場合には、改善指導を実施する。

さらに、当該取引が取引基準を遵守していないと思料される場合には、「酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて（法令解釈通達）」を踏まえ、所要の調査を実施する。

当該調査の結果、取引基準を遵守していないと認められる場合には、酒類業組合法第 86 条の 3 《公正な取引の基準》第 4 項の規定に基づく指示を検討し、指示には至らない場合であっても、今後も同様の行為が行われると取引基準に違反するおそれがある場合の改善指導は、特に厳重に行うこととし、厳重に改善指導を行った酒類業者については、指示を行った酒類業者と同様にフォローアップ調査及び問題取引とその指導実績の公表を優先的に実施する。

3 独占禁止法違反等への対応

(1) 国税局長による公正取引委員会への報告

国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の長は、取引状況等実態調査の実施等により、酒類業者の取引に関し、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会（地方事務所等を含む。以下同じ。）に対し、酒類業組合法第 94 条《公正取引委員会との関係》第 4 項の規定に基づく報告を行い、適当な措置をとるべきことを求める。

(2) 酒類業者、業界団体、消費者団体等からの通報への対応

イ 酒類の取引に関し、酒類業者、業界団体、消費者団体等から、酒類取引の在り方に則していない疑いのある事例、又は取引基準を遵守していない疑いのある事例について通報があった場合は、取引状況等実態調査を実施するなど適切に対応する。

ロ 酒類業者、業界団体、消費者団体等から、独占禁止法に違反する疑いのある事例について、例えば、「独占禁止法の不当廉売に該当するのではないか。」と相談があった場合は、必要に応じ、同法第 45 条《違反事実の報告・探知》に基づく公正取引委員会への報告手続について説明する。

(注) 独占禁止法に違反する疑いのある事例に係る相談のうち、独占禁止法違反被疑事実に関係する事業者には雇用されている労働者（当該事業者を派遣先とする派遣労働者を含む。）

からのものである場合は、必要に応じ、公正取引委員会の「公益通報者保護法」（平成 16 年法律第 122 号）の通報受付窓口を教示する。

(3) 排除措置命令等を受けた者への対応

排除措置命令又は警告など酒類業者に係る独占禁止法違反等の事実が公正取引委員会から公表された場合において、その違反等の行為が酒類取引の在り方に則していないと認められるときは、必要に応じ酒税保全の観点から関係酒類業者に対し酒類取引の在り方に則した取引を行うよう的確に指導するほか、取引基準を遵守していないと認められるときは、酒類業組合法第 86 条の 3 《公正な取引の基準》第 4 項の規定に基づく指示を行うなど適切に対応する。

4 質問検査権

取引状況等実態調査の実施に関し、酒類業者（調査対象者以外の酒類業者を含む。）及び当該酒類業者の持株会社や取引のある金融機関、運送業者、料理飲食店など、その事業に関して関係のある事業者に対して、酒類業組合法第 91 条《質問検査権》の規定に基づき、必要な事項について報告を求めるなど、適切に対応する。

5 公正取引委員会との連携等

国税庁は、公正取引委員会とあらゆる機会を通じて、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題について協議・情報共有を行う。

また、国税局と公正取引委員会においては、それぞれ連絡担当者を設けて相互の連絡体制を確保し、緊密な連携を図る。この場合、国税局においては、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題についての情報を一元的に管理する「公正取引担当者」を配置するものとし、公正取引委員会との連携強化及び取引状況等実態調査の充実に図る。

32 酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 令和 6 事務年度分（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）

1 調査・指導の目的

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、平成 4 事務年度から酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

この調査により、「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）又は「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）に従っていない取引等が認められた場合には、基準又は指針を遵守すべき旨の指示や改善指導を行うなどして、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

2 調査の概要

(1) 調査の実施状況

令和 6 年 7 月から翌年 6 月までの令和 6 事務年度においては、広告などの情報から基準や指針に従っていない取引等を行っている可能性があると考えられた酒類業者に対して、取引等の実態を把握するための調査を 96 件実施しました。

なお、調査は、市場に大きな影響を与える取引等を行っていると考えられる酒類業者を優先的に選定しました。

このほか、調査を実施した酒類業者が行っていた取引のうち、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の不正な取引方法に該当する事実があると考えられる取引については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

(2) 調査結果

96 件の調査の結果、基準や指針に従っていない問題取引等が 89 件認められました。

89 件の処分等の内訳は次のとおりです。

- | | |
|--------|------|
| ① 指示 | 3 件 |
| ② 厳重指導 | 10 件 |
| ③ 指導 | 76 件 |

上記①の 3 件は、正当な理由なく仕入価格に販売費・一般管理費等を加えた総販売原価を下回る価格で継続して販売し、かつ、自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引と認められたため、基準に基づく指示を行いました。

上記②の 10 件は、直ちに指示には至りませんでしたが、今後も同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるため、厳重に改善の指導を行いました。

更に、上記③の 76 件は、指針で示している 4 つのルールの内、いずれか又はその複数を違反していたものです。

なお、4つのルールは次のとおりです。

【指針で示す4つのルール】

ルール1 「合理的な価格の設定」

ルール2 「取引先等の公正な取扱い」

ルール3 「公正な取引条件の設定」

ルール4 「透明かつ合理的なリベート類」

これら指針のルールに従っていない取引を行っていた酒類業者に対しては、指針の趣旨を説明し、指針のルールに従った取引を行うよう改善の指導を行いました。

表1 「基準」又は「指針」に基づき指示・指導をした件数

調査対象者の業態等	調査件数	内			
		指示件数	嚴重指導の件数	指導件数	違反なし件数
小売業者	72	2	6	59	5
卸売業者	20	1	3	14	2
製造業者	4	0	1	3	0
合計	96	3	10	76	7

(注) 複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に2販売場以上の調査を行った場合であっても1件と数えている。

【照会文書の取組について】

国税庁では、令和5事務年度から、酒類業者に対する公正取引基準の周知・啓発のほか、自社の価格設定等が基準や指針に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を実施しています。

照会文書は、酒類の販売数量規模が大きい地域に販売場が所在する等、市場に与える影響を考慮した上で、酒類業者を選定して発送しています。

また、本取組において、基準や指針に従っていない取引等を行っている可能性がある酒類業者を把握した際には、必要に応じて取引状況等実態調査を実施する等、適切に対応していくこととしており、令和6事務年度は全国で2,984場の販売場に対して照会文書を発送しました。

表2 「指針」に基づき改善を指導した違反態様別の数

調査対象者の業態等	「ルール1違反」	「ルール2違反」	「ルール3違反」	「ルール4違反」
	合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
小売業者	59	0	0	0
卸売業者	14	2	0	1
製造業者	3	2	0	2
合計	76	4	0	3

(注) 表2では、1回の調査で複数のルール違反があった場合、ルール違反ごとに1と数えているため、表2の違反の総合計数と表1の調査件数の合計数は一致しない。

33 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例

指示事例 1 【金沢国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒、焼酎及び RTD※を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

※ RTD … 「READY TO DRINK」の略。

一般的に、缶チューハイ等の栓を開けてすぐに飲むことができるアルコール飲料を指す。

指示事例 2 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	リベートの支払者から、販売価格の算定上控除した値引きの額である旨が書面等により伝達されていないリベートを仕入に係る値引きとして総販売原価を算定し、販売価格を設定していた。 当該リベートは、総販売原価の算定上、仕入に係る値引きとして控除できる要件を満たしていないため、当該リベートを除外し改めて総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指 示 事 例 3 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違 反 状 況	ビールを総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

34 「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして
「厳重指導」を行った主な事例

指導事例 1 【関東信越国税局】	
業 態	小売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	総販売原価の費用配賦において、店舗責任者の人件費を、酒類を購入した客数比で配賦する等、合理的とは認められない方法を採用して販売管理費率を算出していた。その上で、競合他社の販売価格を参考に、販売価格を設定していた。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 2 【東京国税局】	
業 態	製造業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	清酒、焼酎を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	総販売原価の算定の基となる原材料費等の金額に、現在の実態を反映していない過去の実績額を用いる等、合理的とは認められない方法を採用していた。 そのため、改めて総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていたほか、自社のリベートに関する基準で定めた金額を超過した支払いを行っていたこともあり、一部商品については製造原価割れ販売を行っていた事実が認められた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

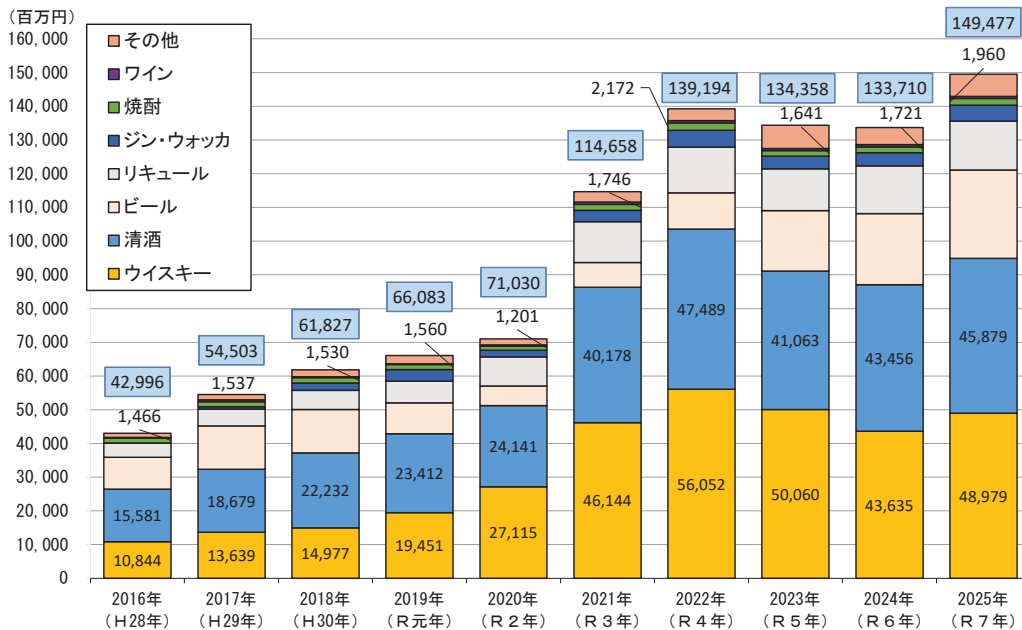
指導事例 3 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビールを総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	総販売原価の費用配賦において、配送拠点の従業員の人件費等を、商品の販売点数に占める酒類の販売点数比により配賦していたが、その算出根拠が明らかにされなかったため、合理的な配賦方法とは認められなかった。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 4 【広島国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

35 最近の日本産酒類の輸出動向について

(2026年2月作成)

- 2025年の輸出金額は1,495億円(対前年比+11.8%)となり、過去最高額を更新。
- ほぼすべての品目で前年比増となったほか、ビール、リキュールについては品目別でも過去最高額を更新。単月ベースでは、2024年8月から17か月連続で前年同月比増を達成。



○ 2025年の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額 (億円)	93.2	131.4	138.1	147.7	133.2	132.9	118.4	115.7	118.6	116.5	115.0	133.9	1,494.8
対前年比 (%)	+8.3	+26.3	+16.9	+15.9	+21.3	+8.6	+5.7	+10.9	+3.5	+3.3	+12.9	+8.4	+11.8

○ 品目別輸出金額

(単位: 百万円)

品目	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
ウイスキー	43,635	▲12.8%	48,979	+12.2%
清酒	43,456	+5.8%	45,879	+5.6%
ビール	21,045	+17.5%	26,265	+24.8%
リキュール	14,191	+14.1%	14,471	+2.0%
ジン・ウォッカ	3,912	+4.1%	4,750	+21.4%
焼酎	1,721	+4.8%	1,960	+13.9%
ワイン	643	+13.4%	603	▲6.2%
その他	5,109	▲26.3%	6,571	+28.6%
合計	133,710	▲0.5%	149,477	+11.8%

○ 輸出金額上位10か国・地域

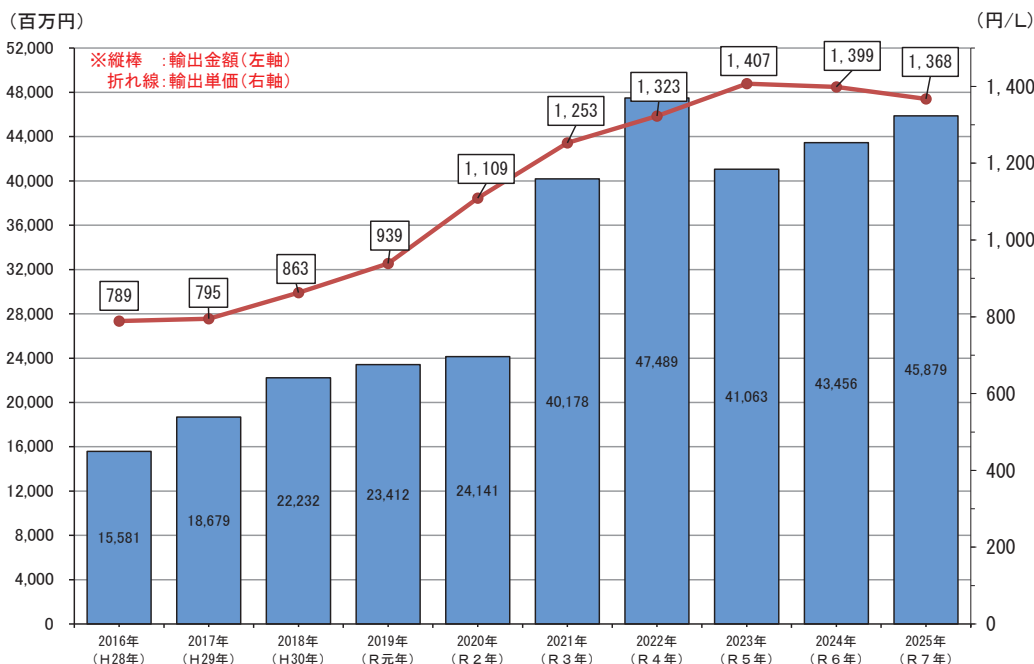
(単位: 百万円)

国・地域	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
中華人民共和国	24,471	▲23.9%	29,230	+19.4%
アメリカ合衆国	26,468	+11.6%	27,700	+4.7%
大韓民国	16,938	+18.7%	19,384	+14.4%
台湾	15,943	+18.0%	17,414	+9.2%
シンガポール	7,757	+0.8%	9,999	+28.9%
香港	10,313	+9.2%	9,295	▲9.9%
オランダ	7,780	+15.9%	7,476	▲3.9%
オーストラリア	4,371	▲33.6%	5,897	+34.9%
フランス	3,712	▲26.7%	4,876	+31.4%
カナダ	2,342	+36.0%	2,871	+22.6%
(参考) EU・英国	15,462	▲5.5%	16,600	+7.4%

出典: 財務省貿易統計

36 最近の清酒の輸出動向について

- 2025年の清酒の輸出金額は459億円(対前年比+5.6%)。
- 国別では中国、韓国への伸びが大きく増加した一方、米国、香港が減少した。



○ 2025年の清酒の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額 (億円)	24.6	41.5	42.2	44.2	39.3	36.4	34.6	34.8	38.4	38.2	39.7	44.9	458.8
対前年比 (%)	+6.1	+31.0	+4.1	+18.9	+8.9	+2.8	+2.2	+13.5	+0.4	▲0.9	+1.4	▲10.4	+5.6%

○ 輸出金額上位10か国・地域

(単位: 百万円)

国・地域	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
中華人民共和国	11,671	▲6.2%	13,304	+14.0%
アメリカ合衆国	11,442	+25.9%	11,045	▲3.5%
香港	5,117	▲15.1%	4,824	▲5.7%
大韓民国	3,743	+28.9%	4,395	+17.4%
台湾	2,670	▲0.3%	2,698	+1.1%
シンガポール	1,484	▲1.7%	1,504	+1.4%
カナダ	1,041	+37.9%	1,312	+26.0%
オーストラリア	782	+21.4%	844	+7.9%
フランス	552	+13.0%	628	+13.8%
英国	637	+17.2%	617	▲3.2%
(参考) EU・英国	2,721	+16.2%	2,909	+6.9%

○ 輸出単価上位10か国・地域

(単位: 円/L、百万円)

国・地域	輸出単価 (2025年)	輸出金額 (2025年)
マカオ	3,058	177
香港	2,376	4,824
シンガポール	2,190	1,504
中華人民共和国	1,998	13,304
アラブ首長国連邦	1,763	145
英国	1,432	617
アメリカ合衆国	1,431	11,045
フランス	1,348	628
オーストラリア	1,290	844
ベトナム	1,260	471
(参考) EU・英国	954	2,909

(注) 輸出金額上位20か国・地域のうち、輸出単価上位10か国・地域

出典: 財務省貿易統計

37 各酒類の主な輸出先(2025年)

単位:百万円

ウイスキー				清酒				ビール				リキュール				ジン・ウォッカ				焼酎				ワイン			
順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率	順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率	順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率	順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率	順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率	順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率	順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率
1	アメリカ 合衆国	10,997	+12.7%	1	中華人民 共和国	13,304	+14.0%	1	大韓民国	10,723	+26.4%	1	台湾	5,451	+3.5%	1	アメリカ 合衆国	1,570	+11.9%	1	中華人民 共和国	541	+18.3%	1	香港	124	▲4.2%
2	中華人民 共和国	7,168	+8.2%	2	アメリカ 合衆国	11,045	▲3.5%	2	中華人民 共和国	5,789	+53.4%	2	アメリカ 合衆国	1,522	▲4.8%	2	オランダ	754	+19.9%	2	アメリカ 合衆国	467	+6.8%	2	台湾	105	▲20.9%
3	シンガ ポール	6,566	+49.9%	3	香港	4,824	▲5.7%	3	台湾	4,083	+11.8%	3	中華人民 共和国	1,433	+19.9%	3	オースト ラリア	590	+14.9%	3	大韓民国	249	+23.0%	3	シンガ ポール	71	+38.0%
4	オランダ	6,136	▲7.2%	4	大韓民国	4,395	+17.4%	4	アメリカ 合衆国	1,182	+9.0%	4	香港	1,226	▲4.8%	4	シンガ ポール	492	+70.4%	4	台湾	138	+12.5%	4	アメリカ 合衆国	48	▲36.4%
5	フランス	3,635	+38.6%	5	台湾	2,698	+1.1%	5	香港	933	▲3.6%	5	大韓民国	1,217	▲30.3%	5	フランス	285	▲6.0%	5	香港	98	+29.5%	5	中華人民 共和国	42	▲40.1%
6	台湾	2,901	+14.3%	6	シンガ ポール	1,504	+1.4%	6	オースト ラリア	907	+11.4%	6	オースト ラリア	823	+53.3%	6	インド	208	+252.8%	6	オースト ラリア	75	+76.2%	6	タイ	39	+58.0%
7	大韓民国	2,500	+3.5%	7	カナダ	1,312	+26.0%	7	モンゴル	722	+137.2%	7	ベトナム	505	+107.9%	7	ドイツ	151	+39.0%	7	ベトナム	71	+14.5%	7	フランス	37	+74.8%
8	オースト ラリア	2,082	+64.5%	8	オースト ラリア	844	+7.9%	8	シンガ ポール	609	▲14.1%	8	シンガ ポール	440	▲19.7%	8	英国	119	▲3.4%	8	シンガ ポール	67	▲24.4%	8	英国	23	+27.8%
9	香港	1,162	▲41.3%	9	フランス	628	+13.8%	9	カンボジア	383	+115.4%	9	マレーシア	307	+25.3%	9	台湾	94	+22.1%	9	タイ	59	+14.2%	9	デンマーク	14	-
10	ベトナム	1,075	+31.9%	10	英国	617	▲3.2%	10	カナダ	213	+29.1%	10	タイ	248	▲21.3%	10	カナダ	79	+47.2%	10	マレーシア	42	+31.5%	10	カナダ	13	+52.8%
—	(参考) EU・英国	10,989	+6.3%	—	(参考) EU・英国	2,909	+6.9%	—	(参考) EU・英国	122	▲23.1%	—	(参考) EU・英国	650	+14.4%	—	(参考) EU・英国	1,411	+13.7%	—	(参考) EU・英国	43	▲8.7%	—	(参考) EU・英国	100	+27.0%
輸出合計		48,979	+12.2%	輸出合計		45,879	+5.6%	輸出合計		26,265	+24.8%	輸出合計		14,471	+2.0%	輸出合計		4,750	+21.4%	輸出合計		1,960	+13.9%	輸出合計		603	▲6.2%

出典:財務省貿易統計

38 主な輸出先の輸出金額(2025年)

出典:財務省貿易統計

単位:百万円

順位	国・地域	金額	対前年 同期 増減率	シェア	内訳															
					ウイスキー		清酒		ビール		リキュール		ジン・ウォッカ		焼酎		ワイン		その他	
						対前年 同期 増減率		対前年 同期 増減率		対前年 同期 増減率		対前年 同期 増減率		対前年 同期 増減率		対前年 同期 増減率		対前年 同期 増減率		対前年 同期 増減率
1	中華人民共和国	29,230	+19.4%	19.6%	7,168	+8.2%	13,304	+14.0%	5,789	+53.4%	1,433	+19.9%	58	+2.5%	541	+18.3%	42	▲40.1%	893	+43.4%
2	アメリカ合衆国	27,700	+4.7%	18.5%	10,997	+12.7%	11,045	▲3.5%	1,182	+9.0%	1,522	▲4.8%	1,570	+11.9%	467	+6.8%	48	▲36.4%	868	+30.4%
3	大韓民国	19,384	+14.4%	13.0%	2,500	+3.5%	4,395	+17.4%	10,723	+26.4%	1,217	▲30.3%	32	+133.0%	249	+23.0%	13	+80.7%	255	▲21.3%
4	台湾	17,414	+9.2%	11.6%	2,901	+14.3%	2,698	+1.1%	4,083	+11.8%	5,451	+3.5%	94	+22.1%	138	+12.5%	105	▲20.9%	1,945	+30.9%
5	シンガポール	9,999	+28.9%	6.7%	6,566	+49.9%	1,504	+1.4%	609	▲14.1%	440	▲19.7%	492	+70.4%	67	▲24.4%	71	+38.0%	251	+20.0%
6	香港	9,295	▲9.9%	6.2%	1,162	▲41.3%	4,824	▲5.7%	933	▲3.6%	1,226	▲4.8%	28	▲22.5%	98	+29.5%	124	▲4.2%	900	+25.5%
7	オランダ	7,476	▲3.9%	5.0%	6,136	▲7.2%	405	+11.0%	9	▲43.0%	86	▲6.7%	754	+19.9%	7	+36.7%	11	▲38.3%	66	+58.6%
8	オーストラリア	5,897	+34.9%	3.9%	2,082	+64.5%	844	+7.9%	907	+11.4%	823	+53.3%	590	+14.9%	75	+76.2%	7	▲40.4%	569	+41.0%
9	フランス	4,876	+31.4%	3.3%	3,635	+38.6%	628	+13.8%	25	▲8.5%	158	+50.1%	285	▲6.0%	9	+20.1%	37	+74.8%	98	+35.6%
10	カナダ	2,871	+22.6%	1.9%	924	+10.4%	1,312	+26.0%	213	+29.1%	210	+3.1%	79	+47.2%	38	+397.4%	13	+52.8%	82	+219.0%
－	その他	15,336	+12.6%	10.3%	4,906	+6.7%	4,920	+7.2%	1,790	+32.7%	1,904	+18.4%	769	+42.7%	270	▲1.1%	132	+12.5%	644	+19.0%
	(参考) EU・英国	16,600	+7.4%	11.1%	10,989	+6.3%	2,909	+6.9%	122	▲23.1%	650	+14.4%	1,411	+13.7%	43	▲8.7%	100	+27.0%	375	+21.8%
輸出金額		149,477	+11.8%	100.0%	48,979	+12.2%	45,879	+5.6%	26,265	+24.8%	14,471	+2.0%	4,750	+21.4%	1,960	+13.9%	603	▲6.2%	6,571	+28.6%

39 酒類事業者向け補助金

○ 酒類業振興支援事業費補助金(15.0億円)

令和7年度補正予算:9.0億円
令和8年度予算:6.0億円

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とする。

過去の実施状況

予算区分	補助金名	予算額	応募件数	採択件数
令和7年度予算	酒類業振興支援事業費補助金	6.0億円	532件	240件
令和6年度補正予算	酒類業振興支援事業費補助金	7.0億円		
令和6年度予算	酒類業振興支援事業費補助金	6.0億円	319件	133件
令和5年度補正予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	250件	111件
令和5年度予算	新市場開拓支援事業費補助金	6.0億円	270件	155件
令和4年度第2次補正予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	189件	103件
令和4年度予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	160件	105件
令和3年度補正予算	新市場開拓支援事業費補助金	8.0億円	313件	222件
令和3年度予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	7.0億円	230件	109件
令和2年度第3次補正予算	酒類業構造転換支援事業費補助金	6.0億円	451件	156件

※採択件数には採択辞退者を含む

40 海外販路開拓支援事業 令和7年度 海外大規模展示会への出展支援

酒類事業者の海外販路開拓・拡大を支援するため、海外で開催される大規模展示会に出展し、国内酒類事業者に商品プロモーションや商談の場を提供。

実施内容

- ・ジャパンパビリオン（日本産酒類プロモーションブース）を設置し、酒類事業者が海外バイヤーへの商品プロモーションや商談を実施。ジャパンパビリオンにはバーコーナーを設置し、バーテンダーによる日本産酒類を使ったカクテル訴求を実施。
- ・海外バイヤー向けにプロモーションセミナーを実施し、日本産酒類の特徴や魅力等を説明。

開催時期		地域	展示会名
令和7年	5月	英国・ロンドン	London Wine Fair 2025
	6月	韓国・ソウル	Seoul International Wines & Spirits 2025
	7月	タイ・バンコク	Pub & Bar Asia 2025
	9月	豪州・シドニー	Fine Food Australia 2025
	9月	米国・マイアミ	Americas Food & Beverages Show & Conference
	10月	ドイツ・ベルリン	Bar Convent Berlin 2025
	11月	インド・ムンバイ	ProWine Mumbai 2025
	12月	韓国・釜山	Busan International Wines & Spirits Expo 2025
	2月	米国・ラスベガス	WSWA Access LIVE 2026
令和8年	3月	ベルギー・コルトレイク	Tavola 2026
	3月	スペイン・バルセロナ	Alimentaria



ジャパンパビリオン（BCB Berlin 2025）

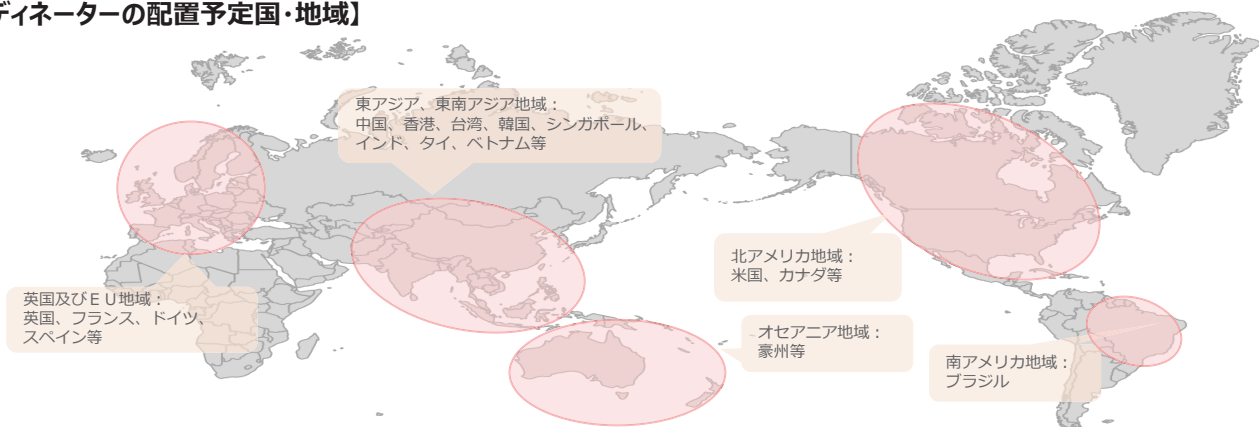


セミナーの様子（Busan International Wines & Spirits Expo 2025）

令和7年度 酒類輸出コーディネーター事業

海外における日本産酒類の販路拡大を支援するため、様々な国・地域に配置した「酒類輸出コーディネーター」が商談会などの業務を企画・実施することにより、日本産酒類の更なる輸出促進を図ります。

【コーディネーターの配置予定国・地域】



【コーディネーターの主な業務内容】

ビジネスマッチング（商談会）			その他
海外現地対面型	オンライン型	海外現地レストラン関係者向け	情報発信（セミナー）
日本の酒類事業者と海外現地バイヤーとの商談会を、海外現地において実施（見本市等出展支援を含む）。	日本の酒類事業者と海外現地バイヤーとの商談会を、オンラインミーティングツールを活用して実施。	海外現地レストラン等関係者（飲食関係全般・小売等を含む）向けに、日本産酒類の理解促進や取扱いに有益な情報を提供しつつ、現地酒類流通事業者との商談会を実施。	海外現地の市場動向等、販路開拓に有益な情報を日本国内向けに発信（セミナー動画）。また、海外現地においても日本産酒類に関するセミナーを実施。

令和7年度 酒類輸出コーディネーター事業の実施状況

令和7年度は世界18か国・地域に酒類輸出コーディネーターを配置。酒類事業者の海外販路開拓支援や日本産酒類の認知度向上に向け、商談会やプロモーションセミナーなどを企画・実施した。

海外現地対面型商談会

開催日 令和7年6月24日（大連市）、26日（北京市）



中国（大連市、北京市）で日本の酒類事業者と海外バイヤーとの商談会を実施

大連市及び北京市のホテルにおいて、現地JETROと協力して日本の酒類事業者と現地バイヤーとの商談会を実施。酒類輸出コーディネーターは現地バイヤーの招へいやプロモーションセミナー、酒類事業者の商談支援等、商談会全般の企画・運営を実施。
日本の酒類事業者は日本産酒類輸出促進コンソーシアムで募集し、それぞれ20者が参加（別途、JETROで募集した事業者も参加）

ジャパン・ハウスを活用した日本産酒類の情報発信

開催日 令和7年9月26日



ブラジル（サンパウロ）のレストラン等関係者に対し日本産酒類のセミナーを実施

ジャパン・ハウス サンパウロにおいて、現地レストラン等（レストラン・小売店等）関係者向けに、ペアリングセミナーを実施し、日本産酒類の特徴や料理とのペアリング、接客時の紹介方法等について説明。また、セミナー後に来場者と現地流通事業者との商談会を実施。

令和7年度 海外バイヤー招聘事業

日本産酒類の取扱いに関心のある海外バイヤーを日本に招聘し、酒蔵視察を通じて製造方法や背景にある歴史・ストーリー等を訴求することで、取扱意向の向上を図るとともに、酒蔵への商談機会を提供し販路開拓を支援。
令和7年度は13か国・地域から計16名の海外バイヤーを九州・沖縄などに招聘。



酒蔵視察

九州・沖縄などにある清酒、焼酎、泡盛の酒蔵を視察。酒蔵の担当者から直接、製造工程やこだわり、酒蔵や地域の歴史などの説明を行った。

視察時は海外バイヤーから酒蔵の担当者に対して多くの質問がなされ、日本産酒類への理解を深めた。



商談会・意見交換会

来日前に海外バイヤーと酒蔵との事前マッチングを行った上で、計142件の商談を行った。

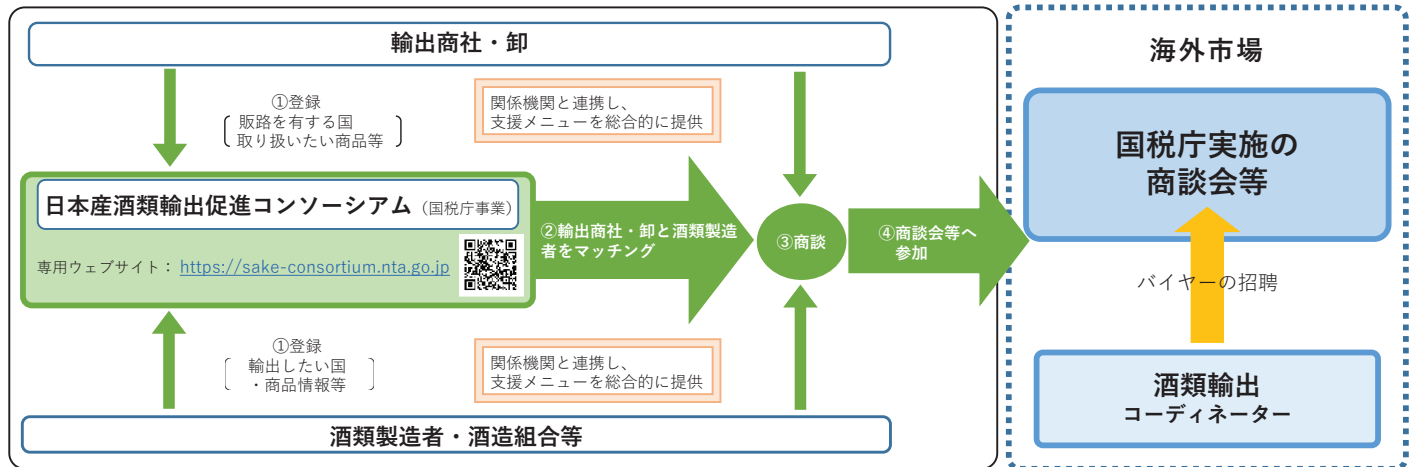
商談会後の意見交換会では、各国・地域の商習慣や酒類の嗜好等について情報交換を行うなど、参加酒蔵と海外バイヤーがコミュニケーションを深めた。

令和7年度 日本産酒類輸出促進コンソーシアム

輸出促進に向けた環境整備の観点から、国内の「酒類製造者」と「輸出卸・商社」等が参加する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、専門家セミナーの開催、事業者間マッチング、海外商談会・展示会の参加募集、等の支援を行う。

(令和8年3月末時点)

	酒類製造者・酒造組合	輸出商社・卸	その他（自治体等）	総計
コンソーシアム登録事業者数	1,339	584	345	2,268



コンソーシアムでの提供サービス例

輸出関連セミナー等の開催情報

海外の市場動向や、輸出の際のポイント等に関するセミナーを定期的に開催



商品の情報発信・検索機能

マッチング希望の有無を表示し、商品の特徴や輸出の条件等を登録・検索可能（発信範囲は事業者ごとに設定）



専門家の支援

酒類の輸出専門家（国内・国外に在住）が、個別相談に対応。また、希望により国内マッチング(商談)に同席



マッチング支援

専用ウェブサイト内で、個別に商談を実施したい事業者に対しマッチングの機会を提供



41 国際的プロモーション事業 令和7年度 海外における沖縄県産酒類プロモーション

泡盛など沖縄県産酒類の更なる輸出拡大を目的に、令和6年度に続き、ポーランドへの販路拡大や認知度向上に向け酒類展示会への出展支援やレストラン等でのキャンペーンを実施。

酒類展示会「Whisky Live Warsaw 2025」への出展

令和7年10月に沖縄県の酒類製造者等7者がポーランドの酒類展示会へ出展した。また、泡盛の知見が深い日本人バーテンダーがバーコーナーやセミナーで出品者の商品を使った泡盛カクテルを提供し、泡盛の歴史や文化、魅力を訴求した。

参加バイヤーからは、泡盛の原料や蒸留方法についての質問があったほか、泡盛特有のきのこ様の香り（マッシュルーム）についても好意的であった。また、「40度以上にも関わらず、刺激感が少なく女性にも受入れやすい」「豚料理などの脂身の多い料理に合いやすい」「新しい発見を感じさせる酒」などの感想があった。



レストラン、バー等における泡盛提供キャンペーン

令和6年度事業や令和7年度の展示会を通じた現地酒類関係者とのコネクションを活用し、レストラン、バー等において泡盛のカクテルプロモーションを実施した。

10店舗において3週間のプロモーションを2回実施し、来店客へ泡盛やカクテルが提供された。プロモーション参加店舗からは、「ウイスキーに代わる選択肢になりうる」等、今後の取扱いについて前向きな意見が寄せられた。



国際的プロモーション事業 令和7年度 海外の日本産酒類専門家招聘

目的

海外の酒類専門家を日本産酒類の酒蔵に招聘し、日本産酒類の強みや弱み、評価軸、外国人が価値を見出すポイント等を調査させ、調査結果を踏まえて効果的なPR方法等について提案させることで、酒類製造者のプロモーション能力の向上等を通じた日本産酒類の更なる輸出拡大を図る。

日本酒

- 日時 : 令和8年2月3日～2月6日
- 招聘者 : 米国、フランス、豪州に居住する日本酒の専門家
- 訪問地 : 熊本県、佐賀県
- 事業内容 :
 - ・ 日本酒の酒蔵7者を訪問し、各酒蔵の製造工程の特徴や製造された日本酒、地域の気候風土との結びつき等に関するPR内容を踏まえ、専門家がヒアリング調査を実施。
 - ・ 調査結果を基に、日本酒に関心を有する外国人に向けた効果的なPR方法等について提案。



焼酎・泡盛

- 日時 : 令和8年1月20日～1月23日
- 招聘者 : 米国、英国、香港に居住する蒸留酒の専門家
- 訪問地 : 沖縄県、鹿児島県
- 事業内容 :
 - ・ 沖縄県の泡盛の酒蔵3者、鹿児島県の焼酎の酒蔵3者を訪問し、各酒蔵の製造工程の特徴や製造された焼酎・泡盛、地域の気候風土との結びつき等に関するPR内容を踏まえ、専門家がヒアリング調査を実施。
 - ・ 調査結果を基に、焼酎・泡盛に関心を有する外国人に向けた効果的なPR方法等について提案。



42 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

制度概要

○ 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等の免税購入対象者に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。

○ 令和8年4月1日における許可件数は131件。

※令和7年度税制改正により、輸出酒類販売場制度は、訪日外国人旅行者等の出国時に免税対象酒類の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、免税販売の成立後に免税店から免税購入対象者に対して酒税相当額を返金するリファンド方式に改正されました。この改正は、令和8年11月1日から施行されます。

(許可要件)

- ・ 過去3年以内に輸出酒類販売場の許可の取消しを受けた者でないこと
- ・ 消費税の輸出物品販売場の許可を受けた製造場であること 等



訪日外国人旅行者等

酒 類 製 造 者

輸 出 酒 類 販 売 場

(対象酒類)

- ・ 製造免許を受けた酒類と同一品目
- ・ 製造者が自ら製造した酒類
- ・ 消費税が免税される酒類(計5千円以上50万円以下)



酒 類 製 造 場



消費税＋酒税

免税

(購入時の手続等)

- ・ 旅券等の提示・情報提供
- ・ 輸出免税の対象酒類は、消費税輸出物品販売場制度と同様の包装

移 出



(出国時の手続等)

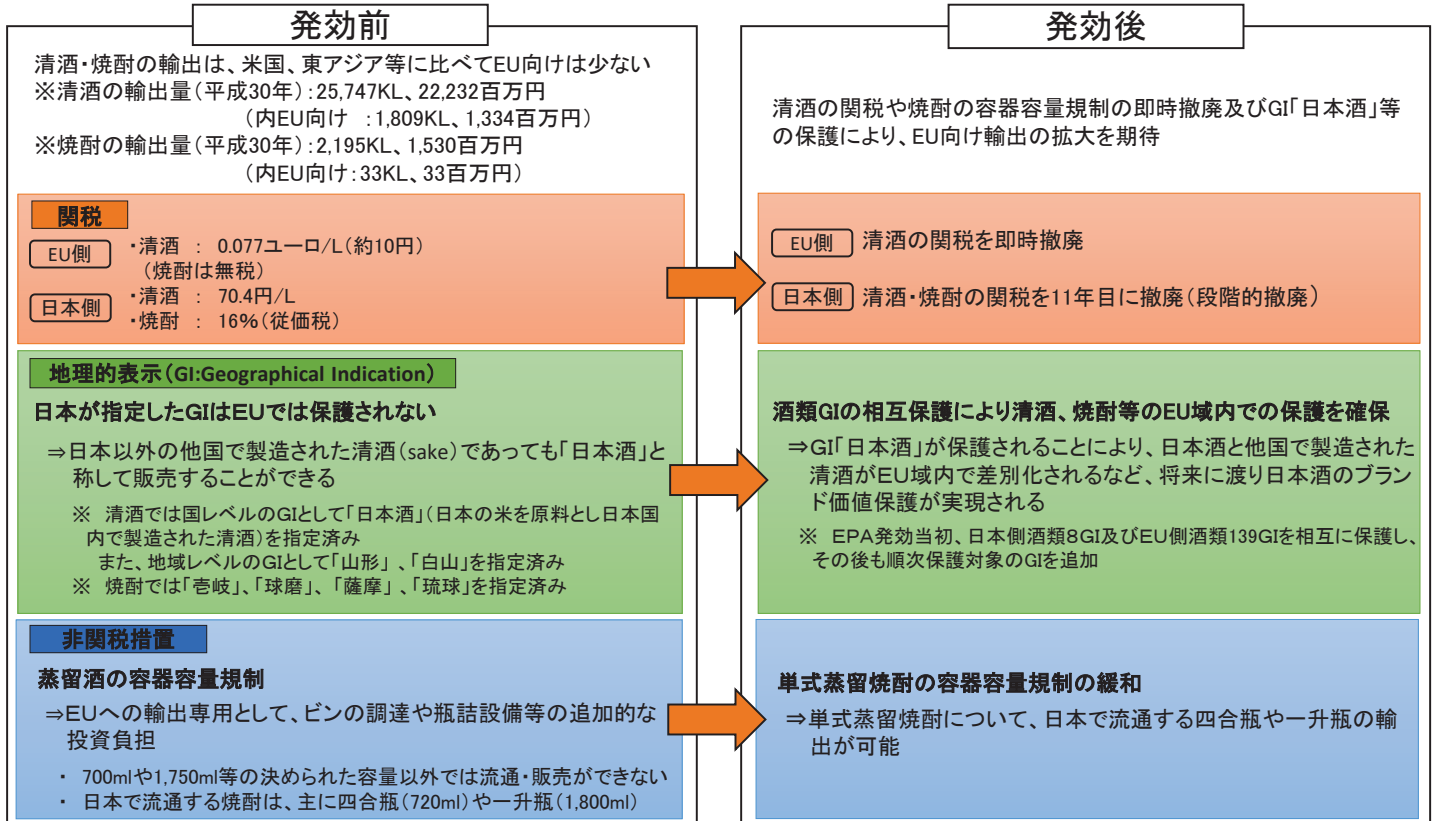
- ・ 税関で旅券等の提示
- ・ 包装を未開封のまま出国

43 日EU経済連携協定（EPA）の概要

日EU・EPA（清酒・焼酎）

【平成31年2月1日発効】

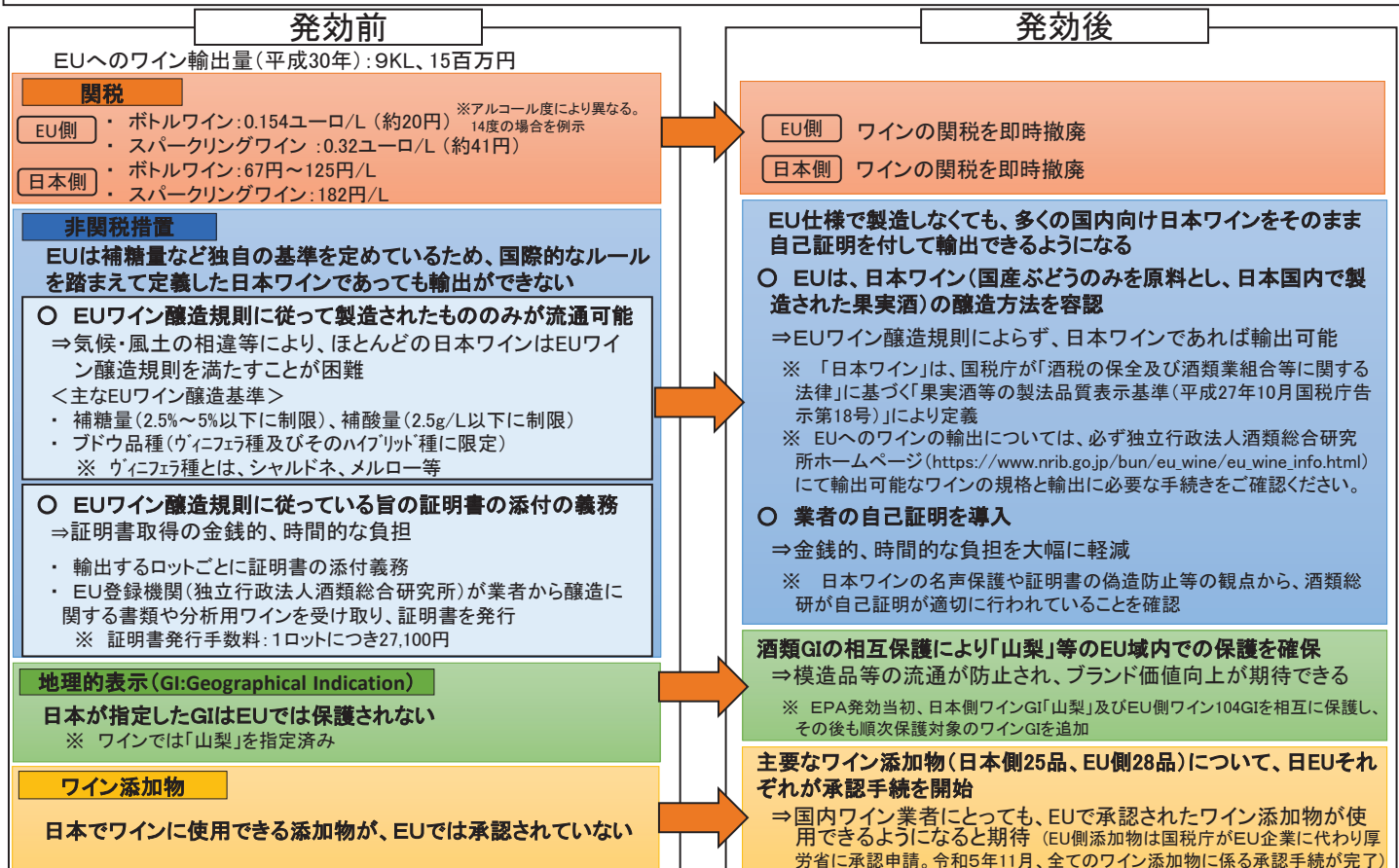
EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎（泡盛を含む）の競争力を高め、新たな市場を確保



日EU・EPA（ワイン）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保



44 日米貿易協定：酒類の合意概要

令和2年1月1日
発 効

【日本側】

- ✓ ワインについての関税撤廃は、TPPと同内容。

(注)TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税(2025年4月～無税)。

- ✓ ワイン以外の酒類(清酒、焼酎等)は譲許せず。

(注)TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

【米国側】

米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。

- ✓ 日本での伝統的な四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

米国の容量規制の改正により、米国内で流通可能な容量に、日本が要望していた以下の容量が追加。
ワイン: 180ml、300ml、360ml、550ml、720ml、1.8L(令和7年1月10日施行)。
蒸留酒: 700ml、720ml、900ml、1.8L(令和2年12月29日施行)。

- ✓ 米国での日本産酒類の10表示^(注)の保護に向けた検討手続を進める。

(注) 国税庁長官が指定した地理的表示: ぶどう酒(山梨、北海道)、蒸留酒(香、球磨、琉球、薩摩)、清酒(日本酒、白山、山形、灘五郷)

「山梨」「北海道」「日本酒」の3表示については、米国が適正な表示を確保していることを確認。

- ✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。
- ✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。

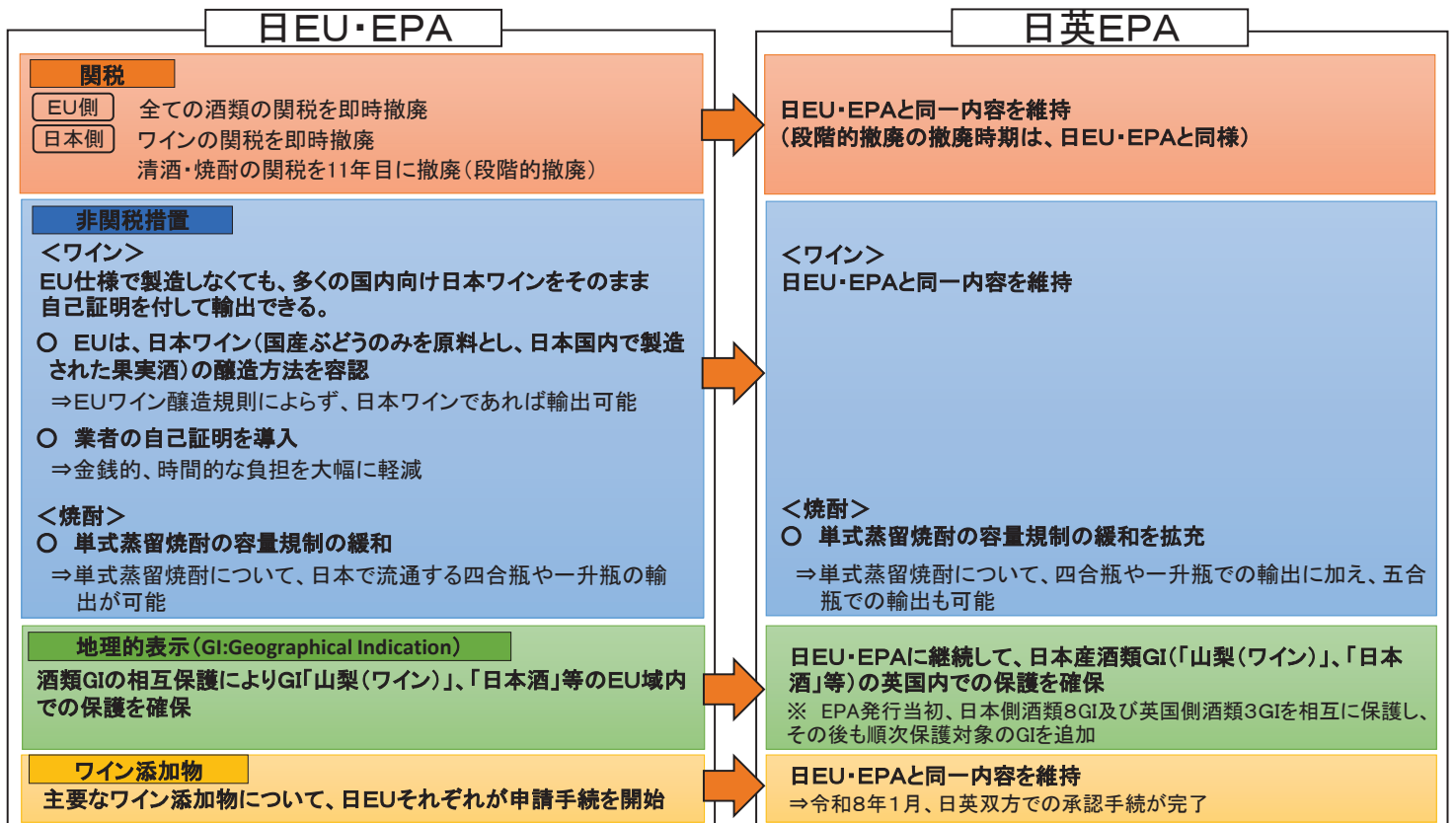
ニューヨーク州及びカリフォルニア州の料飲店において、ワイン免許で24度以下の焼酎を提供できるようになった(ニューヨーク州: 令和4年6月30日施行、カリフォルニア州: 令和5年10月10日施行)。

45 日英EPAの概要

日英EPA(ワイン、清酒、焼酎)

【令和3年1月1日発効】

英国関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類GIの保護について日EU・EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制の緩和を拡充



46 RCEP:酒類の合意概要

令和4年1月1日
発 効

我が国がこれまでEPAを締結していない中国・韓国との間で清酒をはじめとする日本産酒類の関税撤廃を獲得。

日本産酒類の中国・韓国へのアクセス

主な品名	中国		韓国	
	現在の関税率	合意内容	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税	30%	20年目撤廃
ボトルワイン	14%	11年目撤廃	15%	10～15年目撤廃
清酒	40%	21年目撤廃	15%	15年目撤廃
ウイスキー	5%	11年目撤廃 (注1)	20%	10～15年目撤廃
焼酎	10%	21年目撤廃	30%	20年目撤廃

(注1) 交渉時の関税率である10%から段階的に削減し、11年目に撤廃

RCEP参加国の日本へのアクセス

主な品名	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税
ボトルワイン	15%又は 従量税(注2)	16年目撤廃
紹興酒/マッコリ	42.4円/L	21年目撤廃
ウイスキー	無税	無税
白酒/ソジュ	16%	21年目撤廃

(注2) ボトルワインの関税率は、15%又は125円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/Lを下回る場合は67円/L

47 日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的造り」がユネスコ無形文化遺産に登録

○登録無形文化財登録

- 令和3年12月 「伝統的造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

○登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバウこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

○保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門(こにし しんうえもん)

○ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

- 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
- 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合
- 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表
- 令和6年12月 ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定

○「伝統的造り」に関する各種周知広報事業

- 国内外における「伝統的造り」シンポジウムの開催のほか、ALT等向けの酒蔵見学ツアーを開催する等、様々な周知広報事業を実施



(国内でのシンポジウムの模様)

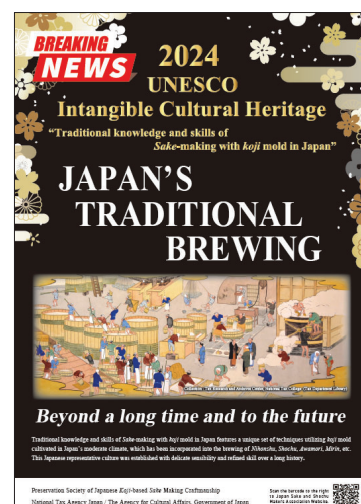


(ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様)



(海外でのシンポジウムの模様)

※ALT：小中学校等の外国語指導助手



48 国税庁による技術支援①

製造技術基盤の強化

酒類製造者からの技術相談



臨場による相談

製造者のところに臨場し、現場における技術的課題を把握し、解決策を提案



面談等による相談

製造者が有する技術的課題について、面談等による相談に応じ、解決策を提案



成分分析

成分分析により、酒類の特徴や問題点を把握し、結果を製造者に提供



品質評価（きき酒）

品質評価により、製造及び品質管理上の技術的課題を把握し、結果を製造者に提供

酒類鑑評会



品質審査

地域特性にも配慮した品質審査会を実施し、技術的課題を明確化



出品酒の展示

製造者が出品酒をきき酒し、トレンドや技術的課題に気付きをを得る場を提供



技術講演会

技術講演会を開催し、製造者の技術力の強化を図る



品質評価会・成分分析

製品の品質評価及び成分分析を通じ、製造者の技術力の強化を図る

国税庁による技術支援②

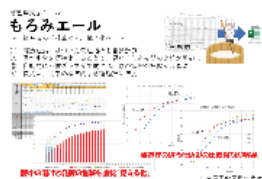
先端技術の普及

技術講習会・講話会



講師派遣

酒造組合主催の講習会等で技術情報や先端技術を周知



技術資料の配布

品質向上に資する技術資料を作成し、製造者に配布

技術者の育成

醸造研修

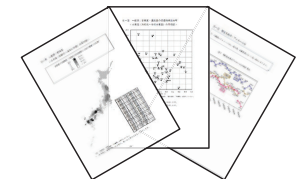


講師派遣

酒類総研等主催の酒類醸造講習等に講師を派遣し、醸造技術者を養成

技術情報の発信

全国市販酒類調査



技術的な基礎データを公表

流通する市販酒類を買上げ、品質評価や成分分析を実施し、結果を国税庁HPIに公表

酒類の品質及び安全性の向上

地理的表示品質審査会



審査員派遣

地理的表示審査会に審査員を派遣し、ブランド化を支援

国際規制への対応



技術指導

メタノールなどの国際規制に対応するための技術指導を実施

各種法令への対応



食品安全関連の情報周知

リーフレット配布、相談対応等により、製造者の法令遵守を支援

関係機関との連携

全国指導機関合同会議



指導機関間の技術情報の共有

全国の指導機関・酒類総研と技術的課題を共有し、解決を図る

49 酒類総合研究所による技術支援①

酒類醸造講習による技術者の育成

- 酒造技術や経営に係る知識の習得、最新の研究成果の紹介を実施
- 清酒、本格焼酎・泡盛、ビール、ワインの各コースを各業界団体と共催で実施
- 官能評価セミナーを実施
- 受講希望者の多い業界からの要望を受け、ビール、ワインについては短期コースも追加



製麹実習(清酒コース)

鑑評会等による業界支援

- 全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会では、日本酒造組合中央会との共催で実施し、技術力の研鑽に寄与
- 酒類の品質及び酒造技術の向上に資するため、出品酒の分析値等を出品者に通知し、製造技術研究会において出品酒を公開



全国新酒鑑評会審査



製造技術研究会

輸出酒類に関する分析等

- 国税局と協力して、輸出先国から求められる酒類の放射性物質の分析を実施
- 台湾への輸出酒類の分析・証明書を発行
- 日EU・EPA等の発効を受け、EU等向け日本ワインの証明、自己証明業者の承認業務を実施

酒類に関する知識・魅力の発信

- 国内外の消費者向けに広報誌を発行するとともに、海外向け動画コンテンツ等を作成
- 酒類に関する知識・魅力を伝えるメルマガを配信
- 酒類の商品知識や品質管理に関する研修に講師を派遣



海外のコンクール・教育機関等への協力

- 全米日本酒飲評会(審査委員長)、International Wine Challenge (IWC)、Australian Sake Award等の海外のコンクールへ審査員を派遣
- 教育機関等への協力
日本酒に関する国外の専門家を養成するためのプログラム等に協力

酒類総合研究所による技術支援②

清酒の品質劣化の防止に資する研究



【施策の概要】

清酒は温度による影響を受けやすいため、輸出時等に品質を維持して流通させることが難しい。
劣化臭の原因物質を生産しにくい酵母の実用化や温度変化の影響の解析をもとに、品質を維持しつつ輸送する方法(常温、冷蔵等)を検討する。

流通・製造双方から劣化防止のための方法を開発

清酒の長期熟成による影響を解明する研究



【施策の概要】

長期熟成による経年変化により、どのような成分が長期熟成酒の特性を生み出すか解明する。
また、熟成環境の異なる長期熟成酒の成分分析により、熟成方法による成分の違いを解析する。

長期熟成の品質への効果を明らかにし、ブランド化につなげる

日本産蒸留酒の特徴を解明する研究



【施策の概要】

日本の焼酎等の香味を分析し、その特徴を明らかにしてブランド価値向上に貢献することで、世界の蒸留酒の中で日本産蒸留酒というジャンルの確立に寄与する。

蒸留酒として国際的なジャンル確立に寄与

日本酒及び日本ワインに関する研究



気象等データ

原料米・ブドウ

清酒・ワイン成分

地域性・テロワール形成に向けた解析

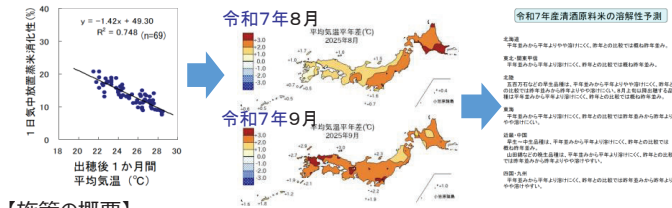
【施策の概要】

原料米、原料ブドウの気候条件及び地域性と原料の醸造特性、日本酒・日本ワインの成分の関連性について解析する。

地域性・テロワール形成のための技術基盤確立を図る

酒類総合研究所による技術支援③～原料米についての取組～

原料米の溶解性に関する取組

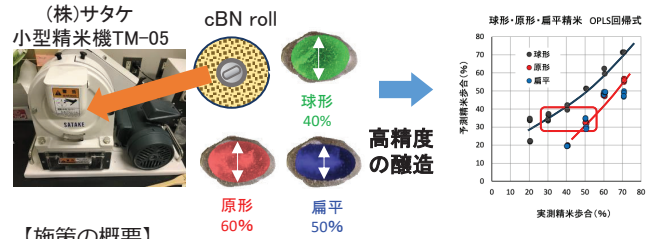


【施策の概要】

原料米の溶解性は、清酒製造のうえで最も重要なパラメータの一つである。これまでの研究で、イネの登熟期の気温と原料米の溶解性に関連があることを明らかにしている。そこで、各地の気温から酒米の溶解性について予測を行い、本格的な醸造期前に情報を提供している。

原料米の特性に関する技術情報の提供

原料米の白米形状と清酒の特性に関する研究



【施策の概要】

精米において、白米の形状（球形、原形、扁平白米）は清酒の品質に大きな影響を及ぼすことを明らかにした。従来の精米方法による35%球形白米と、50%原形・扁平白米は同等の酒質となることを明らかにした。

精米技術による酒質の向上と原料米の有効利用に貢献

政府備蓄米による試験醸造

酒類総合研究所職員15名による官能評価		
総合評価 (1点～5点)	古米臭 (1点はない、5点は強く感じる)	コメント
2.5	1.1	酸味しっかり、適度なふくらみ、強い味わいと香りのバランスが良い、など

結果と考察

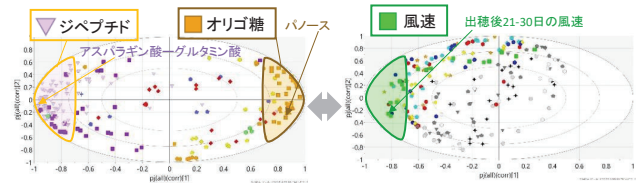
- 精米担当の所感として、精米前期に通常の玄米を精米する際と異なる匂いを感じましたが、精米が進むにつれて感じられなくなり、70%白米ではほとんど感じませんでした。
- 通常の純米酒造を想定して酒質を設計し、標準的な醸造法により製造したところ、酸味設計どおりの醸成感となりました。
- 酸度が少し高くなりましたが、仕込規模が小さいことが要因だと推測されます。
- 官能評価の結果、古米臭も含めて、香りと味に大きな支障の指摘はなく、酒質上の問題は認められませんでした。

【施策の概要】

政府備蓄米を用いて、一般的な製造方法により純米酒の試験醸造を実施。精米することで古米臭が大きく低減し、得られた清酒の品質は問題ないことを確認した。

政府備蓄米の醸造適性に関する情報提供

原料米産地（気象）と原料米の特性に関する研究



清酒メタボロームのローディングプロット

【施策の概要】

原料米産地の気候条件と醸造特性、清酒成分との関連について解析する。

地域性形成のための技術基盤確立を図る

50 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

令和 8 年 5 月
国 税 庁

国税庁では、東日本大震災の発生以降、平成 23 年度より放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施しており、令和 8 年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

これらの施策は、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから実施するものです。

- 1 調査対象地域^(注)に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します（酒類等安全確認調査）。

(注) 調査対象地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和 8 年 3 月 30 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている福島県とします。

（資料）令和 8 年度酒類等安全確認調査の実施について

- 2 例年実施している全国市販酒類調査において、放射性物質に関する分析を実施します。

- 3 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課主任鑑定官）において技術相談に応じます。

（参考情報）

独立行政法人酒類総合研究所では、輸出用酒類について放射性物質の分析を実施しているほか、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施しています。

令和 8 年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、令和 8 年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

1 調査の方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

（参考）食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg

※ 酒類については食品衛生法上、一般食品の基準値が適用されます。

2 試料

酒類製造者の同意を得て提供いただいた、出荷前の酒類及び醸造用水各 1 点を用います。

3 対象製造場

福島県の全製造場を対象とします。

（参考）上記地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和 8 年 3 月 30 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている検査対象自治体に当たります。

4 調査結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は、取りまとめた上で、国税庁ホームページにおいて公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも提供します。

51 酒類業に対する活性化支援

中小企業者が多くを占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

国税庁の支援策

中小企業支援施策等情報の提供

中小企業支援施策（融資制度、補助金等）に関する様々な情報を随時提供しています。

活性化支援研修会等の開催

中小企業診断士などの専門家等を講師とした各種研修会を開催しています。

経営革新計画等の作成支援

中小企業等経営強化法に定める経営革新計画及び農商工等連携促進法に定める農商工等連携事業計画等の作成に対して助言等を通じて支援しています（各事業計画の概要については以下のとおり）。

- ・経営革新計画

中小企業者等が単独又は共同して新商品や新役務の開発や提供等の新たな事業活動を通じて、相当程度の経営の改善を図る計画

- ・農商工等連携事業計画

中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む計画

52 独立行政法人酒類総合研究所の概要

(名 称) 独立行政法人酒類総合研究所 (ホームページ: <https://www.nrib.go.jp/>)

(所在地) 〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3 丁目 7 番 1 号 TEL 082-420-0800(代表)

(目 的) 独立行政法人酒類総合研究所法 (平成 11 年法律第 164 号) に基づき、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

(沿 革) 明治 37 年、酒類の製造技術を科学的に研究する機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和 24 年国税庁の開庁を機に「国税庁醸造試験所」に改組されました。平成 7 年には、「国の行政組織等の移転について」(昭和 63 年閣議決定) により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。平成 13 年 4 月 1 日より独立行政法人となっています。

独立行政法人酒類総合研究所の政策体系図

国 税 庁 の 任 務

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現。

酒類業の健全な発達

主に産業振興の観点から酒類行政の基本的方向性を定め、酒類業の振興及びコンプライアンスの確保に取り組む。

主 な 政 府 方 針 等

酒類製造者の技術基盤の強化

➢ 地方創生2.0基本構想 (令和 7 年 6 月13日 閣議決定)

農林水産物・食品の輸出促進

➢ 食料・農業・農村基本計画 (令和 7 年 4 月11日 閣議決定)
➢ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 (令和 7 年 5 月30日 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議改訂)

科学技術の活用・研究データ基盤整備

➢ 科学技術・イノベーション基本計画 (令和 3 年 3 月26日 閣議決定)
➢ 統合イノベーション戦略2025 (令和 7 年 6 月6日 閣議決定)

酒造技術の伝承

➢ 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録 (令和 6 年12月)

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標 (令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの 5 年間)

1 酒類業の振興のための取組

日本産酒類の競争力強化等

・日本産酒類の特長を解明し、高付加価値化や多様化に資する研究
・AIを活用した高度な分析基盤構築を目指した研究
・輸出環境整備のための輸出酒類等の分析・証明事務 等

酒類製造の技術基盤の強化

・「伝統的酒造り」の要件となる醸造用微生物や、酒類の原料・成分等に関する基盤的研究
・近年の気候変動が酒類原料の醸造特性に与える影響に関する研究
・各地域の取組支援 等

酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

・「伝統的酒造り」に関する酒造技術の伝承や人材育成を目的とした酒類醸造講習及び鑑評会の実施
・海外の酒類教育機関等への協力 等

酒類の品質及び安全性の確保

・酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
・酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
・業界団体等主催の品質評価会等の支援 等

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の適正課税及び適正表示の確保

・国税庁から依頼された高度な分析・鑑定業務の受託
・分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究 等

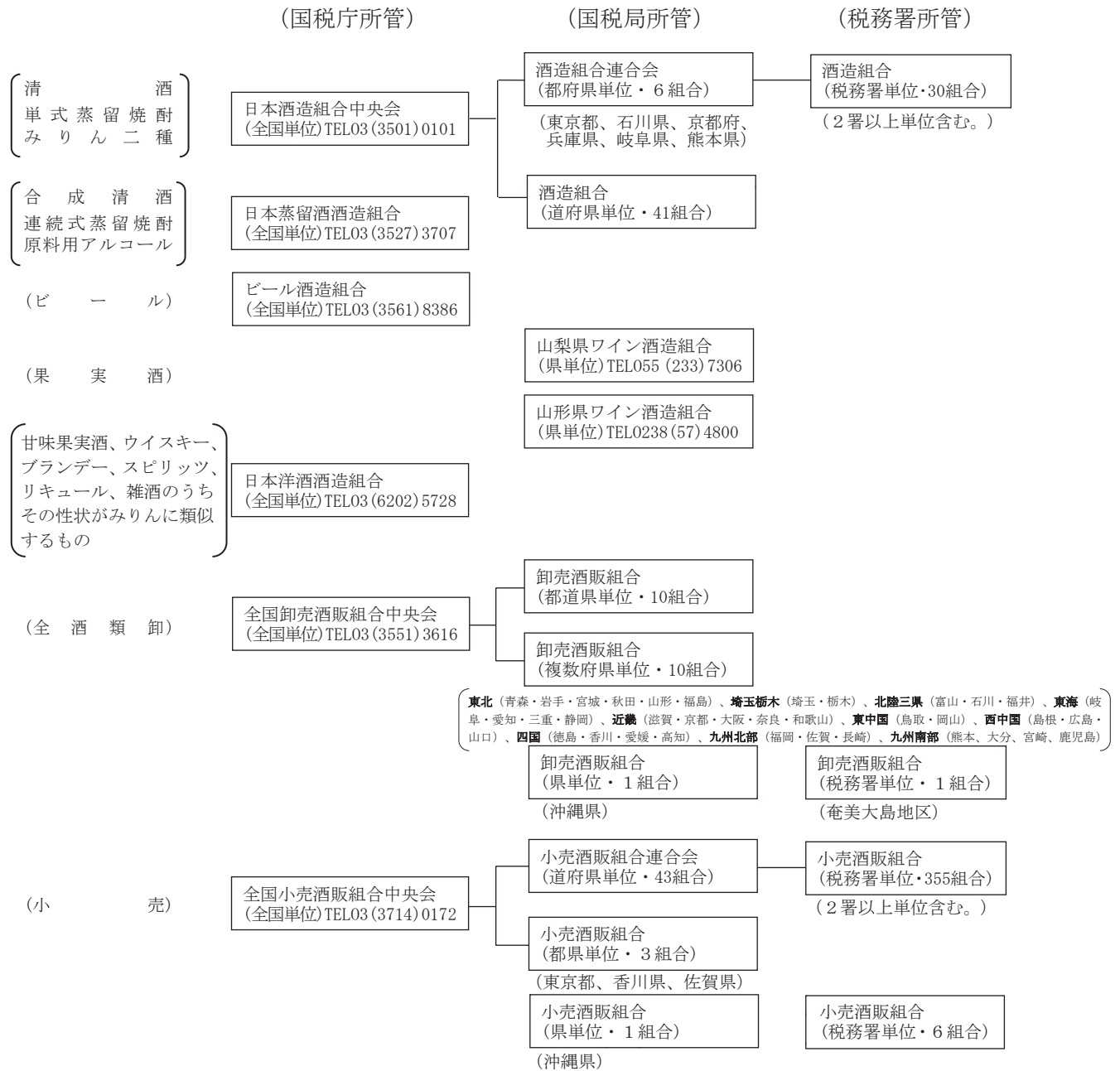
3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

・酒類に関する正しい知識・魅力の情報発信やアウトリーチ活動
・関係機関と連携したオープンサイエンスの推進 等

53 酒類業組合等構成図表

(1) 酒類業組合法に基づく組合



(2) 主な任意団体等

(みりん一種)	全 国 味 淋 協 会 (全国単位) TEL03 (3527) 3707	(果実酒)	北 海 道 ワ イ ナ リ ー 協 会 (道単位) TEL0134 (64) 5581
(みりん二種)	全 国 本 み り ん 協 議 会 (全国単位) TEL052 (451) 8211	(果実酒)	長 野 県 ワ イ ン 協 会 (県単位) TEL026 (229) 6775
(ビール等)	一般社団法人全国地ビール醸造者協議会 (全国単位) TEL080 (7624) 6774	(果実酒)	北 陸 ワ イ ナ リ ー 協 会 (北陸地区) TEL076 (469) 4539
(果実酒)	日 本 ワ イ ナ リ ー 協 会 (全国単位) TEL03 (6202) 5728	(果実酒)	大 阪 ワ イ ナ リ ー 協 会 (府単位) TEL06 (6624) 8555
(洋酒輸入)	日 本 洋 酒 輸 入 協 会 (全国単位) TEL03 (6667) 0502		
(業務用卸)	全 国 酒 類 業 務 用 卸 連 合 会 (全国単位) TEL03 (3661) 3055		

(令和8年3月現在)

54 国税庁の使命

使命： 納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

○ 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表(令和8年4月1日現在)

【国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署】

局・所名	郵便番号	所在地	電話番号	酒類業調整官 派遣先税務署
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011	札幌北、旭川中
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111	青森、盛岡、仙台北、 秋田南、山形、福島
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	水戸、宇都宮、前橋、 熊谷、浦和、新潟、 長野
東京国税局	104-8449	中央区築地5丁目3番1号	03-3542-2111	千葉東、神田、豊島、 横浜中、甲府
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山、金沢、福井
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜北、静岡、 名古屋中、津
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	鳥取、松江、岡山東、 広島東、山口
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島、高松、松山、 高知
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	佐賀、長崎
熊本国税局	860-8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	大分、宮崎、鹿児島
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	—

【酒類指導官設置税務署】（令和８年４月１日現在）

【札幌国税局管内】

全 81 署

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河	001-0031	札幌市北区北31条西7丁目3番1号	011-707-5111
函館	八雲、江差	040-0014	函館市中島町37番1号	0138-31-3171
旭川中	旭川東、北見、網走、留萌、稚内、紋別、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-90-1451
釧路	帯広、根室、十勝池田	085-8515	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-31-5100

【仙台国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、大船渡、水沢、花巻、久慈、一関、釜石、二戸	020-8677	盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原	980-8402	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	022-222-8121
古川	気仙沼、築館、佐沼	989-6185	大崎市古川旭6丁目2番15号	0229-22-1711
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121
山形	米沢、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町1番23号	023-622-1611
鶴岡	酒田	997-0035	鶴岡市馬場町2番12号 鶴岡第2地方合同庁舎	0235-22-1401
福島	相馬、二本松	960-8620	福島市森合町16番6号	024-534-3121
会津若松	喜多方、田島	965-8686	会津若松市城前1番82号	0242-27-4311
郡山	いわき、白河、須賀川	963-8655	郡山市堂前町20番11号	024-932-2041

【関東信越国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4211
土浦	古河、下館、竜ヶ崎	300-8601	土浦市城北町4番15号	029-822-1100
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和2丁目1番7号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-5400
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡	951-8685	新潟市中央区西大畑町5191番地	025-229-2151
長岡	三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市千歳1丁目3番88号 長岡地方合同庁舎	0258-35-2070
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町608番地の2	026-234-0111
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、木曽	390-8710	松本市城西2丁目1番20号	0263-32-2790

【東京国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	260-8577	千葉市中央区祐光 1 丁目 1 番 1 号	043-225-6811
松戸	市川、船橋、柏	271-8533	松戸市小根本53番地の 3	047-363-1171
成田	銚子、佐原、東金	286-8501	成田市加良部 1 丁目15番地	0476-28-5151
神田	麹町、日本橋、京橋、四谷、新宿、小石川、本郷、中野、杉並、荻窪	101-8464	千代田区神田錦町 3 丁目 3 番地	03-4574-5596
品川	芝、麻布、荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷	108-8622	港区高輪 3 丁目13番22号	03-3443-4171
浅草	東京上野、本所、向島、江東西、江東東、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南	111-8602	台東区蔵前 2 丁目 8 番12号	03-3862-7111
豊島	王子、荒川、板橋、練馬東、練馬西	171-8521	豊島区西池袋 3 丁目33番22号	03-3984-2171
立川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	190-8565	立川市緑町 4 番地の 2 立川地方合同庁舎	042-523-1181
横浜中	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	231-8550	横浜市中区新港 1 丁目 6 番 1 号 よこはま新港合同庁舎	045-651-1321
川崎北	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	213-8503	川崎市高津区久本 2 丁目 4 番 3 号	044-852-3221
厚木	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	243-8577	厚木市水引 1 丁目10番 7 号	046-221-3261
甲府	山梨、大月、鰍沢	400-8584	甲府市丸の内 1 丁目 1 番18号 甲府合同庁舎	055-254-6105

【金沢国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内 1 丁目 5 番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念 3 丁目 4 番 1 号 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山 1 丁目 1 番54号 福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町 1 丁目 4 番地	058-262-6131
静岡	清水、沼津、熱海、三島、島田、富士、藤枝、下田	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
浜松西	浜松東、磐田、掛川	430-8585	浜松市中央区中央 1 丁目12番 4 号 浜松合同庁舎	053-555-7111
名古屋中村	名古屋西、中川、一宮、半田、津島	453-8686	名古屋市中村区太閤 3 丁目 4 番 1 号	052-451-1441
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧	460-8522	名古屋市中区三の丸 3 丁目 3 番 2 号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
熱田	豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城	456-8711	名古屋市熱田区花表町 7 番17号	052-881-1541
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋 2 丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津	520-8510	大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎	077-524-1111
上京	左京、中京、東山、下京、右京、園部	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171
伏見	宇治	612-0084	京都市伏見区鑓屋町	075-641-5111
福知山	舞鶴、宮津、峰山、豊岡、和田山、柏原	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
東	大阪福島、西淀川、東成、旭、城東、東淀川、北、大淀、枚方、門真	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6942-1101
南	西、港、天王寺、浪速、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881
堺	岸和田、泉大津、泉佐野	590-8550	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-238-5551
茨木	豊能、吹田	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131
東大阪	八尾、富田林	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001
神戸	兵庫、長田、須磨、洲本	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161
姫路	相生、龍野	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	079-282-1135
明石	加古川、西脇、三木、社	673-8555	明石市市田町1丁目12番1号	078-921-2261
西宮	灘、尼崎、芦屋、伊丹	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	640-8520	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-424-2131

【広島国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第1地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、瀬戸、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、呉、三次、庄原、廿日市、海田、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
西条	竹原、三原、尾道、福山、府中	739-8615	東広島市西条昭和町16番8号	082-422-2191
山口	下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340

【高松国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、池田	770-0847	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、伊野	780-0061	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123

【福岡国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
博多	門司、若松、小倉、八幡、 香椎、福岡、西福岡、直方、 飯塚、田川、行橋、筑紫、 苓岐、厳原	812-8706	福岡市東区馬出 1 丁目 8 番 1 号	092-641-8131
久留米	大牟田、甘木、八女、大川	830-8688	久留米市諏訪野町2401の10	0942-32-4461
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、 平戸	850-8678	長崎市松が枝町 6 番26号	095-822-4231

【熊本国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
熊本西	熊本東、八代、人吉、玉名、 天草、山鹿、菊池、宇土、 阿蘇	860-8624	熊本市西区春日 2 丁目10番 1 号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181
大分	別府、中津、日田、佐伯、 臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西 1 丁目 1 番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、 高鍋	880-8666	宮崎市広島 1 丁目10番 1 号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、出水、指宿、 種子島、知覧、伊集院、 加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田 1 丁目24番 4 号	099-255-8111
大島	—	894-8677	奄美市名瀬長浜町 1 番 1 号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321

【沖縄国税事務所管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
那覇	宮古島、石垣、北那覇、 名護、沖縄	900-8543	那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

○ e-Tax 利用可能手続一覧（申請・届出）酒税関係

（令和 8 年 3 月末現在）

手続名	帳票名
酒類製造免許申請	酒類製造免許申請書
	酒母の 1 仕込製造方法
	__の 1 仕込製造方法
	__のろみ 1 仕込製造方法
	果実酒・甘味果実酒の 1 仕込製造方法
	ビール・発泡酒の 1 仕込製造方法
	__の 1 仕込製造方法（その他の酒類）
	1 分界又は 1 かまの蒸留方法
酒類の販売業免許申請	酒類販売業免許申請書
酒類蔵置場の設置許可申請	酒類蔵置場設置許可申請書
酒類製造業又は販売業の相続申告	【酒類・酒母・ろみ】【製造業・販売業】相続申告書
酒類・酒母・ろみ製造場の移転許可申請	【酒類・酒母・ろみ】製造場移転許可申請書
酒類販売場の移転許可申請	酒類販売場移転許可申請書
酒類・酒母・ろみ製造免許取消申請	【酒類・酒母・ろみ】製造免許取消申請書
酒類販売業・販売代理（媒介）業免許取消申請	酒類販売業・販売代理（媒介）業免許取消申請書
酒類蔵置場の廃止届出	酒類蔵置場廃止届出書
酒税の更正の請求	酒税更正請求書
	酒税更正請求書次葉（総括表）
	酒税更正請求書次葉（その__）（令和 4 年 12 月 31 日前課税期間終了分）
	酒税更正請求書次葉（その__）（令和 4 年 12 月 31 日以後課税期間終了分）
被災酒類の確認書交付申請	被災酒類の確認書交付申請書
	被災酒類損失補てん明細書
未納税移出承認申請	未納税移出承認申請書
未納税移入明細書の提出期限延長の承認申請	未納税移出酒類移入明細書提出期限延長承認申請書
未納税移出・引取・輸出免税酒類の亡失証明書の交付申請	未納税移出・未納税引取・輸出免税酒類亡失証明書交付申請書
未納税移入先承認申請	未納税移入先承認申請書
未納税移入申告書の提出省略承認申請	未納税移入申告書提出省略承認申請書
未納税移入申告	未納税移入申告書
	未納税移出酒類移入明細書
未納税移入先不適用届出	未納税移入先不適用届出書
未納税移入申告書提出省略承認不適用届出	未納税移入申告書提出省略承認不適用届出書
未納税移入明細書の提出期限延長の届出	未納税移出酒類移入明細書提出期限延長届出書

手続名	帳票名
酒税の納期限延長申請	酒税の納期限延長申請書
保存酒類の変換承認申請	保存酒類変換承認申請書
酒類の保存のためアルコール等を加えることの承認申請	酒類の保存のためアルコール等を加えることの承認申請書
原料用酒類の移出承認申請	原料用酒類移出承認申請書
酒母又はもろみの処分又は移出の承認申請	【酒母・もろみ】【移出・処分】承認申請書
果実酒・甘味果実酒原料用もろみの移出承認申請	__月分果実酒・甘味果実酒原料用もろみの移出承認申請書
	別紙
酒母の移出承認の申請	酒母の移出承認申請書
酒類の製造・移出等承認申請	酒類の製造・移出等承認申請書
販売場を設けていない酒類販売業者の住所移転申告	異動申告書
酒類、酒母、もろみ製造休止(異動)申告	【酒類・酒母・もろみ】【製造・販売業】【休止・開始】(異動)申告書
酒類、酒母、もろみ製造設備申告	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(液面計又は流量計の明細)
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(容器の容量の測定事績の明細)
税務署長の命令による酒類、酒母、もろみ製造設備申告	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(液面計又は流量計の明細)
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(容器の容量の測定事績の明細)
酒類等の製造方法の申告	酒類等の製造方法申告書
	酒母の1仕込製造方法
	__の1仕込製造方法
	__のもろみ1仕込製造方法
	果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法
	ビール・発泡酒の1仕込製造方法
	__の1仕込製造方法(その他の酒類)
酒類の製成及び移出の数量等申告	1分界又は1かまの蒸留方法
	酒類の製成及び移出の数量等申告書
酒類の移出数量明細書の提出	移出数量明細書

手続名	帳票名
酒税に係る異動申告	異動申告書
酒類蔵置所設置・廃止報告	酒類蔵置所設置・廃止報告書
	別紙 蔵置所を設置する/廃止した製造場又は販売場の 一覧
販売業の休止又は開始の申告	【酒類・酒母・もろみ】【製造・販売業】【休止・開 始】(異動)申告書
酒類、酒母、もろみ亡失・腐敗の届出	【酒類・酒母・もろみ】【亡失・腐敗】届出書
酒類の詰替えの届出	酒類の詰替え届出書
酒類の販売数量等報告	酒類の販売数量等報告書
酒類業組合(連合会、中央会)の協定変更認可の申 請	協定変更認可申請書(別紙様式第 9)
酒類の種類の容器への表示方法の届出	表示方法届出書(別紙様式第 11 の 2)
製造場等の所在地を表示する記号の届出	記号表示届出書(別紙様式第 11 の 3)
表示事項の一部省略又は異なる表示をする旨の承 認申請	表示事項省略(異なる表示の)承認申請書(別紙様式第 11 の 4)
酒類業組合(連合会、中央会)の解散に関する届出	酒類業組合(連合会、中央会)解散届出書(別紙様式第 13)
酒類業組合(連合会、中央会)の決算関係書類の提 出	決算関係書類提出書(別紙様式第 14)
異動事項を記載した書類の提出(酒類業組員等)	酒類業組合(連合会、中央会)の組員(会員)名簿異動 書(別紙様式第 15)
異動事項を記載した書類の提出(酒類業組合役員 等)	酒類業組合(連合会、中央会)役員等異動書(別紙様式第 15 の 2)
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実 施状況等報告	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実 施状況等報告書 1 面
	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実 施状況等報告書 2 面
	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実 施状況等報告書 3 面
	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実 施状況等報告書 4 面
中小企業等協同組合の役員変更の届出	中小企業等協同組合役員変更届書
中小企業等協同組合の定款変更認可の申請	中小企業等協同組合定款変更認可申請書
中小企業等協同組合の決算関係書類の提出	中小企業等協同組合決算関係書類提出書
商工組合(連合会)の役員改選の総会招集の承認申 請	総会招集承認申請書(様式第 1 の 10)[第 1 条の 10]
未納税引取の証明申請	未納税引取証明申請書

手続名	帳票名
	未納税引取酒類の移入時の容器別明細書(未納税引取証明申請書の付属書)
酒税の申告期限等の延長申請	酒税申告期限等延長申請書
酒税軽減対象製造場の確認事項の変更承認申請	酒税軽減対象製造場の確認事項変更承認申請書
差額課税に係る酒税納税申告書の提出期限延長承認申請	差額課税に係る酒税納税申告書提出期限延長承認申請書
酒類販売管理者の選任(解任)届出	酒類販売管理者選任(解任)届出書
期限付酒類小売業免許届出	期限付酒類小売業免許届出書
輸出酒類販売場許可申請	輸出酒類販売場許可申請書
輸出酒類販売場廃止届出	輸出酒類販売場廃止届出書
酒類販売【代理業・媒介業】免許申請	酒類販売【代理業・媒介業】免許申請書
輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出	輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書
輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の変更届出	輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の変更届出書
特例適用混和の開始・休止・終了申告	特例適用混和の開始・休止・終了申告書
酒母等の処分包括承認申請	酒母等の処分包括承認申請書
認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認申請	認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認申請書
認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認失効届出	認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認失効届出書
清酒の製造体験の内容及び事業計画の変更届出	清酒の製造体験の内容及び事業計画の変更届出書
酒母・もろみ移動届出	酒母・もろみ移動届出書
酒類製造業又は販売業の事業譲渡申告	【酒類・酒母・もろみ】【製造業・販売業】事業譲渡申告書

○ イメージデータで提出可能な手続一覧（申請・届出）酒税関係

（令和8年3月末現在）

手続名	帳票名
酒類の製造免許が取り消された場合等における必要行為継続申請書	必要行為継続申請書
酒母又はもろみの製造免許が取り消された場合における必要行為継続申請書	必要行為継続申請書
酒類販売業免許が取り消された場合における必要行為継続申請書	必要行為継続申請書
酒類の保存承認申請書	酒類の保存承認申請書
酒母又はもろみの製造免許申請書	【酒母・もろみ】製造免許申請書
戻入れ酒類の廃棄承認申請書	戻入れ酒類の廃棄承認申請書
酒税保全担保分割提供承認申請書	酒税保全担保分割提供承認申請書
酒類の販売先等報告書	酒類の販売先等報告書
酒類業組合の設立の認可	酒類業組合（連合会、中央会）設立認可申請書
合併の認可（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第54条第4項）	酒類業組合（連合会、中央会）合併認可申請書
清算中の総会の招集の承認（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第58条第2項）	酒類業組合（連合会、中央会）少数組合員（会員）総会招集承認申請書
総会の招集の承認（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第34条第9項）	酒類業組合（連合会、中央会）少数組合員（会員）総会招集承認申請書
定款の変更の認可（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第38条第3項）	酒類業組合（連合会、中央会）定款変更認可申請書
協定の設定及び変更の認可（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第43条第1項）	協定設定認可申請書
協定の設定及び変更の届出（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第43条第3項）	協定設定（変更）届出書
協定の廃止の届出（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第46条第2項）	協定廃止届出書
酒類業組合等の成立に関する届出	酒類業組合（連合会、中央会）成立届出書
組合の名称の特例の承認（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第6条第4項）	酒類業組合（連合会、中央会）名称例外承認申請書
組合の地区の特例の承認	酒類業組合特別地区承認申請書

手続名	帳票名
酒造組合の組合員の酒類の品目区分による資格の特例の承認申請	酒類業組合特別地区承認申請書
酒販組合の組合員の業態区分による資格の特例の承認	酒類業組合員資格承認申請書
連続式蒸留機の設置及び拡張の申請	連続式蒸留機の新設(拡張)の承認申請書
粉末酒の数量計算方法の承認申請	粉末酒の数量計算方法承認申請書
粉末酒の数量計算方法の変更届出	粉末酒の数量計算方法変更届出書
酒類の分割保存の承認申請	酒類分割保存承認申請書
酒税の担保の変更承認申請	酒税担保変更承認申請書
酒税の金銭担保の充当申出	酒税金銭担保充当申出書
指定製造場の相続等の届出	指定製造場相続等届出書
酒類販売管理研修の講師講習の実施報告	酒類販売管理研修の講師講習実施報告書
酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(コア講師講習)の提出	酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(コア講師講習)
酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(研修講師講習)の提出	酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(研修講師講習)
酒類販売管理研修実施計画の提出	酒類販売管理研修実施計画書
酒類販売管理研修の実施報告	酒類販売管理研修実施報告書
酒類販売管理研修受講者名簿の提出	酒類販売管理研修受講者名簿
酒類販売管理研修実施団体の異動報告	酒類販売管理研修実施団体異動報告書
異動申告書(特例適用混和用)	異動申告書(特例適用混和用)
輸出酒類販売場購入物品譲渡(譲受け)承認申請書	輸出酒類販売場購入物品譲渡(譲受け)承認申請書
酒税申告、申請等事務代理人届出書	酒税申告、申請等事務代理人届出書
国税申告手続(R2 年酒税の手持品課税)	手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書
国税申告手続(R5 年酒税の手持品課税)	手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書
酒税手持品課税対象証明申請	酒税手持品課税対象証明申請書

手続名	帳票名
戻入れ(移入)酒類の手持品課税済確認申請	戻入れ(移入)酒類の手持品課税済確認申請書
酒類業組合連合会及び中央会の設立の認可	酒類業組合(連合会、中央会)設立認可申請書
合併の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)合併認可申請書
清算中の総会の招集の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)少数組合員(会員)総会招集承認申請書
総会の招集の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)少数組合員(会員)総会招集承認申請書
定款の変更の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)定款変更認可申請書
協定の設定及び変更の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	協定設定認可申請書
協定の設定及び変更の届出(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	協定設定(変更)届出書
協定の廃止の届出(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	協定廃止届出書
事業計画等の変更の認可申請	事業計画等の変更の認可申請書
事業計画等の認可申請	事業計画等の認可申請書
事業報告書等の提出	事業報告書等の提出書
業務方法書の変更の認可申請	業務方法書の変更の認可申請書
業務方法書の認可申請	業務方法書の認可申請書
納付金を納付しない者に対する納付命令の申請	納付金を納付しない者に対する納付命令の申請書
特別の区域での連合会の組織の承認	酒造組合連合会(酒販組合連合会)特別地区承認申請書
組合の名称の特例の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)名称例外承認申請書
清酒製造業者の納付金の賦課の認可申請	清酒製造業者の納付金の賦課の認可申請書
特定単式蒸留焼酎製造業者の納付金の賦課の認可	特定単式蒸留焼酎製造業者の納付金の賦課の認可書
酒類業組合等の交付金の交付申請	交付金交付申請書
清酒製造業者の納付金の算定に係る審査請求	清酒製造業者の納付金の算定に係る審査請求書

手続名	帳票名
特定単式蒸留焼酎製造業者の納付金の算定に係る審査請求	特定単式蒸留焼酎製造業者の納付金の算定に係る審査請求書
酒類販売管理研修の実施団体の指定申請	酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書
酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請	酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書
申請書等の取下げ書(酒税関係)	申請等の取下げ申出書
酒類の加工証明申請書	酒類の加工証明申請書
酒類の加工証明申請書(別紙)	酒類の加工証明申請書
ビール等・ウイスキー用麦芽需給調査	需給表
ビール等・ウイスキー原料用麦芽関税割当申請限度内示書交付申請	ビール等ウイスキー原料用麦芽関税割当申請限度内示書交付申請書
蒸留酒原料用とうもろこしの需給調査	需給表
エチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書交付申請	エチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書交付申請書
清酒製造業近代化事業費等補助金交付申請	清酒製造業近代化事業費等補助金交付申請書
清酒製造業近代化事業費等補助事業計画変更等承認申請	清酒製造業近代化事業費等補助事業計画変更等承認申請書
清酒製造業近代化事業費等補助事業遅延等報告	清酒製造業近代化事業費等補助事業遅延等報告書
清酒製造業近代化事業費等補助金概算払申請	清酒製造業近代化事業費等補助金概算払申請書
清酒製造業近代化事業費等補助事業状況報告	清酒製造業近代化事業費等補助事業状況報告書
清酒製造業近代化事業費等補助事業実績報告	清酒製造業近代化事業費等補助事業実績報告書
消費税額の確定に伴う報告	消費税額の額の確定に伴う報告書
清酒製造業安定事業費等補助金交付申請	清酒製造業安定事業費等補助金交付申請書
清酒製造業信用保証基金造成事業実績報告	清酒製造業信用保証基金造成事業実績報告書
容器包装多量利用事業者における定期報告	定期報告書
自主回収認定における申請	自主回収認定申請書
自主回収認定における定期報告	自主回収状況報告書

手続名	帳票名
証明書交付申請	証明書交付申請書
税率の特例適用に係る製造場の選択届出	税率の特例適用に係る製造場の選択届出書
酒類製造・販売業免許の期限延長・条件緩和・解除申出書	酒類製造・販売業免許の期限延長・条件緩和・解除申出書
届出による期限付酒類小売業免許期限延長申出書	届出による期限付酒類小売業免許期限延長申出書
届出による期限付酒類小売業免許取消届出書	届出による期限付酒類小売業免許取消届出書
酒類蔵置場の期限延長・条件緩和申出書	酒類蔵置場の期限延長・条件緩和申出書
陳述書	陳述書
聴聞関係文書等閲覧請求書	聴聞関係文書等閲覧請求書
聴聞期日・場所変更申出書	聴聞期日・場所変更申出書
代理人資格証明書	代理人資格証明書
代理人資格喪失届出書	代理人資格喪失届出書
参加人許可申請書	参加人許可申請書
補佐人出頭許可申請書	補佐人出頭許可申請書
酒類保存命令申請書	酒類保存命令申請書
酒類保存証書	酒類保存証書
酒税担保提供先指示請求書	酒税担保提供先指示請求書
酒税担保提供書	酒税担保提供書
未納税引取場所適格証明申請書	未納税引取場所適格証明申請書
令和 酒造年度 清酒製造状況等申告書(試験醸造分)	令和酒造年度清酒製造状況等申告書(試験醸造分)
試験醸造清酒の評価等申告書	試験醸造清酒の評価等申告書
差額課税申告に係る納税申告の特例承認申請書	差額課税申告に係る申告期限の特例承認申請書
差額課税申告に係る申告期限の特例適用廃止届出書	差額課税申告に係る申告期限の特例適用廃止届出書

手続名	帳票名
差額課税申告に係るみなし納税地変更承認申請書	差額課税申告に係るみなし納税地変更承認申請書
地理的表示の指定に係る申立書	地理的表示の指定に係る申立書
地理的表示の指定の変更に係る申立書	地理的表示の指定の変更に係る申立書
地理的表示の指定の取消しに係る申立書	地理的表示の指定の取消しに係る申立書
地理的表示の保護をしないことを求める申立書	地理的表示の保護をしないことを求める申立書
地理的表示の保護を求める申立書	地理的表示の保護を求める申立書
酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書	酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書
事業計画書(変更用)(租税特別措置法第 87 条用)	事業計画書(変更用)
旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書	旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書
旧租税特別措置法等の適用を取りやめる旨の届出書	旧租税特別措置法等の適用を取りやめる旨の届出書
承認酒類製造者であることを取りやめる旨の届出書	承認酒類製造者であることを取りやめる旨の届出書
酒類製造者が主となって組織する法人が酒税特例措置を受ける旨の届出書	酒類製造者が主となって組織する法人が酒税特例措置を受ける旨の届出書
実績報告書(租税特別措置法第 87 条用)	実績報告書

(注) 最新のイメージデータで提出可能な手続一覧については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/search/unsupported.htm>) でご確認ください。

[illegible]

e-Tax で利用できる酒税関係の手続について

○ 酒類製造業者の方が利用できる主な手続

- ・ 酒税の納税申告及び納付
- ・ 酒類の製成及び移出の数量等申告
- ・ 酒類の移出数量明細書の提出
- ・ 酒類等の亡失・腐敗の届出 など

○ 酒類販売業者の方が利用できる主な手続

- ・ 酒類の販売数量等報告
- ・ 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告
- ・ 酒類販売管理者の選任（解任）の届出
- ・ 酒類蔵置所設置・廃止報告 など



イータ君

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e - コ ク セ イ

☎0570-01-5901

受付時間：平 日 9時～17時

（年末年始を除きます。）

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定などに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎0120-95-0178

受付時間：平 日 9時30分～20時

土日祝 9時30分～17時30分

（年末年始を除きます。）

（音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、原則として、個人番号又は法人番号の記載が必要です。個人番号を記載した申告書等を書面で提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ですが、e-Taxを利用して送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です。国税に関するマイナンバー制度の詳しい情報は、国税庁（www.nta.go.jp）のトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をクリックして、ご覧ください。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。